

らうと思ふ。尙此項の最後に當つて一言することは、此の推論時代に於ける建築材料の事であるが、木材が主要な部分を占めてをつたことは伊東博士も言はれる様にその建築關係の文字が、殆んど木に關する字である所からも推察出来るのであつて、その構造の大部分は木材であつたことは想像に難くないが、それと共に今日の民家に行はれてゐる様な壁體のみは石や煉瓦等で積むことが行はれてゐたのではないか。その理由として私は擧げ得べき適當な資料を持たないことは遺憾であつて單なる推量に過ぎないけれども、五欄三間とか七間五架といふ様な建物の大きさを表はす言葉が、總べてその正面は平面フツに於いて表はし、側面は立面ユクバシヨに依つて表はしてゐるといふことは、少くともその側面の壁體は、石又は煉瓦の類で積み上げた爲めに、その大いさを表はすに小屋組に依らねばならなくなつたのではないか。但し單なる想像に止まるのであつて、尙後日の研究に俟たねばならないが、かくの如き習慣が生れたとするならば、恐らくは壁體を石又は煉

瓦で積むことは古代からあつたのではないかとも思ふ。然し考工記の記載に依るとその建物の大きさを表はすに、別に斯くの如き方法を用ひてゐないから、矢張り中世以後の事であるかも知れない。それから一番初めに引用した易經や墨子の文に宮室といふ語が見えてゐるが、この宮又は室に關しては爾雅釋宮には「宮謂之室。室謂之宮」として兩者同様に解してゐるし、那波氏は二三の文を引用して必ずしも帝王のものゝみでなく、古くは一般庶民のものも矢張り宮といつたといふ事を論じて居られるが、要するに單に文字の上のみではなく、事實上その建築にも王者のものと庶民のものと多くの差のあるものではなく、總べて皆簡單なものであつたらう。殷代の歴史は比較的傳はる所が少ないけれども、屢々その都が遷されてゐる事は知られる。これには種々な理由もあるであらうが、建物が簡單であつた爲めに容易に遷都が出来たのであつて、この點に於いては我邦の飛鳥時代及びそれ以前の事情と甚だよく似てゐるもののあることを思ふ。

註

- (1) 支那學第二卷第三號一八頁。
- (2) 建築雜誌第三一八、三二〇、三二一、三二三、三二四、各號所載後藤朝太郎氏著『文字上より見たる支那古代建築』參照。
- (3) 支那學第二卷第三號那波利貞氏論文參照。
- (4) 印度南部 Nilgiri Hill に住するトータ人 (Todas) の家屋。P. 189 "The Living Races of Mankind"
- (5) 大正十五年六月十九日發行遼東新報夕刊の報する所に依ると千葉縣下で今回發掘された住居跡は楕圓形の堅穴であるらしい。
- (6) 支那學第二卷第十號。
- (7) 工程做法に依ると中央の間を明間。その左右を次間その左右を稍間と稱してゐる。
- (8) 我國では建物の大きさを言ひ表はす爲めに平西に關する言葉を用ひる。例へば七間五面。五間三面等といふ、間は正面の柱間、面に側面の柱間をいふ。

## 二 周時代の建築

支那の確實な歴史は周代から始まるものと一般にされてはゐるが、後半期はともかくとして、その初期の歴史は傳へらるゝ所が果してどの程度に事實であるか、甚だ疑はしいものである。がともかくもその建國の歴史として語られてゐる所に依ると、堯舜の頃に后稷であつた所の、粟の後裔であつて、代々西戎の間に住んで居つたが古公亶父が始めて岐山の南の周原に國を建て、周と稱したのであるが、土地の豊饒な爲めに従來の戎狄の風を改めて土着の農民となつて建築などを營んだ。その子には太伯、虞仲、季歴の三人があつたが季歴が大任を娶つて昌を産んだが、其産れる際に嘉瑞があつたといふので亶父は位を季子の季歴に譲らうとするの意があつたのでそれを知つた長子の太伯と次子の虞仲は國を逃れ出て終つたので亶父の後は季歴が繼いだといふ様な話しが傳へられるが、果して事實を傳へた

ものかどうかは分らない。季歴の次ぎがその子の昌であり、昌は祖先の遺業遺法に遵則して徳政を布いたので、多くの部落が歸服し勢盛大となつて、所謂西伯となつて西方の雄となつた。後西伯は次第に強大となり、都を周原から豊邑に遷し、その翌年に死し、その子の發が位を繼いだ。發は有名な太公望、周公旦、召公等の輔佐に依つて益々盛大となつて、位を繼いで後十一年殷の紂王を滅し亶父を太王、季歴を王季、昌即ち西伯を文王と謚し、同族を始め功臣や先王の子孫を封じて都を鎡京に營んで西都とし、東に洛邑を營んで東都とした。周武王といふのは此の發の事であつて周室は此の武王から三十七世八百六十七年間續いたのである。八百六十七年間といへば随分に長い年代であるからその初期の文化と末期の文化との間には格段の進歩發達があつたものと見なければならぬ。伊東博士は此の周代八百六十七年間を「少なくとも三期に區分さるべき性質のものである」として

第一期 初期、武王元年より平王四十八年まで、即ち周初時代、四百年間。

第二期 中期、平王四十九年より敬王三十九年まで、即ち春秋時代、二百四十二年間。

第三期 後期、敬王四十年より赧王十八年まで、即ち戰國時代、二百一十五年間。

の三期を示して「この第一期は漢民族固有の藝術が始めて藝術としての價値あるものとして現はれた時代であり、第二期は夫が更に洗練されて精巧の域に達し、第三期は更に成熟して驚くべき發達を遂げた時代でなければならぬ」と言つて居られる。私も大體その想像に賛成するものではあるが、然し恐らくは單なる想像に過ぎないものであつて今日之れを科學的に立證するの道はない。それは決して藝術に於いてのみではない、一般の文化が恐らくは略ぼかくの如き階梯に進んだものであらうが、それさへ的確な根

據の上に立つて斷することは今日では甚だしい疑であると思ふ。東洋史家は一般に周時代と稱するものを彼の幽王が驪山の下で火戎に弑せられて太子の宜臼が、諸侯に擁せられて洛邑に都した事實を周の東遷と稱してゐる、これが即ち平王であつて西紀前七百七十年であるが、これから後の威烈王の二十三年に韓、魏、趙の三家が諸侯に列せられた頃、即ち西紀前四百三年迄の三百六十八年間を春秋時代と稱し、その後秦が支那を統一する迄百八十三年間を戰國時代と言つてゐるのであるが、此の春秋時代以後の史實は先づ大體に於いてこれを信憑しても好いであらう。それ以前の周初の文化状態は實に甚だ疑はしいものである。その史實を傳へるものが皆無であるのではないが、多くは春秋戰國時代以後の思想に依つて類推されたものであつて、一二の文献例へば尙書の如きものの断片的史料に依つて考究するより他に途がないのであるから、此の頃の建築の状態などはその大體を類推するに止まるのみである。一般に周の文物制度例へば封建制度

の内容や、官制、兵制、田制税法、學制といった様なものが禮記其他に明細に書かれてゐるけれども、大體それに類した制度が行はれて居つたであらうといふ事を知るに足る位のものであつて、あの記載の内容の制度が周初時代既に完備して居つたものとは認め難い。従つて周初の建築の事項を比較的詳細に記してある彼の考工記の文の如きも、既に前章でも注意した様に周時代のものをごの程度まで精確に傳へたか、之れ亦頗ぶる疑はしいものである。だから前記の諸書に依つて周初の建築の詳細を論ずることは甚だ危険であつて、恰かも私が既に前章に於いて周時代以前即ち夏殷頃の建築を考工記の文から推して、或はその他の點から考へて單に矩形の平面と切妻形の立面との以上を想像することは、出来ないと言つた範圍から、僅かに一步を出す程度のものに止まるのである。次ぎに春秋時代はどうであるかといふに、此の三百六十八年間は所謂列國抗爭の間にあつたけれども、一方その文化の發達進歩も亦著しいものがあつたらしい。而かもそれ

等文化の内容は有名な孔子が生れて支那文化の根幹を作り上げたといふ點から見ても略ぼ察せられるのであつて、孔子の編纂した魯の史記即ち春秋や又は左氏傳等の文献に依つてもこれを知ることが出来る、又その他の比較的信憑するに足る文献に散見する所のものから推しても、春秋時代の文化は周代初期のものに比して著しい發達を遂げてゐることが知られるから、建築の方も當然相當程度の進歩をしたであらうといふことは、先づ之れを認めても好いであらう而かも此等の文化は、勿論漢民族固有のものではあるけれども、然し嚴密な意味から言つて外國の影響が全然なかつたといふことは之れを斷言する事は出来ないのである。例へば彼の戰車(1)の如き或は天文曆法の如き之れを外國から學んだものとすることは出来ないにしても、それと同時にその外國文化の影響を否定するに足る的確な根據もない。けれども春秋時代の文化は或は外國文化の影響があつたかも知れないといふ位の疑問を残して、大體それを漢人の文化と見て差し支へはない。次ぎに

史家に依つて戰國時代といはれる百八十三年間の文化はどうであるかといふに、以前の春秋時代より更らに一層進歩發達したものであつて、而かもそれ等の内容は比較的よく確實な文献に依つて傳へられてゐる。今此處にそれ等の詳細に就いて記述するの餘白を有たないけれども、周代八百六十七年間の文化はその初期のものと、末期のものとの恐らくは格段の相違のあつたことは、之れを容易に想像し得るであらう。既に一般の文化がさうであるとするれば、建築等も矢張り可成り發達したに違ひない。的確なことは知り得ないけれども、周初には尙充分の發達もなさず、極めて簡單素朴なものであつたにしても、八百年に餘る文化發達の過程に於いて、當然それに伴ふ進歩はあつたものとしなければならぬのであつて、詩經や、禮記其他に散見する建築上の事情や或は考工記に記載されてゐる事柄等は、周初のものとは考へられないが春秋から戰國時代にかけてのその略々實狀を傳へたものとしても、必ずしも不合理ではない。只幾度も繰り返す所で

あるが周初から春秋にかけて馮據すべき文献が甚だ僅少である爲めに、曩きに紹介した様な伊東博士の三期の區分に從つて記述するの資料を得ることが出来ない。従つて以下周時代の建築として記述しようとする所のものも、實は中期以下のそれであるとした方が至當であるであらう。今は只八百六十七年間の建築を一纏めにして周時代建築として述べるつもりではあるが、その間に今述べた様な非常な進歩發達があつたことを豫め認めなければならぬのである。

註

- (1) 東洋學報第二卷所載松井等氏「支那古代の戦車」  
藝文第四年五、六、七、九號所載新城博士論文「支那上代の曆法」  
史林第三卷第一號所載新城博士論文「二十八宿の傳來を論ず」  
東洋學報第九卷第十一卷所載飯島忠夫氏論文同十一卷一、二、三號所載飯島氏「支那上代に於ける希臘文化の影響と儒教經典の完成」同十二卷一號所載飯島氏「支那古曆法餘論」。同十三卷二號所載飯島氏「印度の古曆と吠陀

成立の年代」等参照。

### 都市建築

傳へられる様な内容を有つた封建制度が、周代にあつたかどうかは甚だ疑はしい。周代のみでなく禹貢の時既に五服の制(1)があり、周に九服の制(2)があつたといふがその傳へられる如き内容のものは考へられないにしても、原始的な純粹な形式で封建の制があつたらうといふことは信じ得られる。尙又封建諸侯には、公、侯、伯、子、男の爵位があつて公、侯には、方百里を與へて大國と稱し、伯には方七十里を與へて中國と稱し、子、男には方五十里を與へて小國と稱し、五十里未滿のものは附庸と稱して諸侯に隸屬せしめた。そうして全土を九州に分つて、王畿方千里には大國が九つ、中國が二十一、小國が六十三、合計九十三の國とし、その他の八州には大國三十、中國六十、小國百二十、合計二百十國を封じたので總合計即ち九

州の諸侯の國は、千七百七十三國である。又王畿方千里の外に方伯を設けて、五國を以つて屬とし、これに長があり、十國を以つて連とし、之れに帥があり、三十國を以つて卒とし、これに正があり、二百十國で州とする。此の州には伯があり、八州で計八伯五十六正百五十八帥三百三十六長ある。そうして八伯は各その屬を以つて天子の老に屬し、二老は天子の左右となつて天下を分つてゐるといふ様な甚だ整然とした内容が傳へられてゐるのであるが、これは前にも注意した様に周禮や禮記といった様なもの内容が必ずしも總べて事實として信じられないものであつて恐らくその編者が理論的に作り上げたものと考へられてゐるもので、全然事實として認め難いものではあるし、又事實上こんな多數の諸侯を封することは不可能であつたらうが、然し極く純粹な民族的部落として、その勢力維持又は扶殖の爲めに生じた一種の國家的の體制を以つて封建制度が行はれて居つたことだけは確かであらう。だから先づ周の國都があり諸侯は各々國を有つて居

つたのでそれ等は矢張り周の國都に倣つたものに違ひないが、然らば周の國都とは如何なる形式のものであつたか。詩經の大雅文王之什。縣篇はそれを窺ふに足るものであるから今此處にその全文を引用すると「縣縣瓜瓞。民之初生。自土沮漆。古公亶父。陶復。陶穴。未有家室。古公亶父。來朝走馬。率西水滸。至于岐下。爰及姜女。聿來胥宇。周原膺膺。萑荼如飴。爰始爰謀。爰契我龜。曰止曰時。築室于茲。酒慰酒止。酒左酒右。酒疆酒理。酒宣酒畝。自西徂東。周爰執事。乃召司空。乃召司徒。俾立室家。其細則直。縮版以載。作廟翼翼。揀之陜陜。度之薨薨。築之登登。削屨馮馮。百堵皆興。鼙鼓弗勝。酒立臯門。臯有仇。酒立應門。應門將將。酒立冢土。戎醜攸行。肆不殄厥愠。亦不隕厥問。柞棫拔矣。行道兌矣。混夷駸矣。維其喙矣。虞芮質厥成。文王騶厥生。予曰有疏附。予曰有先後。予曰有奔奏。予曰有禦侮。」とあるが、始め戎狄の間にあつて穴居位をして居つたのが漸く定住してその居を龜卜によつて定めて宮室を作つたので「酒左酒右」とい

ふのはその當時の都市計畫を知るに足るもので、王宮を中央にして民の居宅をその左右に即ち東西にしたものだといふ風に解釋されてゐる。そうして此れ等が出来ると、次ぎに民治教育農商を掌つてゐる地官司徒や、百工土木のことを掌つてゐる冬官、司空等を召して王室の營作を始め「其繩則直」とある如く平面を定めるには繩を引いて正しくその位置を定める。王室の周圍には土塀を作りその正門即ち應門を作り更らに國都の外周にも土塀を作りこれには阜門を設けた。土塀は「縮版以載」「百堵皆興」とあるが堵は五版、版とは廣さ二尺の板で五版で一丈これを重ねて土を積んだものと解釋されてゐるけれども、そんな寸法は勿論信じられない。只以上詩經の文によつて知り得ることは、國都はその周圍に土築の塀——その形式は今日から考へる様な牆壁とは全然異つて單に土を推積した位の程度であつたかも知らない——がありこれに阜門といはれる門のあつたこと——此の門も或は單なる出入口であつたかも知れない——その國都の中央に更らに

一區劃があつて、これに應門が設けられ、その中に王宮があつたこと、應門の外には一般の民家があつたこと等はその程度や形状は想像することが出来ないにしても、存在してゐたことは事實であつたらう。其他地を祭り、社稷を祭る爲めの設備があつたらしいことも、此の詩の句に依つても察せられるし論語や禮記等にも屢々その事を知るに足る句は出て来るから今日の天壇地壇といふ様な考へは既に當時存して居たものであらう。又その形式に就いても何等知るべき途はないが、論語、八脩篇に「哀公問社於宰我。宰我对曰。夏后氏以松。殷人以柏。周人以栗」云々とある所から考へると恐らくは土を積んで壇としこれに樹木を植えたものゝ様である。

註

- (1) 五服。都の周圍五百里を甸服、その周圍五百里を侯服、更らに五百里を綏服、更らに五百里を要服、更らに五百里を荒服と稱し甸服は王の直轄領、侯服は郷大夫の采地及諸侯の封地、綏服は服屬した土地、要服は夷狄の地、荒服は最も遠隔の蠻夷の地としてゐる。



(2) 九服。王畿方千里を國畿として王の直轄地、その周圍五百里宛を各侯、甸、男、采、衛、蠻、夷、鎮、藩の九服とする。尙書崇義三禮宮室圖卷第四、九服の條等を參照。

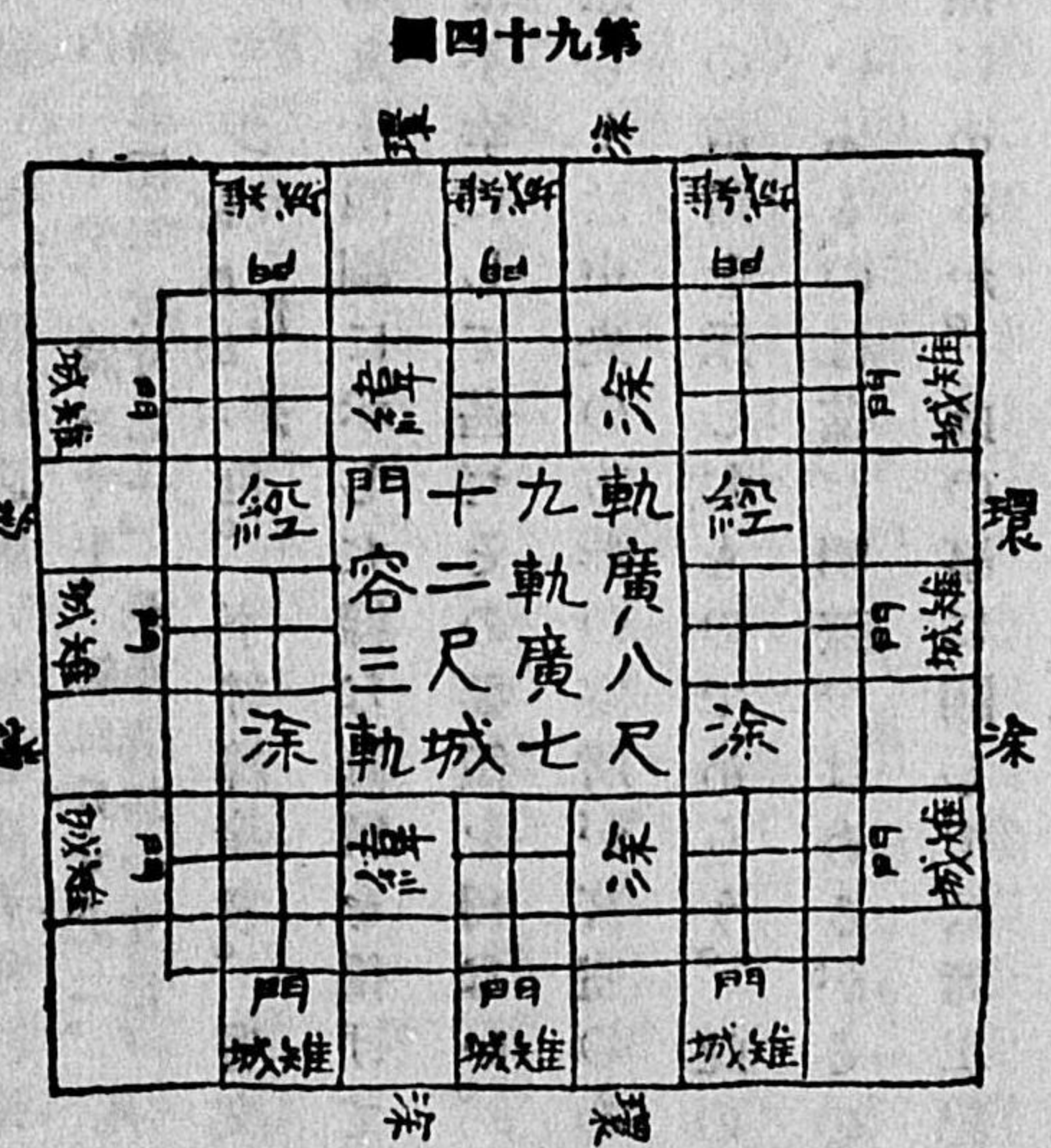
以上詩經の句に依つて知ることの出来る都市建築は甚だ簡明であるが、その詳細は勿論之れを知る由もないし、又その眞偽も的確に證明する由もないが、先づ大體に於いて當時の都市建設の形式は、以上の様な方針に基いたものではないか此の想像の傍證ともなり得るものは彼の考工記の文である考工記は前項に於いても注意した様に恐らくは漢代頃のものを基礎として書かれたらしく、周代のものをごの程度に正確に傳へてゐるか甚だ疑問である。併し乍ら前掲、詩經の句等をはつきりと想像せしめるに足るものがある。今考工記の文を掲出すと「匠人建國。水地以縣。置槩以縣。眠以景。爲規。識日出之景。與日入之景。晝參諸日中之景。夜考之極星。以正朝夕。匠人營國。方九里。旁三門。國中九經九緯。經涂九軌。左祖。

右社。面朝。後市。市朝一夫」とあるのであるが、此の中前半の匠人建國の條はその建國の意味を宋の林希逸は「建國之城也」と解し又後半の營國の條の營國とは「營國之宮室也」としてゐるが、その内容から見ても必ずしもそうと斷することも出来ない只前半の文によつて知る所はその都市建築の當初に建物の位置方位等の決定に周到の工程を取つたといふこと文けである。而かもその方法が例へば考工記通や考工記解等の著者が考へてゐる様なものであつたかどうかは甚だ疑はしい。即ちその水平を知る爲めに一種の水準器を用ひたり又は下げ振りを以つて垂直を定めるといふ様なこと、方位を決定する爲めに日景を記載したり、星辰を測定したりした事が、周初時代に行はれてゐたとしても考工記通や考工記解にある解釋の様な設備であるか否かこれを確かめることは出来ない。宋の李誠の營造法式にはそれ等の事が詳細に載せられてゐるが、恐らくは此種の後世の技術を以つて考工記の文を解釋したものであらう。尤も方位の決定に日景を利用し星辰を根據

とした事はその方法の如何はともかくとして早く既に行はれてゐたものであらう。詩經國風篇鄘一之四にある「定之方中。作于楚宮。揆之以日。作于楚室。」云々の詩によつても知られるのである。次に後半即ち匠人營國の條に於いては、その都市建築の大體をや、詳細に知ることが出来る。即ち此の文に依ると「方九里。旁三門」とあるから國都の大きさは九里四方であつて四方には各三門が設けられてゐたので計十二門になる、此の解釋は支那歴代の學者の等しく一致する所であるが、九里とは實際の寸尺でいくらであるか。試みに考工記圖の補註を見ると「六尺而步。五步而雉。六十雉而里。里三百步」とあるから一六二〇〇尺平方(1)即ち今日の一里四方の大都市である。尙同書補註には「公蓋七里。侯伯蓋五里。子男蓋三里。」としてゐるが、傳の如くんば諸侯の國都はその身分によつて以上の様な差が設けられてゐたものであらう。處がその直ぐ下に「國中九經九緯。經涂九軌。」とある句の解釋に對して考工記通の著者は「國中。城内也。經。縱也。南

北之涂也。緯。横也。東西之涂也。涂。路也。軌。車轍迹也。經緯各有路九條。每一經路之廣。可容車九乘往來。蓋乘車六尺六寸。兩旁各加七寸。輻內二寸半。廣三寸半。輹三分寸之二。是謂旁加七寸也。凡八尺。九車共七十二尺。則此涂廣有十三步司馬法六尺爲一步也。不言緯涂者。省文也。」と極めて親切に注解して、且つ第九十四圖に示した様な圖解を掲げてゐる。注解は甚だ詳密であるが此圖は不幸にして甚だその要領を得ない。他の圖即ち第九十五圖等と照合して恐らくは中央の方形の空所が宮室のある所であり、門を連ねた三條の線がその道路を示したものであらう。此の考工記通の注解に依つて「九經九緯」といふものは甚だ明瞭ではあるがその上の「旁三門」とある門と如何なる關係にあるか。此の事に關しては考工記解には「一門何取乎三路。蓋男左女右。而車行其中也。」いつてゐるが考工記圖や三禮宮室圖卷四にも此れと同じ説を掲げてゐる。考工記圖には、第九十五圖に示すもの、三禮宮室圖には、第九十圖に示すものを載せてゐるが、此の注解や圖式に依つて考

へると、幅の広い道路が三つに區別されて中央が車道であり左右が歩道となつて男は左、女は右、即ち恐らくは東側が男、西側が女といふ意であらうが恰かも今日の文明都市の道路の規式に一致したものの様でもある。果してかくの如きものが、周代の都市の形式であつたものとすれば今日の文明都市の形式は早く周代に先鞭がつけられたことになるが考工記の内容は、周代の事實を傳へたものとば考へられないし、且つ又、今日の支那都市の形式からみても、

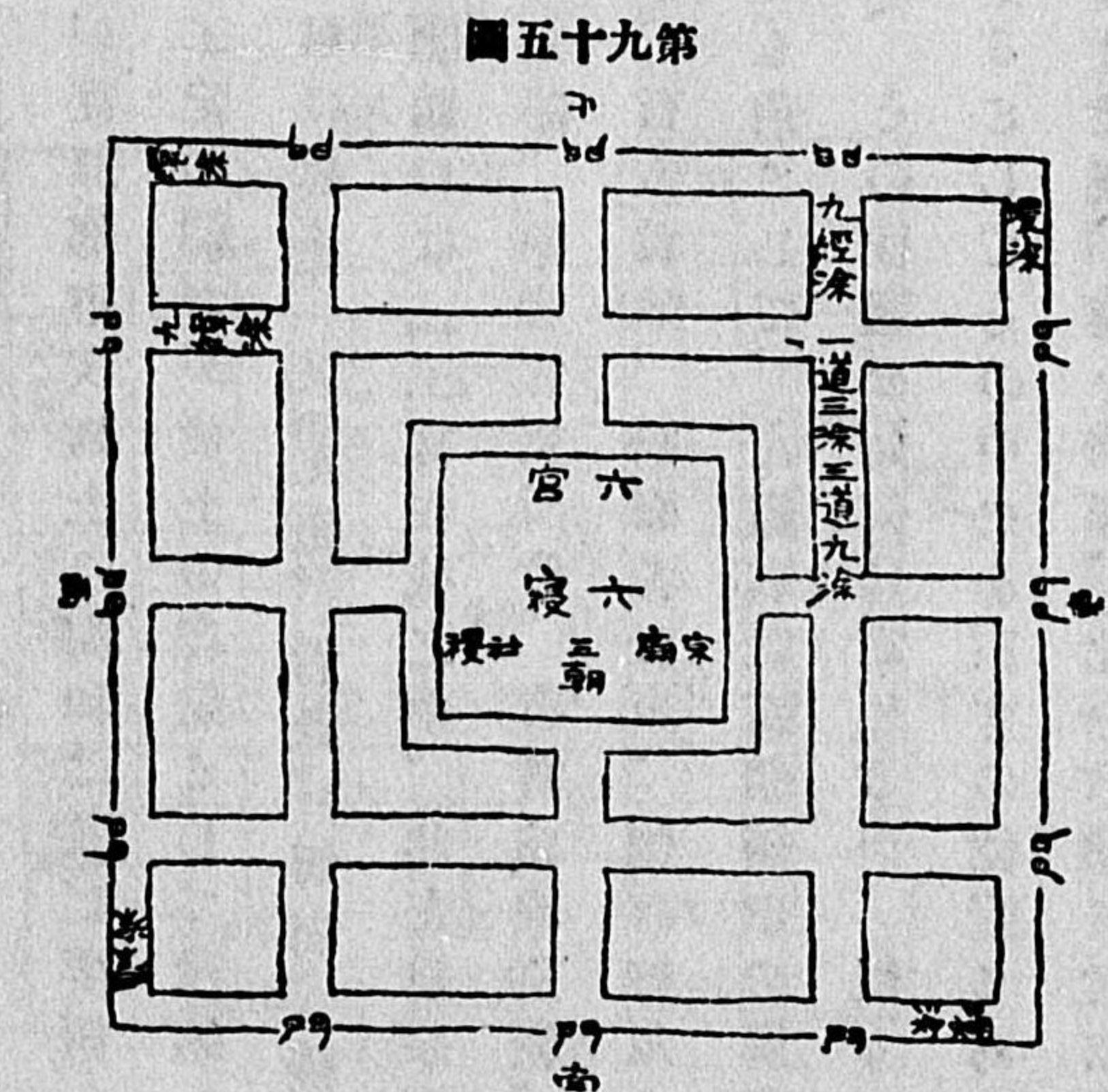


(考工記通所載) 國王經塗軌圖

或は唐時代のもの等から考へても以上第九十四、九十五、九十圖等の様な

形式のものが漢代頃と雖も行はれてゐたかどうかさへ甚だ疑問である。且つ又「旁三門」といふ句と「九經九緯」等といふ句との文字上の調和は甚だ好いが實際都市技術上の調和は甚だ要領を得ないものであるから或は漢代の考工記の編者が机上の理論として説述したものには過ぎないのではないかと私も思ふ。又「左祖。右社。面朝。後市。市朝一夫。」といふ句に對して考工記通には「王宮在城之中。其左爲宗廟。其右爲社稷。其前爲朝廷。其後爲市肆。朝者官吏所會。市者商旅所聚。必須有一夫百畝之地。然後足以容之。百步爲畝。四面各百步。側有百畝也。」とあるが「市朝一夫」といふ句は兎も角として、左祖右社面朝後市の解釋は歷代學者の略一致する所であるが、その位置を如何に定めるか、假りに前掲諸圖の様な都市の形式を肯定するとしてその中央を王宮の位置と考へこれを一區劃としてその東を宗廟、右を社稷、南を朝廷、北を市肆と言ふ様にするかといふに、これは甚だ不自然な位置であるから、矢張り中央の一區劃の中心に王宮がありその南に

一般官吏の朝する所があり東に宗朝、西に社稷を祀り北に市肆を設けたも



王城之圖(考工記所載)

の考へねばならないであらうから上掲第九十五圖考工記圖所載の圖の様な事に大體考へられる。それから「市朝一夫」は考工記通の注解する如くであつて、一夫は百畝、即ち一萬坪の面積である、處が考工記解には易山齋の注を引いて「古有三朝。内朝。治朝。外朝。亦有三市。大市居中。朝市居東。夕市居西。

此特言其一耳としてゐる。だから今若し此等三朝三市を各百畝の地域であるとすれば六萬坪の地を占めることになるが、方九里の都市に六萬坪の朝

廷、市肆を取ることは市肆の方は廣義に解して今日の文明都市の商業地區や住宅地區と見てやゝ合理化する。朝廷三萬坪は別に廣きに失する感がある譯ではないがこれ等朝廷の地域を考工記圖所載の圖のように中央宮室の區劃内に定めることはどうかと思はれる。勿論宮室のある一區劃も相當廣いものであつたかも知れないが、都市の體裁から見ても三萬坪の面積の朝廷の地域といふ事は多少廣い様な感じがある。(尤も孟子等にも、文王の圃は方七十里あつたといふ様な事が見えてゐるが、此孟子にある文王の方七十里の圃は、方九里の國都の中にあるとは思へないから、その近郊にでもあつて、王の直轄地を指したのかも知れない。)尙此等國都の周圍に道路があり又その以外の所謂郊外にも道路が造られてゐたものであつて、それ等の道路の幅員は城内のものよりも狭い、考工記に「經塗九軌。環塗七軌。野塗五軌。」とある經塗は、城内の道路、環塗は城の周圍のそれ、野塗は郊外のそれを言つたものであらう。考工記通には親切に説明されてゐるから

こゝに掲出すると「經塗。謂城内之道路也。所由者多。故可容九車。環塗。謂遶城之道路也。所由者少。故可容七車。野塗。郊外之道路也。所由者又少。故可容五車。國中塗。有經有緯。不言緯者。可例見也。」とある。以上は王の都城の形式であるが、封建諸侯の國都の形式は此れを多少簡單にする程度に於いて、模したものであることは考工記本文に依つて知られる。例へば「環塗。以爲諸侯經塗。」とあつて林希逸の注には「王國經塗九軌。諸侯則七軌。如王國之環塗也」といひ又「野塗。以爲都經塗」とあつてその注には「都。在王畿之内。公卿大夫之都鄙。其塗制又殺於諸侯。但如野外之塗五軌而已。想小都亦然」とある。

蓋し以上の様な都市が周代にあつたかどうか甚だ疑はしいのみでなく、考工記編纂當時即ち恐らくは漢初の制度とも思ひ難いのは、既に述べた様な數々の矛盾があることに依つても察せられるのであつて私は或は考工記の著者が机上でかくの如き都市を想定して記述したものではないかと疑ふ

ものである。

註

- (1) 史林第十卷第一號所載藤田元春氏論文「尺の研究」參照。  
 (2) 孟子卷一。齊宣王問曰。文王之圃方七十里。有諸。孟子對曰。於傳有之云々。

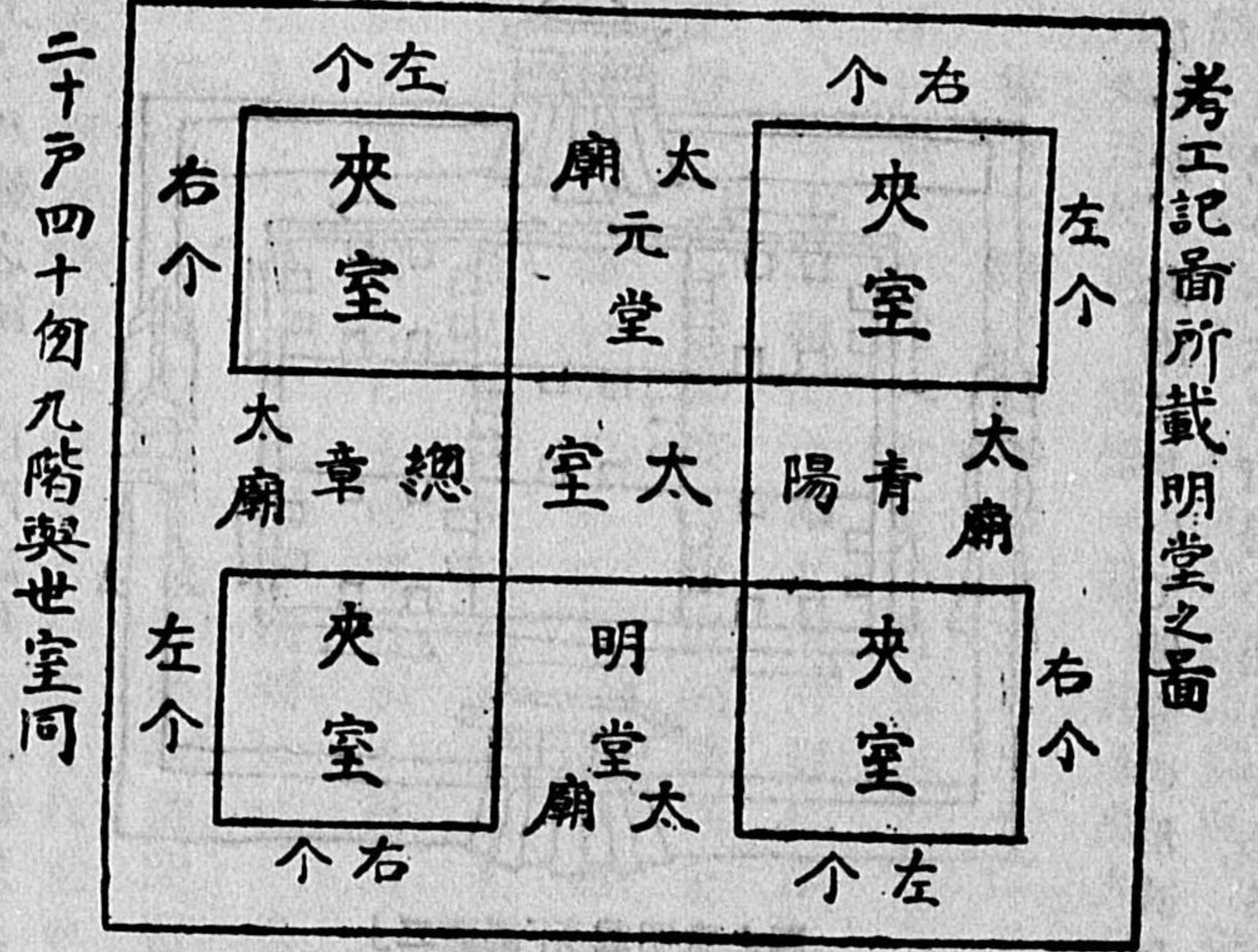
### 宮室宗廟等

古來から支那建築の中心となつてゐるものは宮室である。宮室建築が常にその主なる部分を占めてゐる。他の國では寧ろ寺院建築が中心となつてゐるが、支那のみは特殊の趣きをなしてゐる、これは古くから、王道思想が發達し王道政治が中心となつて總べてのものが組織されてゐたからである、勿論儒教などが可成り大きな影響をなしてゐるのみならず、反つて此の儒教の思想から出てその古代の王宮建築を善美なもの様に論じて、そ

の思想の根源に都合の好い様にしたのではないかと思はれぬでもない。然らば周代の宮室はどんな風であつたかといふに矢張り断片的な文献から想像するより途がないが先づ最も重なるものが明堂であらう。明堂は政教を明かにするの堂であるといはれ又諸侯の尊卑を明かにする堂であるといはれてゐるが此の明堂及宮室建築に就いてはその比較的詳細な記事が考工記に載つてゐるから先づそれを掲げると「周人明堂。度九尺三筵。東西九筵。南北七筵。堂崇一筵。五室凡室二筵。室中度以几。堂上度以筵。宮中度以等。野度以步。涂度以軌。廟門容大局七个。闕門容小局三个。路門不容乘车五个。應門二轍三个。内有九室。九嬪居之。外有九室。九嬪朝焉。九分其國以爲九分。九卿治之。王宮門阿之制五雉。宮隅之制七雉。城隅之制九雉。」云々である。

先づ右の中で明堂に就いて述べて見よう。明堂は前項の注に於いても一言注意しておいたが、鄭氏以下の諸學者は「明政教之堂也」と解してゐるが

圖六十九第



二十戸四十仞九階與世室同

禮記、明堂位、第十四には諸侯の尊卑を明かにするものであると解してその明堂に於ける諸侯の位置を詳述してある。要するに明堂は諸侯の朝する堂を言つたものであらうと思ふ。今禮記の文を見ると「昔者周公朝諸侯于明堂之位。天子負斧依。南鄉而立。三公。中階之前。北面東上。諸侯之位阼階之東。西面北上。諸伯之國。西階之西。東面北上。諸子之國。門東。北面東上。諸男之國。門西。北面東上。九夷之國。東門之外。西面

北上。八蠻之國。南門之外。北面東上。六戎之國。西門之外。東面南上。

五狄之國。北門之外。南面東上。

九采之國。應門之外。北面東上。

四塞世告至。此周公明堂之位也。

明堂也者。明諸侯之尊卑也。」とあ

るこれに依つて考へると、天子は

堂上に在るが、三公以下のものは

堂上に居るのではない。此點から

考へて來ると明堂は一つの建築物

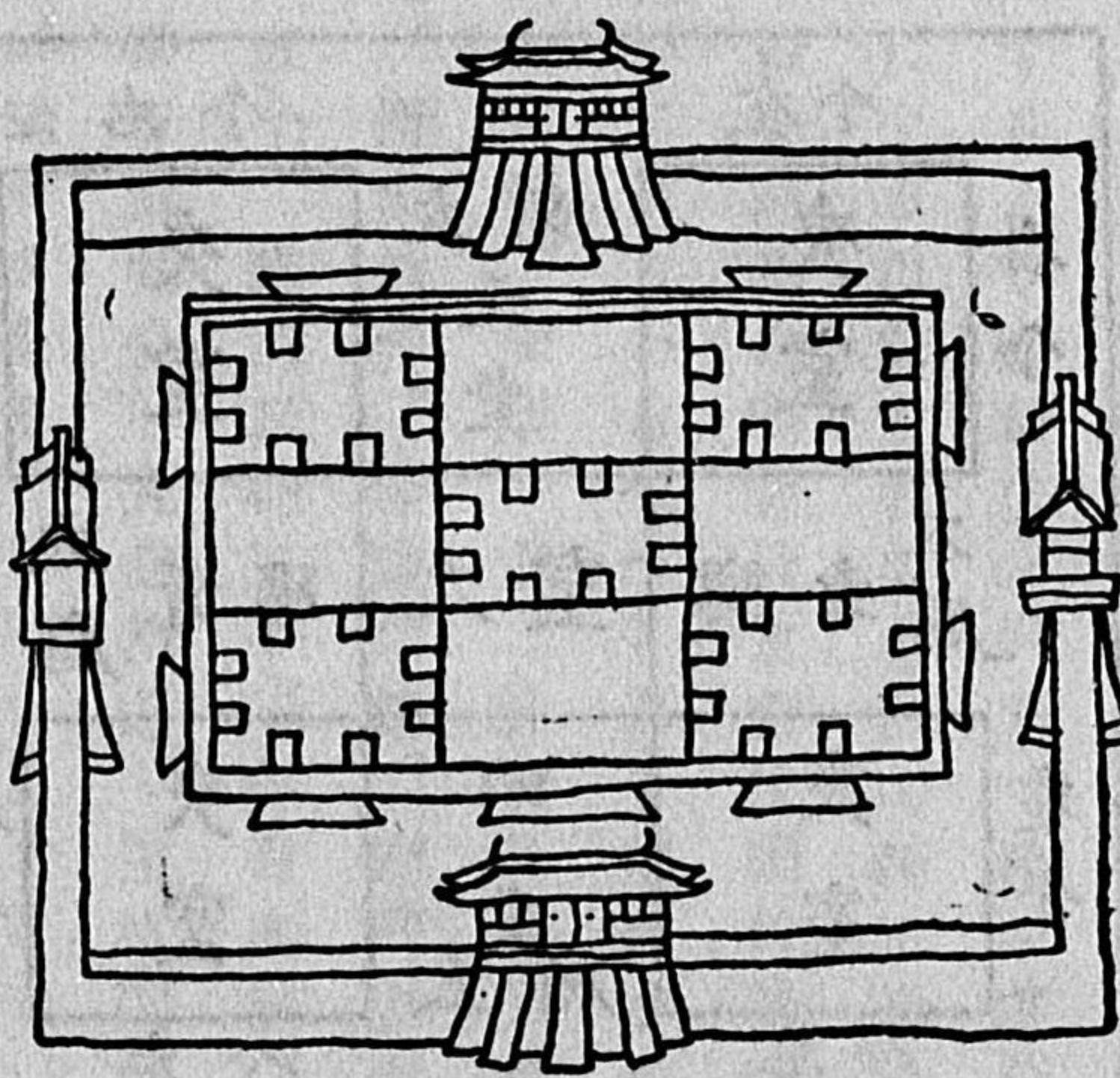
でなくて一群の建物即ち正殿、門

牆等を有する一區劃を指すもので

はないか、此處に於いて明堂の形式を考へなければならぬ。明堂に關す

る考工記の本文は前掲の通りであるが、これに對する考工記通の注解には

圖七十九第

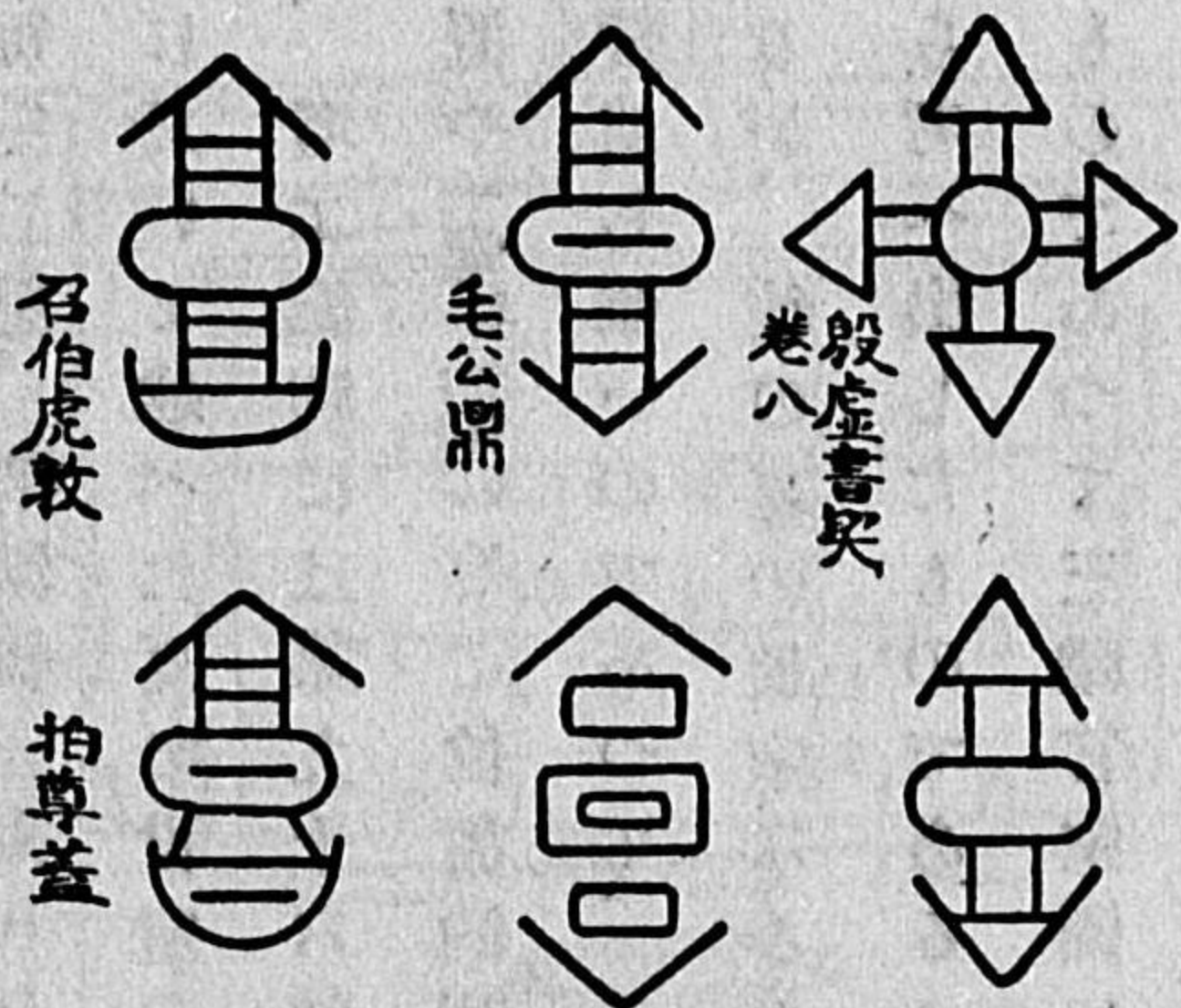


圖之堂明載所「圖禮三」

「周人明堂之制。以九尺之筵爲度。東西九筵。廣八丈一尺也。南北七筵。深六丈三尺也。堂崇一筵。其基高九尺也。堂上有五室。亦象五行、與夏制同。每室二筵。則深皆一丈八尺也。」とある。即ち寸尺の上の相違はあるが前項に於いて述べた夏の世室(第九十一圖参照)と同様の形式となるのであつて、考工記圖には第九十六圖に示したものを掲げてゐる。處が私は五室の配置や「堂」「室」等の位置的關係を支那の學者の様な意味に解することは甚だ賛成し難いのであつて、その事は既に前章に於いて一言しておいた所であるが、彼の夏の世室なるものも甚だ不可解なものであり恐らく周の明堂から考へ出したものであると思ふが、その明堂なるものは又甚だ不得要領なものであつて三禮宮室圖には、第九十七圖の様なものを載せてゐる。此の第九十七圖の様なものは全然問題にならないにしても大體此の明堂の建築は不可解なものであつてそれ丈け古來から多くの學者に依つて論議されてゐる。今淺學な私の讀んだもののみを擧げてみても、二三に止まらな

い。今此れを例擧すると考工記通、考工記解等の考工記の注解書や三禮宮室圖等は別にしても

圖八十九第



明堂廟寢通考用古文字

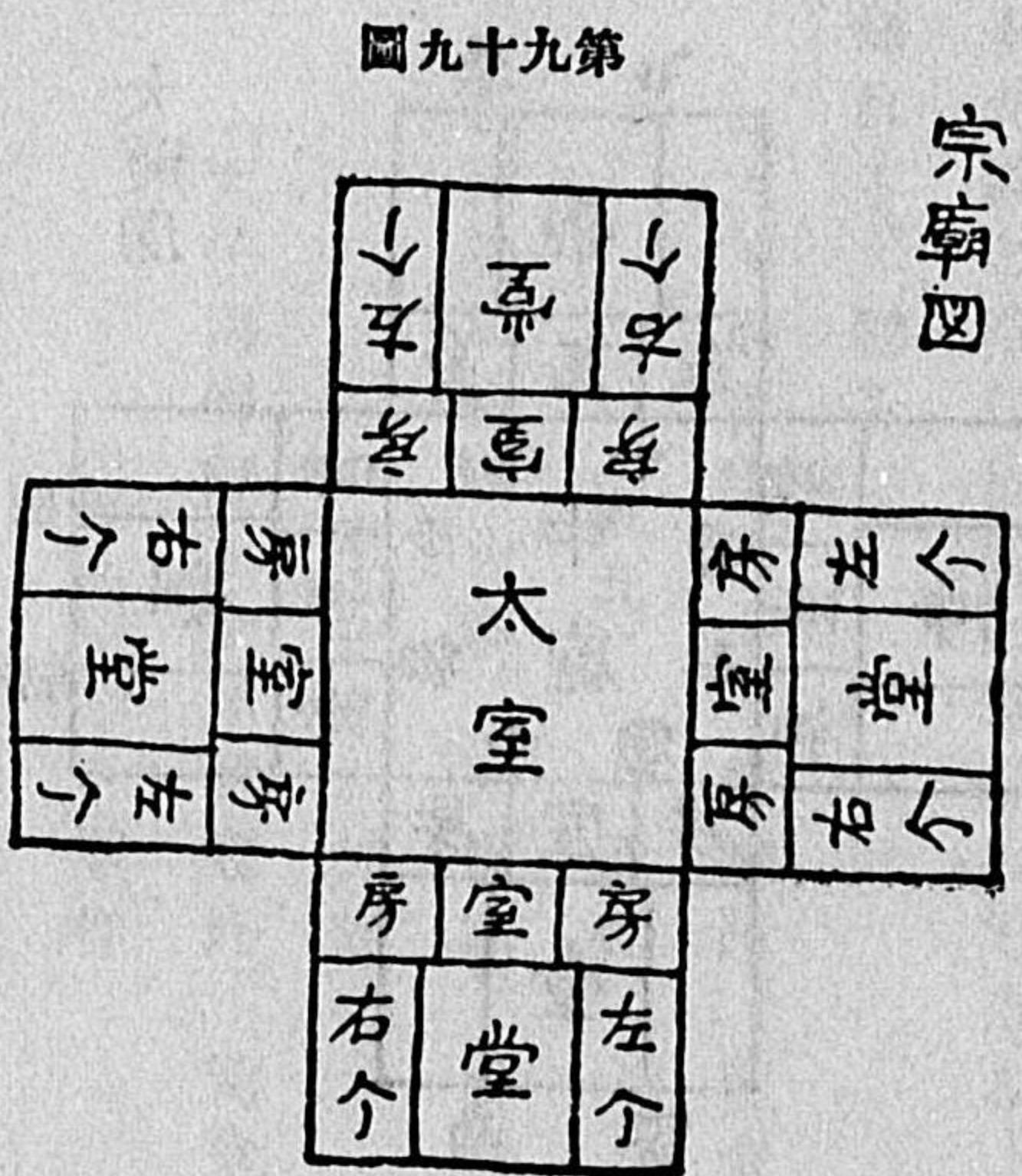
殷代文字や、周代古器の款識等の考古學的研究を應用してゐる所等、その研究の方針に於いて大いに敬服する所はあるが、不幸にして私はその説に

- 明堂制度論 後魏、李謹
- 明堂大道錄 清、惠棟
- 明堂禮通故 清、黃以周
- 明堂問 清、毛奇齡
- 明堂廟寢通考 王國維

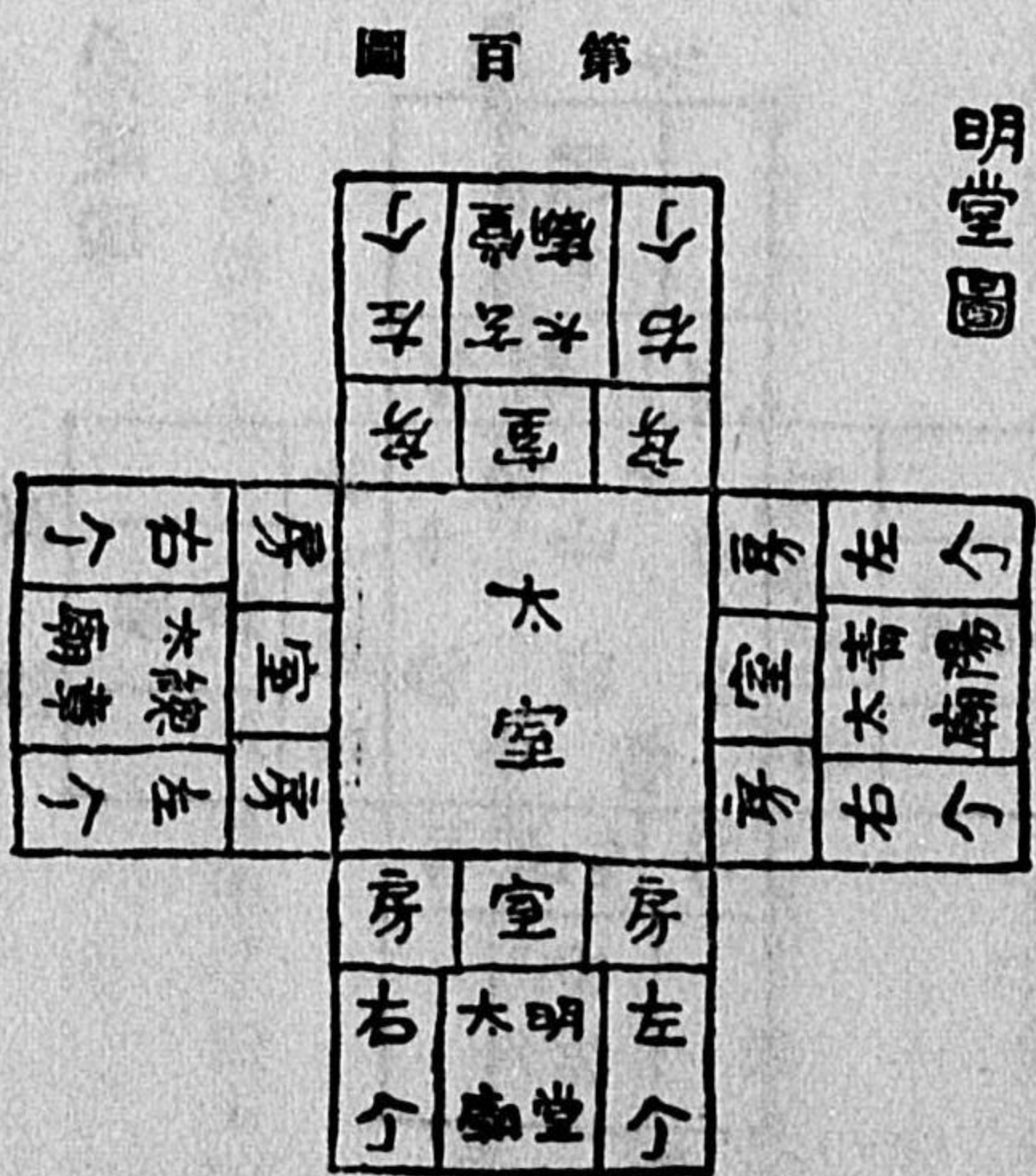
等がある。右の中で王國維の明堂廟寢通考は流石に近代の學者丈けに従來の説を棄て、新しい解釋を出してゐる。殊に彼の殷虛から發見された龜甲獸骨にある

贊成出來ないその理由は後にして、先づ王國維の説く所の大畧を紹介すると第九十八圖に示してある様な古文字、特に同圖右上にある様な字形から

宗廟圖



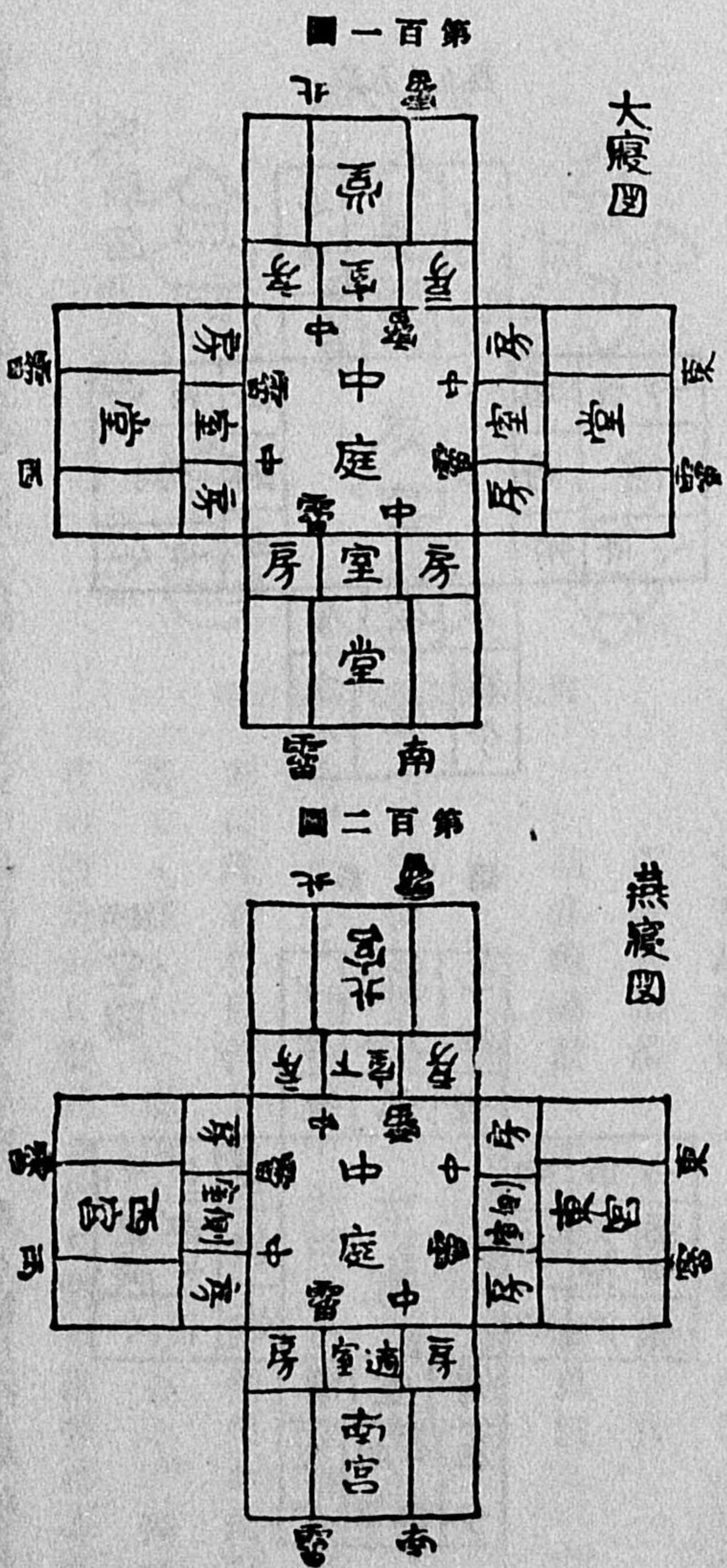
明堂圖



推して所謂五室の配置を従來の學者とは異つた解釋を下して、第九十九圖以下第百二圖迄の四つの平面圖を示してゐる。第九十八圖右上に示された



文字は殷虚書契卷八第十葉にもある、甚だ不明瞭であるが、王國維自ら目撃したものは字劃が明瞭であつて圖の様な形をしてゐるといふ、そして同



圖右下にある様な文字は、右上のもの異なるものであると論じて五室

の配置を第九十九圖以下のその様に考證したものである。而して禮記、月令第六等にある様な内容から見て一太室四堂八个の位置をそれぞれ第九十九圖の様な位置に考證してゐる。月令に依ると次の様な名稱と方位が知れる、即ち

- 〔天子居青陽左个。乘鸞路。駕倉龍。載青旂。衣青衣。服倉玉。云々〕
- 〔天子居青陽大廟。乘鸞路。駕倉龍。載青旂。衣青衣。服倉玉。云々〕
- 〔天子居青陽右个。乘鸞路。駕倉龍。載青旂。衣青衣。服倉玉。云々〕
- 〔天子居明堂左个。乘朱路。駕赤駒。載赤旂。衣朱衣。服赤玉。云々〕
- 〔天子居明堂大廟。乘朱路。駕赤駒。載赤旂。衣朱衣。服赤玉。云々〕

(南) …… 仲夏

「天子居明堂右个。乘朱路。駕赤駟。載赤旂。衣朱衣。服赤玉。云々」

(南西) …… 季夏

「天子居大廟大室。乘大路。駕黃駟。載黃旂。衣黃衣。服黃玉。云々」

(中央) ……

「天子居總章左个。乘戎路。駕白駟。載白旂。衣白衣。服白玉。云々」

(南西) …… 孟秋

「天子居總章大廟。乘戎路。駕白駟。載白旂。衣白衣。服白玉。云々」

(西) …… 仲秋

「天子居總章右个。乘戎路。駕白駟。載白旂。衣白衣。服白玉。云々」

(西北) …… 季秋

「天子居玄堂左个。乘玄路。駕鐵驪。載玄旂。衣黑衣。服玄玉。云々」

(西北) …… 孟冬

「天子居玄堂大廟。乘玄路。駕鐵驪。載玄旂。衣黑衣。服玄玉。云々」


(北) …… 仲冬

「天子居玄堂右个。乘玄路。駕鐵驪。載玄旂。衣黑衣。服玄玉。云々」

(東北) …… 季冬

此の太室以下青陽、明堂、總章、玄堂の四堂及び太廟、左右兩個の位置を、王國維は第九十九圖の如くに配し、震東は、第九十六圖の様に配してゐる。王國維の解釋は震東等の考へに比べると、確かに合理的であり、又古文字等を旁證にして、月令の文と考工記の文との調和連絡を取らうとした所は、甚だ敬服すべきであるが、實はその企ては甚だ無理であり且又賛成することは出来ないものである。何故となれば、私は元來夏の世室以下周の明堂等の所謂五室の配置に甚だ疑問を抱くものであつて、先づその示す所の平面圖を考へてみてもかくの如きものの建築があり得たらうといふ想像は後世の支那のあらゆる種類のそれから推して到底許されないことであ

るし、今假りに九十六圖の如き平面を有する建物を造るとすればその軒先きに於いて甚だしい無理をしなければならぬし且つ又中央の室の採光等は甚だ困難と思はれるが、古代技術の幼稚な彼等が何の必要あつて、そんな無理な平面を取つたか甚だ解し難い。又一堂内の室内區劃であると解すれば、更らに何の意味を以つてこんな不經濟な間取りとしたか。私はこんな點から考へても、此の五室の配置は不可解なものと思ふ。(前項夏の世室を述べた際は唯支那上代に於いてその建物の平面が東西に長い長方形であつたといふことを知れば足りたので五室の配置には深く立ち入らなかつたが決してその配置を肯定して居たのではない)これは單なる木、火、土、金、水の所謂五行説に依つて、強ひて五室を相連結して考へたにすぎないので、本來五つの建物が別々にあつたのではないかと思ふ。考工記に依ると「室中度以几。堂上度以筵。宮中度以尋。野度以步。涂度以軌。」とあるが「室中」といひ「堂上」と稱し而かも前者は「几」を以つて度り後者は「筵」を

以つて度るとあるから、室と、堂とは他の場合はともかく少くも此の此の場合明かに區別されてゐる。林希逸の註の如くであるとすると室内には几を設け、堂上には筵を用ひるから、これを單位として測定するのだとあるが「堂」とは此の場合一定の敷地内を指したものでないか。考工記の文をかくの如く解することは寸法上に多少不合理な點がないでもないが、幾度も繰り返す如く考工記の文そのものも必ずしも全部信を措き難いのであるから、これを正直に解釋しようとするには實は徒勞であると私は信ずる。王國維の示す所の配置も一應甚だ至當の如くであるけれども此が依り所とした所の殷虛發見の甲骨文字が、果して嚴格な意味に於いて科學的資料と稱し得らるか甚だしい疑問であるが、今一步を譲つてこれを信馮すべき資料とするも、これを以つて第九十九圖の如き配置を絶対に證し得るとは言はれない。如何にも四方にある  形は屋根形を表はし従つて建物を意味しても居よう、これが四方にあるから四つの建物を意味したものとはい


はれようけれども、中央の圓形又は方形の如きものを四棟の建物の中央にある建物の平面を表はしたものとのみ解すべきであらうか。寧ろ、第百一、百二圖の如きものに解すべきであると思ふ<sup>(4)</sup>。此の第百一、百二兩圖の如きも四堂があまりに接しすぎてゐる、かくの如く必ずしも接近させて考へる要はない、中央に庭があつて四方に建物があつたと考へて好いし、五堂の場合は中央と四方とにあると考へることが出来るであらう。(先般或る會合で岩間徳也氏に會つた時氏から亞の字の古文に就いて聞き亞字は建物の平面でなくて廟内の院子の道路を表はしたものだといふことを聞いた事がある。即ち十字形の路であるがその十字形の路の端に一つ宛建物があると考へるならば王國維の示す所の古文になる譯である。)それから前に掲出した禮記月令の文の事に就いても一言しておきたい。右の文は中央一箇所とその周圍十二箇所とに天子の居所を配し、此れに春夏秋冬の氣候と星に依つて方位とを組み合せてゐるが、中央大室は氣候が配されてゐない。所が此

の方位と四季との如くであるとする、天子の居所は春は東方、夏は南方、秋は西方、冬は北方となるが、これは少くとも夏の南方と冬の北方とが反對にならなければ實際上甚だしい不自然であるし、中央の大室に居る氣候がないのも滑稽である。これ等は到底事實を記載したものは考へられない。春を東として青色、夏を南として赤色、秋を西として白色、冬を北として黒色、中央を黄色と定めた所など如何にも支那人の考へそうなことであるが、これに應じて天子の居所を定めるのは甚だ亂暴であるし且つ考工記の五室と少しも調和しないし連絡がない。此の連絡調和のない別々の記事を強ひて調和させ様とした所に震東の考工記圖や王國維の明堂廟慶通考等の誤謬がある。併し乍ら私をして言はしめると考工記の記載も禮記月令の記載も何れも前述周代國都の記事と同様何等事實上の根據のない架空の曲筆である。

(明堂の建築に關しての記述は他日の機會に稿を改めてすることにして一

般的史的叙述を目的とする本稿に於いては多く深入りするを避ける。以下の記述も従つて同様である。）

註

(1) 殷禮書契考釋には形の字を「象四屋中函一庭之形」と解してゐるけれども此れを第百一、百二兩圖の標に取るの要はなからう。又禮記郊特牲第十一「家主中霤。而國主社。示本也」とあるが中霤を四屋の中央として此れを中心にして四屋が同じ對稱の位置にあつたとも考へられる。

次ぎに宮寢宗廟はどうであるか。考工記にある所の「廟門容大局七個。廟門容小局三個。路門不容乘車之五个。應門二徹三個」とあるが、これに對する考工記通の解釋は「廟門。宗廟之門也。局。貫鼎耳以鼎之木也。(中略)大局。牛鼎也。个。枚也。大局每个長三尺。廟門而能容大局七個。是闕二丈一尺也。廟門。廟內之門。即廟內相通之小門也。小局。廟鼎也。每個長二尺。廟門而能容小局三個。是闕六尺也。路門。大寢之門也。乘車廣

六尺六寸。五个則有三丈三尺。大寢之門而不能容此。必兩門乃容之。是此門容五个之半。止有一丈六尺五寸也。應門。謂正朝之門也。徹。徹也。二徹之內有八尺。二个則二丈四尺。正朝之門而容此。是其闕亦二丈四尺也」とあるが今此の解釋に従ふと次の様になる。

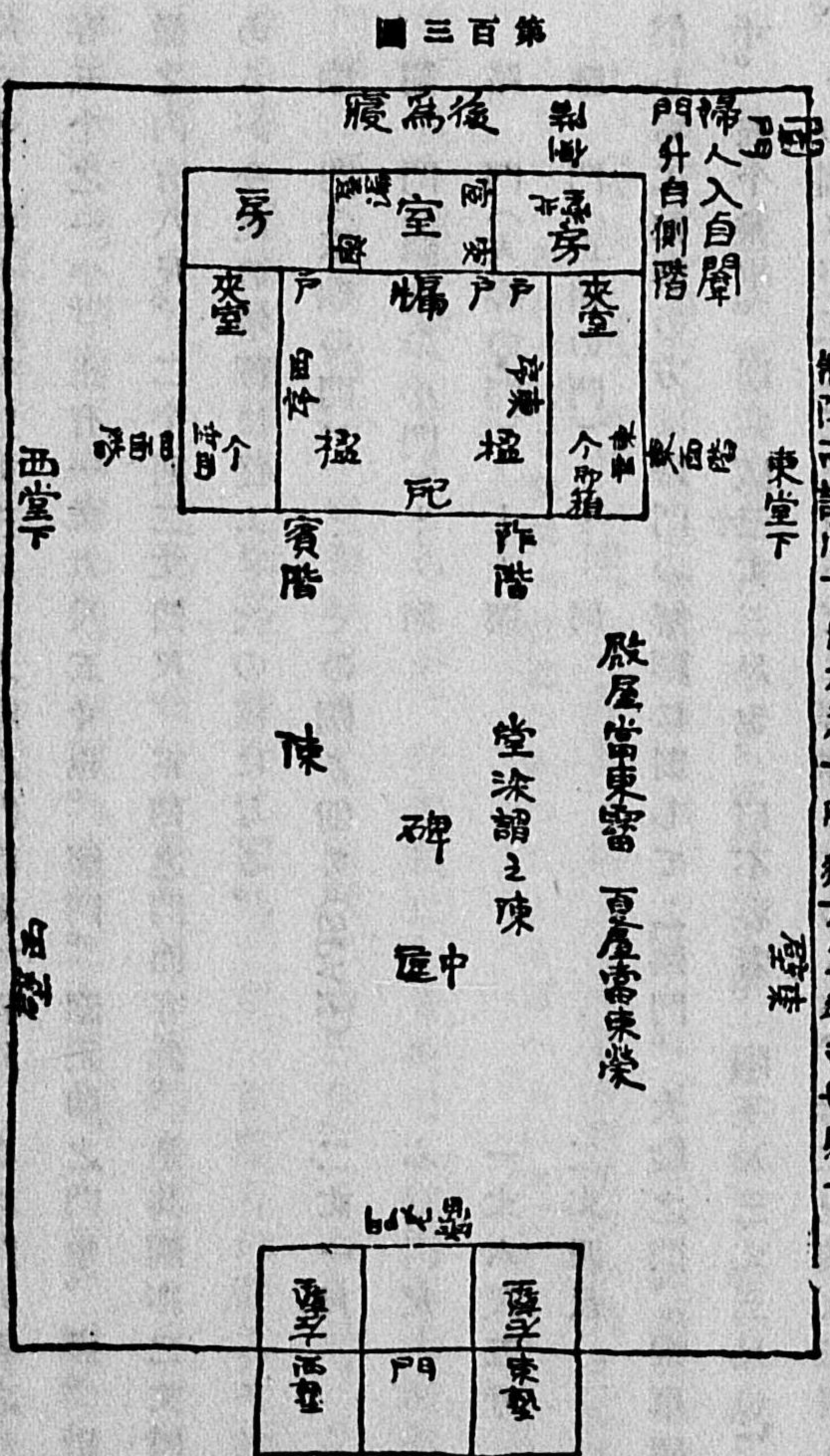
- 廟門(宗廟の門) ……その闕さ即ち(SPAN) 二丈一尺
- 廟門(廟内の小門) ……同 六尺
- 路門(大寢の門) ……同 一丈六尺五寸
- 應門(正朝の門) ……同 二丈四尺

然し考工記解の方は路門の解釋に對して「路門。大寢之門。乘車廣六尺五寸。五个乘車。則共廣三丈三尺也。曰不容者。謂不及三丈三尺也」として、その濶さが三丈三尺以下だと解釋してゐるが、考工記圖は矢張り考工記通の様に解してゐる此の考工記にある文は宗廟に關する二門(廟門、廟門)及び宮寢の二門(路門、應門)とを記してゐるが、廟門は必ずしも宗廟

内の門を指したものでどうか分らない。爾雅釋宮第五には「宮中之門謂之

宗廟

於顛命見天子路寢之制於覲禮見天子宗廟之制降而諸侯下及大夫士廢疾有等差而制別一



圖之廟宗載所圖記工考

闕」とあり郭璞は「謂相通小門也」と注してゐる。宗廟の門にしても、宮寢の門にしても、宗廟宮寢がそんなに明確に區劃されてゐたかどうかは頗ぶる疑はしいのであつて、結局は一つのものであると見て好からうと思ふが、門の名稱は古書甚だ一致を缺いてゐる。考工記圖には第百三圖のような配置を示して婦人は闕門から入つて側階を升るのだと言つてゐる。又宮寢の門に關しては、二門即ち路門と應門とを記してゐるが考工記圖の注には、

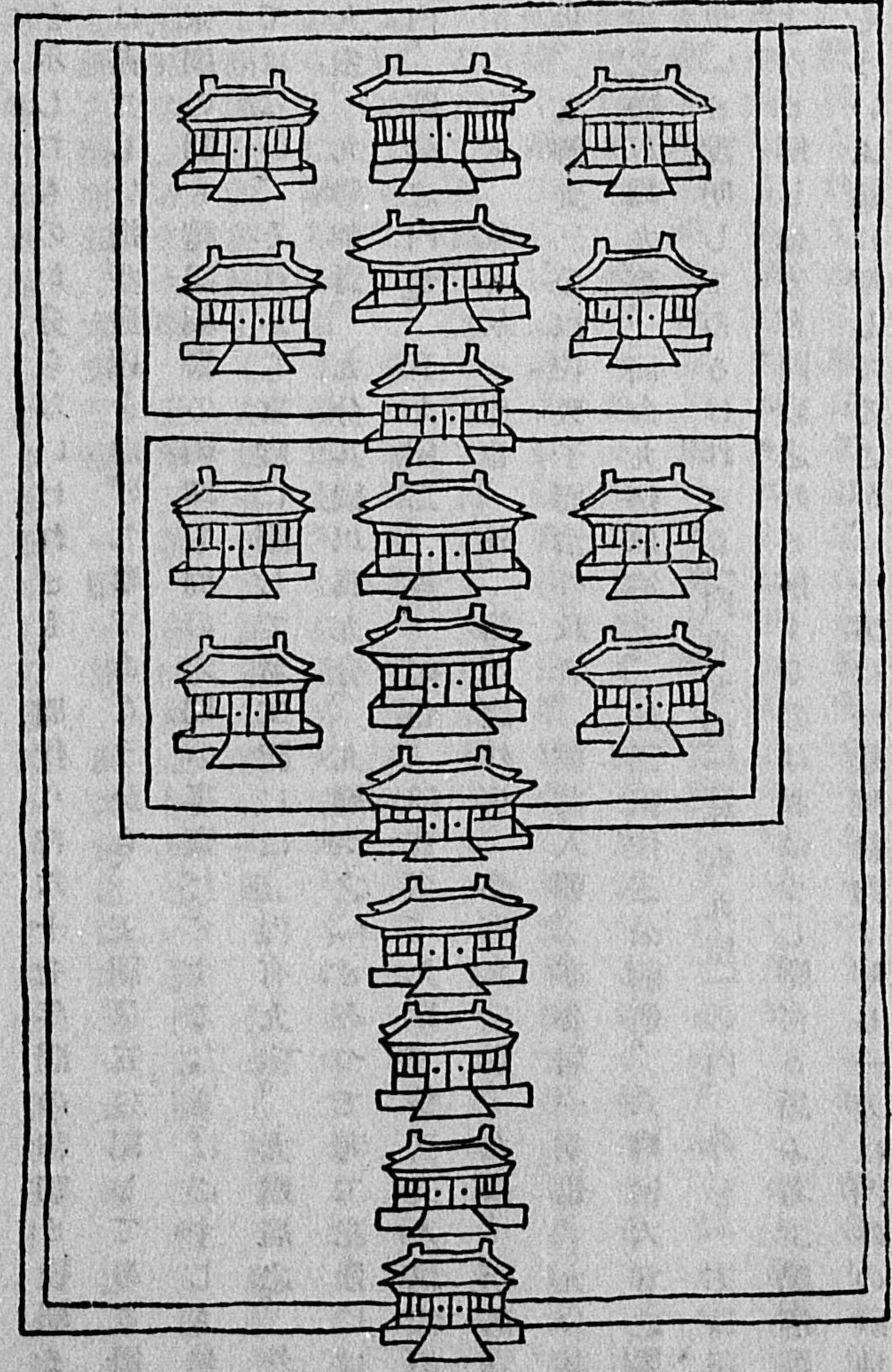
「天子五門。臯。庫。雉。應。路。諸侯三門。臯。應。路。失其傳也。天子之宮。有臯門。有應門。有路門(中略)不聞天子庫門雉門也。諸侯之宮。有庫門。有雉門。有路門。不聞諸侯臯門應門也。臯門。天子之外門。庫門。諸侯之外門。雉門。天子之中門。雉門。諸侯之中門。云々」とある然し乍ら禮記の明堂位第十四には「庫門。天子臯門。雉門。天子應門」とあり又前掲詩經の大雅文王之什、縣篇の詩には應門、臯門の名稱があり之れに對する朱熹の注には「臯門。王之郭門。應門。王之正門。」としてある。此等

數種の名稱の中で、兩雅釋宮は僅かに闕門の一つを記載してゐるに止まる。門が設けられてゐる事は勿論之れを否定すべきものでないが、如何なる位置に如何なる名稱の門があつたかそれ等は今容易に的確な事を知り得ない。宗廟そのものは第百三圖に震東が示した様なものであるかどうかは分らないけれども、傳へられる所によると、仲々立派なものの様でもある。禮記曲禮下第二には「君子將營宮室。宗廟爲先。廡庫爲次。居室爲後。」と言つてゐるこれは君子とも言はれるものは斯くの如くしなければならぬといふ誠めであるか、又は事實を言つたものか分らない、恐らくは儒教の思想からまた單なる君子の道を示したものと考へられるのであるが、ともかく宗廟を重要視してゐたものと見ることは出来る。だから同じく禮記王制第五の「天子七廟。三昭三穆。與大祖之廟而七。諸侯五廟。二昭二穆。與大祖之廟而五。大夫三廟。一昭一穆。與大祖之廟而三。士一廟。庶人祭於寢。」等は事實斯くの如き整然とした宗廟があつたのか、又は單にその規

格を示したものが分らないけれども、周代八百六十七年間の初期と後期とには甚だしい進歩發達を遂げた事であらうから、王制第五に記してある様な宗廟の制も禮記編纂の頃即ち周の末期の事實だとするならば必ずしも無理ではない。それから宮寢に關して考工記には「内有九室。九嬪居之。外有九室。九卿朝焉。九分其國以爲九分。九卿治之。」とあつて考工記通には「内。路寢之内也。有九室焉。嬪。妃也。婦官名。九嬪。贊三夫人以佐后。而治内政者。故各居一室也。外。路門之外也。亦有九室焉。九卿。三孤六卿也。九卿贊三公以佐天子而治外政者。故其入朝。亦各居一室也。九分其國中之職以爲九事。而命九卿以治之。如三孤佐三公論道。六卿治六官之屬是也。」と説明してゐるけれども「内有九室」「外有九室」の内、外を一方は路寢之内と解し他方を路寢之外と解するのは私は少し變だと思ふ考工記解等もそういふ様に解してゐるが、一方は一建築物内と解し一方は門外の敷地と見る根據は私には發見出来ない。矢張りこれは路門の内、及外としてど

ちらも一定の敷地内に九つの建物があると見るべきが至當だと思ふ。だか

圖四百第



制寢宮載所【圖三】

ら王國維が示す第一百一、百二兩圖の様なものよりも第四百四圖に掲げた三種  
宮室圖記載の宮寢の圖の配置の方が寧ろ妥當ではないかと信ずる。勿論此  
の圖に對して私は信用を置くものでは決してないが只内外二重の墻壁の内  
の方を更らに二分してゐるが此の二分した墻壁にある建物を路門と解して  
その内外の院子に建物を各獨立して配した所に、王國維等の考へよりは遙  
かに妥當な點がある様に考へられる迄である。それから次に「王宮門阿  
之制五雉。宮隅之制七雉。城隅之制九雉。」とある。これに對して考工記通  
考工記解共に殆んど同様の解釋を下してゐる、今考工記通の注解を擧げる  
と「王宮。王者之宮也。阿。門邊之小樓也。以有簷雷。晉故曰阿也。雉。  
城上之堞<sup>雉堞</sup>也。方丈曰堵。三堵曰雉。每雉則長三丈。高一丈也。門阿  
五雉。則長十五丈。高五丈也。隅。角也。宮隅七雉。高於門阿二丈也。城  
隅九雉。又高於宮隅二丈<sup>計高九丈恐無是理</sup>也。周氏云。門阿兼論其長。宮隅  
城隅。則止於高而不論長。蓋宮城甚長。不止九雉七雉已也。鄭氏云。度高



以高。度廣以廣。則是宮隅長二十一丈。城隅長二十七丈。」とあるが考工記圖の注には「阿。棟也。宮隅。城隅。謂角浮思(衆思)也。」<sup>(1)</sup>としてゐる。(衆思といふ名稱は何を言つたのか私にはよく分らない。)それから尙考工記圖の注には「門阿五雉。謂路門應門之崇也。宮隅七雉。謂阜門之崇也。」門臺謂之宮隅。城臺謂之城隅。亦謂之闕。」とあつて此等から推察すると王宮及び都城の城壁の高さを説明したものの様である。路門、應門の崇さといひ又門臺、城臺等といふ點から見ると恰かも今日の支那都城の様に城壁があつて、その上に門樓があり。隅角には所謂角樓があつた様にも取れる。(尙此の事は次項を参照して頂きたい) そうしてその城壁の高さが或は五丈或は七丈、或は九丈といつたものではないか。今周の尺度一尺を我約七寸五分<sup>(2)</sup>として、五丈は三丈七尺五寸に當り、九丈は六丈七尺五寸に當る、相當に高いものであるけれども、彼の論語子張篇の文等<sup>(3)</sup>から考へて相等に高い城壁が作られたものかも知れない。

註

- (1) 續師古曰。衆思。謂連闕曲閣也。以覆重刻垣牆之處。其形衆思然。或曰屏也。又釋名曰。衆思在門外。衆。復也。思也。臣將入請事。於此復重思之也。(依康熙字典)
- (2) 史林第十卷第一號藤田氏論文「尺の研究」(四十七頁上段參照)
- (3) 論語子張第十九。叔孫武叔語大夫於朝。曰子貢賢於仲尼。子服景伯以告子貢。子貢曰魯之宮牆。賜之牆也及肩。窺見室家之好。夫子之牆數倍。不得其門而入。不見宗廟之美百官之富。得其門者或寡矣。夫子之云。不亦宜乎。

城郭及其他

例へば禮記月令第六に「上略。修宮室。坏垣墉。補城郭。」とか「可以築城郭。建都邑。穿寶簪。修困倉。」「坏城郭。戒門閭。修鍵閉」とあるもの等を始めとして、當時の文献には城郭といふ字が随分見えてゐるし、墨子の

卷十四備城門第五十二以下備高臨、備梯、備水、備突、備穴、備蟻傳の各篇の如き甚だ有名なものであつて、その中には當時の築城の法を窺ふに足るものが甚だ多い。これ等の城郭とは如何なるものであるかといふに、それ等は總べて前第一項に於いて述べた都市の外郭にも朝鮮その他にある様な山城もあり、又單に戦争の時のみに使用する城寨の如きものも後にあつたから當時には既に行はれて居つたかも知れない、例へば彼の萬里の長城の如きも戰國時代の諸國が築いたものも多いのであつて、これを以つてその一端を知ることが出来るが支那城郭で最も主なるものは、都市の周圍に城壁を作つて所謂都城としたものである。これが言はゞ支那城郭の大きな特徴の一つである。

墨子卷十四備城門第五十二に「大城丈五。爲閨門。廣四尺。爲郭門。郭門在外爲衝。」とある丈五は此の城壁の高さを言つたものであるらしく、前項で述べた城隅之制九雉等といふのも此の城壁即ち都市の外郭の高さであ

らう。恐らくは周初の如きに在つては、その都市の外郭も單なる土壘様のものであつて、何等防禦の設備とてはなかつたものが、戰國時代に入つてその必要を生じて、著しく發達し彼の墨子の中にある様な築城の法等が、行はれる様になつたものであらうと思はれる。墨子の備城門第五十二には「城四面四隅皆爲高磨榭」とあるが、これは城壁の角々は普通の城壁よりも一段高くしたものであらうと思はれる。後世には所謂角樓等が造られてゐるが、或は當時のものにもあつたのかも知れない。

支那の建築は宗廟宮室がその中心となり且つ最も重きをなしてゐるものであることは、周代の古も、今日も、少しも變りはないのであつて前にも引用した禮記曲禮の「君子將營宮室。宗廟爲先。廡庫爲次。居室爲後」といふ語はよくその間の事情を語つてゐる。かくの如くして、支那古今大體五千年の建築史に於いて、常に光彩を放つてゐるものは宮殿建築であり又これが非常に發達してゐるのであるが、住宅建築の如きは何等進歩發達し

た跡が認められないのであつて極端な言葉で言へば原始時代から今日まで殆んど何等の變りがないといふも過言ではない。だから今此處にそれ等のものに關して記述する資料もないが又恐らくそれ丈けの域に進んでゐなかつたものであらう。今一二の事項に就いて記述しておかうと思ふ。先づ住宅の周圍には矢張り牆壁で設けられて居つたものと思はれるのであつて、例へば墨子の節用篇には「上略。宮牆之高。足以別男女之禮」とあり又論語子張篇には「上略。賜之牆也及肩。中略。夫子之牆數仞。下略」等の語が見えてゐるので分る、又此の論語の文に依れば身分の高下に依つてその牆壁には高低の差があつた様である。此の牆壁には門が設けられ門内には住宅が造られてゐる。その建物は例へば儀禮喪服篇に「上略。故有東宮有西宮有南宮有北宮。異居而同財」とある様に、必ずしも一棟のみではなく、時としては數棟があるがこれ等は今日と少しも變らないものと思ふ。又夫等の數棟は主なるものは必ず南面して造られたもので、而かも夫等は

勿論長方形で且つ切妻形であつたものと私は思ふ。爾雅釋宮第五に「西南隅謂之奧。西北隅謂之屋漏。東北隅謂之宦。東南隅謂之突」とあるがこれに依つて支那古代の家屋の平面を方形と考へ、又我邦の出雲大社のそれに關係付け様とする學者もあるが私は全然賛成出来ない。支那上代家屋の平面が長方形であるべきことは、その構造の發達上必然のものである所以を既に前章に於いて述べたのであるが、此の爾雅の文を以つて必ずしも四つ目形の正方形の間取りと解しなければならぬとは私は思はない。寧ろ單に、その方角を指したものであると解すべきである。爾雅にある文は前掲の通りであつて室之西南とは言つてゐないから或は牆壁内の住宅の敷地の四隅を指してその方角に附した名稱ではないか、郭璞は「突」の字に對して「禮曰埽室聚突。突亦隱闔」といつてゐるが、この「埽室聚突」の語は私の此の解釋を最もよく證するものではないかと思はれる。室内の間取りに關しても或は此の爾雅の文から四つ目になつた區劃法を認める人があるが私は

これを認めない、矢張り今日支那人間に尙行はれつゝある三間房子、五間房子等の形式を有したものであつたと思ふ。禮記玉藻第十三「君子之居恒當戶。寢恒東首」とある語はそれを想像するに足るであらう。

尙墨子には「生時治臺榭。死又修墳墓」とあり禮記には「古者天子諸侯。必有公桑蠶室」とあるし前掲禮記の文によつて廐庫のあつたことも知られる。

註

(1) 及び(2) 支那學第二卷第十號所載。那波利貞氏論文支那古代家屋の屋内區劃の様式に就いて。參照。

## 墳 墓

支那上代の葬法は甚だ簡單なものであつたと思はれるのであつて、その地下の構造的設備や、又は地上の標識的の構造物等は更らに行はれなかつ

たものゝ様である。例へば易經には「古者葬厚衣之以薪」とあるが彼の葬の字そのものが示す様に死體を草原の間に横へて、これを枯草や枯木で蔽ふた程度のものであつたらう。併し乍らこれはこういふ葬法が恐らく未開の民族間に行はれ易いといふ推定にすぎないのであつて、果して支那の上代の何時の頃にこんな葬法があつたかそれは勿論知る由もない。けれどももかくも、文献の上に於いて知ることの出来る版圖の古代に於いては、既に死者を葬むるの禮は相當の形式に進んで居たものゝ様であるし、而かもそれ等の事情を知るべき文獻として禮記を始めとして相當にある。墨子等にも「生時治臺榭。死又墳墓修」とある位で墨子の頃には墳墓築造の事も仲々立派に行はれたものと思はれるのである。墨子はその弊風を戒めて諄々として説いてゐることは、墨子卷六節葬下第二十五の文に依つて知られる。彼れは古の聖王の儉徳を頌して、その墳墓の簡單であつたことを述べ彼れの時代の王公の墳墓の虚禮を戒めてゐるが、その文に依つて多少當時

の葬法墳墓の様式を窺ふことが出来る。曰はく「昔者堯北教乎八狄。道死葬蠻山之陰。衣衾三領。穀木之棺。葛以緘之。既犯而後哭。滿塋無封。已葬而牛馬乘之。舜西教乎七戎。道死葬南已之市。衣衾三領。穀木之棺。葛以緘之。已葬而市人乘之。禹東教乎九夷。道死葬會稽之山。衣衾三領。桐棺三寸。葛以緘之。絞之不合。通之不塋。土地之深。下母及泉。上母通臭。既葬收餘壤其上。壘若參耕之畝則止矣。」とある。これに依つてみると堯の墳墓は棺を土中に埋めたのみで、地上には何等の盛り土がなく、舜もこれと同様であり、禹の墳墓は棺を埋葬した爲めに残つた土を、その上に盛りあげておいた程度のものであると解すべきである。禮記檀弓篇には「有虞氏瓦棺。夏后氏聖周。殷人棺槨。」とあり又古史考にも同様の記事がある。果してどの程度まで事實であるか、現今の支那考古學はこれを證するの道がないが、死者をそのまま土葬にしたとは思へないから、何等かの棺に納めたことは事實であらう。殊にそれに瓦棺等があつたかどうか勿論分らな

い。況んや棺を納むべき槨があつたか否か塋があつたか否か證するの途はないが文獻の上から推察することは出来る。墨子卷六節葬下第二十五に「今王公大人之爲葬埋。則異於此。必大棺中棺。革闔之三椽璧玉即具。戈劍鼎鼓壺盞。文繡素練。大鞅萬領。輿馬女樂皆具。曰。必極珍美通。壘堆倣山陵。」とあるし又禮記喪大記には「君大棺八寸。屬六寸。屬四寸。上大夫大棺八寸。屬六寸。下大夫棺六寸。屬四寸。士棺六寸。」又同書檀弓篇には「天子棺四重。水兕革。棺被之。其厚三寸。他棺一。梓棺一。四者皆周。」とあるがこれ等の文に依つてみてもその棺を納める爲めの立室(1)があり、立室に通ずる爲めの美道があり、此の上には封土があつて、その封土は墨子に「壘堆倣山陵」とある様に随分に大きなものもあつた様であり、又玄室内にも相當の餘裕があつて、副葬品も使はれたものであらう。禮記喪大記にも「棺槨之間。君容祝。大夫容壺。士容甒。」とあつて、當時死者を葬ふの禮の一つであつたのであるが、此の例は支那のみでなく、どの民族にも

存して居つたのである。それから立室、羨道等の構造、棺、槨の様式の如きものは今のところ、此の時代の墳墓の學術的發掘が一つも行はれてゐない

ので、何等知る途がないが、

漢時代の墳墓の

例にみて以上掲

げた文獻を考へ

るとその構造様

式も略想像され

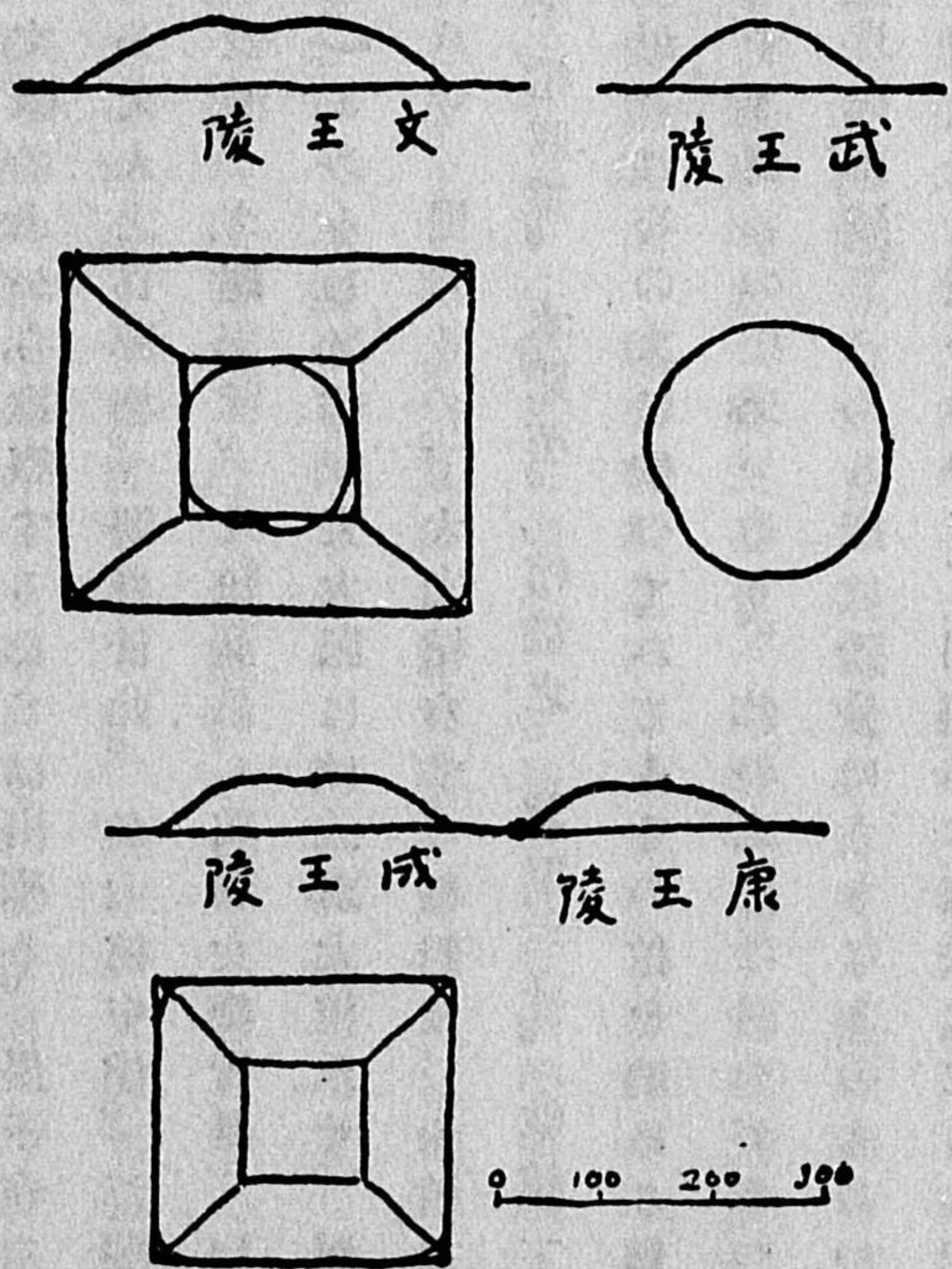
るのである。(後

項漢代墳墓の項參

照) 第百五圖に

掲げたものは關野博士の圖に依つたものだが、その封土の外形は果してど

圖五百第



(ノ依ニ圖ノ士博野關) 圖之陵四周

の程度に周代の原形を留めてゐるか知るべくもない。恐らくは當初の姿から多く變化したものでないと思はれる。

尙支那上代墳墓の事に關して左記の論文は參考すべきものゝ主なものである。

棺槨の字義と天智紀の文に就いて

喜田貞吉氏

考古學雜誌四ノ一〇

石棺石槨及槨を論ず

高橋健自氏

考古學雜誌五ノ一〇、六ノ八

高橋、關野兩君の槨と槨との説に就いて

喜田貞吉氏

考古學雜誌六ノ一二

棺槨の辨

喜田貞吉氏

歴史地理二五ノ四及五

古墳墓の棺槨の稱呼に就いて

喜田貞吉氏

人類學雜誌二九ノ八

六朝以前の墓塚に就いて

關野貞氏

考古學雜誌六ノ一一

註

(1) 棺を案ずる爲めの室であつて石築のもの埽築のもの等がありその名稱即ち棺、槨、槨等の問題は一時學界に議論があつたもので上記の諸論文に依

- つて知つて頂きたい。
- (2) 支室から外部へ通する通路。
- (3) 所謂土饅頭を封土と稱する。

### 裝飾及び文様

此の時代の建築の裝飾や或は此れ等に使用された文様等に就いては何等知るべきものがないが、その程度の問題は分らないし又様式手法等は無論遺物がないので研究の途はないが、一二の断片的資料に依つて多少裝飾らしいものが行はれてゐたことだけは確かであると見られる。前項に於いて考工記本文に「白盛」といふ語のある事及びそれが白堊の塗つたものであると解釋されてゐることを記し、且つそんなことが當時あつたかどうか全く疑問である旨も記しておいたが、周代六百數十年間の發達に於いては、勿論可成りに此の方面も進歩したものと考へられるのであつて、墨子に「宮

室臺榭曲直之望。青黃刻鏤之飾」とある事が單なる文字上の事であつたにしろ、青黃刻鏤之飾位はあつたと見て誤りはないだらうと思ふ。禮記禮器第十の文に「管仲鏤盤朱紘。山節藻梲。君子以爲濫矣」とあり又論語公治長第五にも「山節藻梲」の語が見えてゐる「山節」に對して朱熹は「刻山於柱頭之斗拱也」と注し「藻梲」に就いては「畫藻於梁上之短柱也」と言つてゐる。朱注の如くであるとその裝飾の存在を知るのみでなく當時既に柱頭に何等かの裝飾があつたことを知り得る甚だ興味ある文獻となるのである。後漢代には既に斗拱なるものがあつたことは遺物の上から證明されてゐるのであるが、周末の時代に何等かその起原をなすものがあつたらうといふことも想像し得られないではないが、暫く疑問として残さねばならない問題である。

最後に此の時代の建築には如何なる文様が用ひられて居つたかといふにそれは全く想像することさへ出来ないものであるが、唯一つ恐らくは周時

代の瓦當だらうと考へられるものに依つてその一斑を窺ふことが出来る。第百六圖に掲げたものは關野博士が周代の瓦當文様として建築世界第十九卷第一號に記述されたものであるが、饗養文様のもの五種龍虎文様のもの二種及び一種の幾何學的文様のものを示して居られる。少くとも周代の中期以後には屋根瓦が使用されて居つたものであつて、民家にも及んで居つたことは文獻の上に散見する所であり又當時の銅器類にある饗養文様等と甚だよく似たものであるからかくの如き屋瓦が恐らくは戰國時代の諸侯の宮殿等に使用されて居たことゝ見て差し支へはなからう。既に屋瓦の如きものにかくの如き立派なものが使用されて居つたものとすれば其他の建築的細部にも裝飾文様として豊富な色彩彫刻のあつたことも想像されるし、窓や戸闢等の形にも仲々意匠が凝らされて居つたらうといふことは文字の研究の上からも認められる。<sup>(2)</sup>



標文當瓦代周 (一其)圖六〇百第  
(照參頁八四五文本)





漢文當瓦代周 (二共)圖六〇百第  
(照參頁八四五文本)

註

- (1) 支那學第二卷第八號。那波利貞氏論文「支那に於ける屋瓦使用の起源に就きて」参照。
- (2) 建築學雜誌第三一八一—三二四。後藤朝太郎氏論文「文字より見たる支那古代建築」参照。

### 三 秦時代の建築

秦時代といった所が、西紀前二四九年から、二〇七年迄の僅かに四十二年間であつて、これを前項で述べた周時代八百六十七年間に比して、その二十分の一位の短期間であつて、周代建築を一括して述べることも無謀であつたが、此の四十二年間の建築を一括しようとする事も又別の意味か

らみて無謀なことである。然し乍ら比較的纏つた建築史も、實は未だ出來てゐない支那の建築の史的叙述に於いては、目下周秦漢等の歴朝の稱呼に代る適切な區劃も見當らないから、ともかくも之れを標準としてその時代の建築を單明にしてゆかねばならない。そんな立場からして、僅か四十二年間の秦時代の建築、それは所謂始皇帝一代の建築的事件を記するに止まるものであり、又それも單に史記の記載位より他に今の所私には資料がない爲めに甚だ粗略なものであるが、若干の記述をすることにする。

始皇帝に依つて統一された秦の天下は、大體に於いて戰國時代と變りない主義政策のもとにあつたのであつて、甚だしい中央集權が行はれ、所謂法家者流の統治であつて、皇帝なるものゝ權威が中心になつて、威壓摺服させるといふ遣り方であつた。秦の都は咸陽(陝西省鳳翔府)であるが、ここに總べてのものは集められたのであつて、史記、始皇本紀、二十六年の條には「徒天下豪富於咸陽十二萬戶」とあるが、單に政權や軍事上のみで

なく、經濟的勢力も矢張り國都集中の主義に依つて、統一されたのである。かくして、始皇帝は天子の外形を盛大にしてその尊嚴を誇り、民心を極端に抑壓し、學者の政論を禁じ、西紀前二一三年には悉く天下の書籍を焚き棄て、その翌年には咸陽の學者四百六十餘人を坑殺した、これが所謂焚書坑儒として傳へられる有名なものであるが、かくの如く天子中心の天下で當然發達するものは、宮殿建築であつた。

秦時代の宮殿として知り得るものは、史記等を通じてその數の夥たゞしく多かつたことゝ、苑囿宮殿の規模の甚だ雄大であつたことのみである。その他の詳細な建築的事項は何事も之れを知るの道がない。そこで史記の記載に依つてその宏壯な宮殿建築の一斑を窺ふと、始皇本紀二十六年の條に「秦每破諸侯。寫放其宮室。作之咸陽北阪上。南臨渭。自雍門以東至涇渭。殿屋複道周閣相屬。所得諸侯美人鐘鼓。以充入之。」とあるが、始皇帝は諸侯を破る毎にその壯麗な宮室に倣つて咸陽に新宮を造つたものと思は

れる。だから三十五年の條に「關中計宮三百。關外四百餘」と記されてゐる様に、天下に離宮の數七百餘を算するに至つた。而かもそれ等の多數の宮殿は決して小規模のものではなく、總べてが甚だ宏大であり又華麗を極めたものゝ様である。例へば、今掲げた史記の文に依つても、殿屋復道、周閣相屬すとあつてその建築の結構を多少窺ふに足るものがあるし、又三輔黃圖の文に依ると「始皇窮極奢侈。築咸陽宮。因北陵營殿。端門四達。以制紫宮。象帝居。引渭水灌都。以象天漢。橫橋南渡。以法牽牛。橋廣六丈。南北二百八十步。六十八間。八百五十柱。二百一十二梁。橋之南北隄。立石柱。咸陽北至九嵎甘泉。南至鄂杜。東至河。西至汧渭之交。東西八百里。南北四百里。離宮別館。相望聯屬。木衣綈繡。土被朱紫。宮人不移樂。不改懸。窮年忘歸。猶不能徧」とあるが勿論かくの如き記事は、これを全部信することは出来ないものであつて、恐らくは支那一流の誇張があり、又文飾のあるものであらうが、然し當時始皇帝の宮殿の壯麗と規模の

雄大とを窺ふに足るものがある。

以上の様な壯麗な七百有餘の宮殿の中で、最もその規模の大きなものは阿房宮として傳へられる所のそれである。始皇本紀三十五年の條には「除道道九原抵雲陽。塹山堙谷。直通之。於是始皇以爲咸陽人多。先王之宮廷小。吾聞周文王都豐。武王都鎬。豐鎬之間。帝王之都也。乃營作朝宮渭南上林苑中。先作前殿阿房。東西五百步。南北五十丈。上可以坐萬人。下可以建五丈旗。周馳爲閣道。自殿下直抵南山。表南山之顛以爲闕。爲復道。自阿房渡渭。屬之咸陽。以象天極閣道絕漢抵營室也。阿房宮未成。成欲更擇命名名之。作宮阿房。故天下謂之阿房宮。」とあるが、始皇帝在世中に完成しないで死し二世皇帝がその工事を續けてゐる。即ち二世皇帝元年の條に「二世還至咸陽曰。先帝爲咸陽朝廷小。故營阿房宮。爲室堂未就。會上崩。罷其作者。復土鄠山。鄠山事大畢。今釋阿房宮弗就。則是章先帝舉事過也。復作阿房宮云々。」とあるが未完成のままにしておけば始皇帝の大工

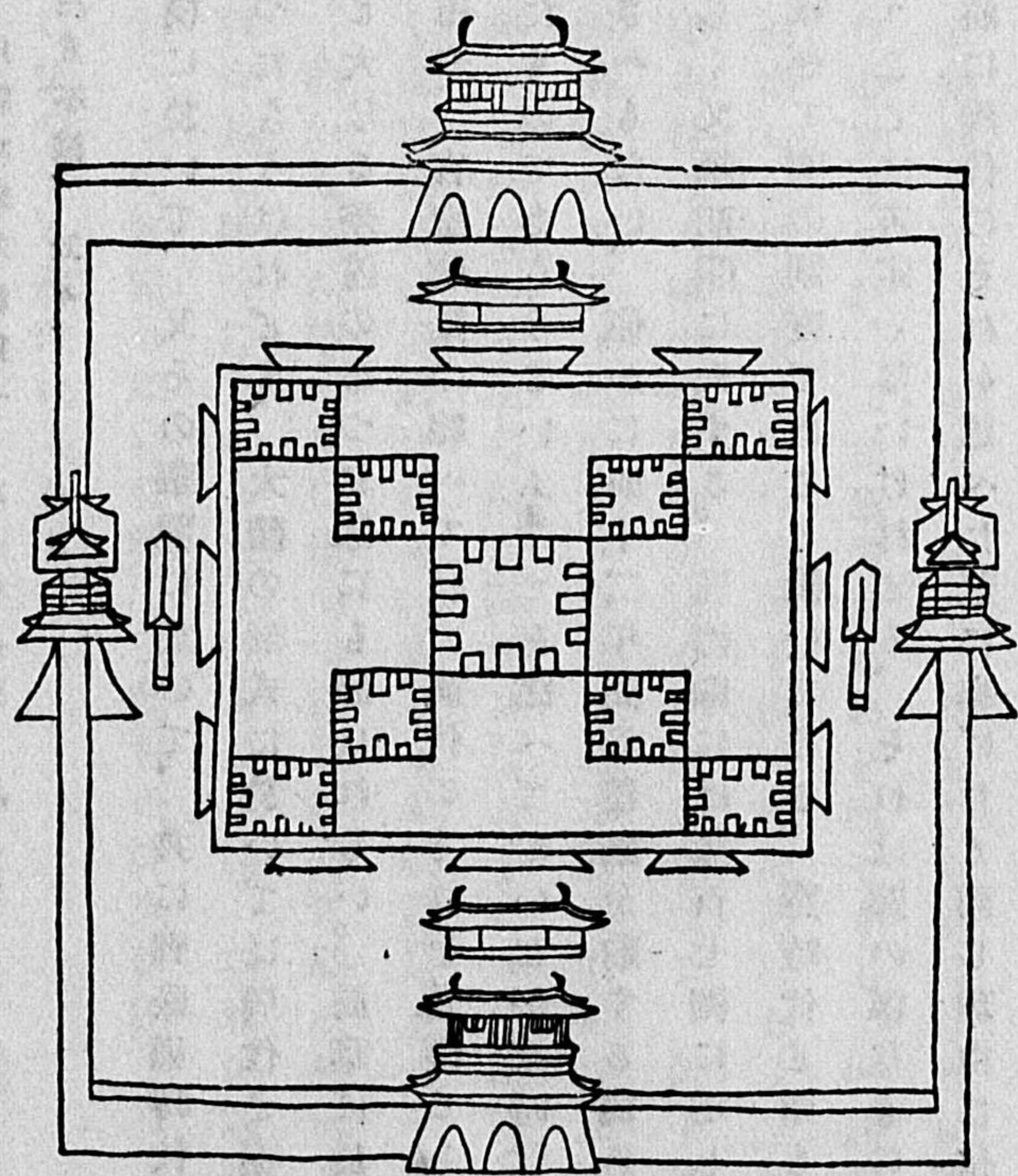
事が不必要な工事であつたことを證する事になるといふので、その遺志を嗣いで完成を急いだのであらう。然し乍ら當時は既に天下人心が秦を離れてゐたのであるが、二世皇帝はそれを察せずして阿房宮の工事を続け、諸方に巡幸し、始皇帝に倣つて天子の權威を恣にしようとしたが、秦の爲めに亡ぼされた六國の遺臣等が諸方に旗を擧げて、天下擾亂の烽火が擧つたので阿房宮の工事はそのまゝ中止されて終つたのである(西紀前二〇八)。史記に傳へられてゐる所の所謂阿房宮なるものゝ詳細は今日知る由もないが、恐らくは文飾誇張の嫌ひは多いとしても相當見るべき建築であつたと思はれる。而かも之れ等始皇に依つて造られた宮殿が殆んど總べて木材を主要な材料として居つたであらうといふことは、項羽が咸陽を陥れて(西紀前二〇七)、その宮室を焼いた時、三箇月の間火が消へなかつたといはれてゐる事<sup>(1)</sup>に依つても想像はされる。

註

(1) 史記項羽本紀第七。項羽引兵西。屠咸陽。殺秦降王子嬰。燒秦宮室。火三月不滅。云々。

規模に於いて、又その華麗に於いて、共に到底周時代は秦のそれに及ばなかつたらうけれども、大體の形式に於いては周代と秦代と或は又次の前漢代と大なる差違のあつた様にも思はれない。前章に於いて述べた所の周の都市や、宮室建築の總べては、漢代のそれを基礎として單に机上で造りあげたものであらうといふことを述べておいたが秦時代のものにはそんな資料さへもない、僅かに四十二年間の建築を論ずる爲めには、餘りに資料に乏しく又短期間に失する。三禮圖には第一百七圖に示した様な明堂の平面圖を載せて秦の制度であると説いてゐる。秦時代と雖も明堂の存して居つたらうことは否定しないけれども、それは圖の様なものであつたか否か、私は前に周代のそれを述べた際に擧げたと同じ理由に依つて、此の圖を信ずることが出来ない。此圖は前掲第九十七圖に示した周の明堂五室を、更

圖七百第



圖之堂明之秦 載所「圖禮三」

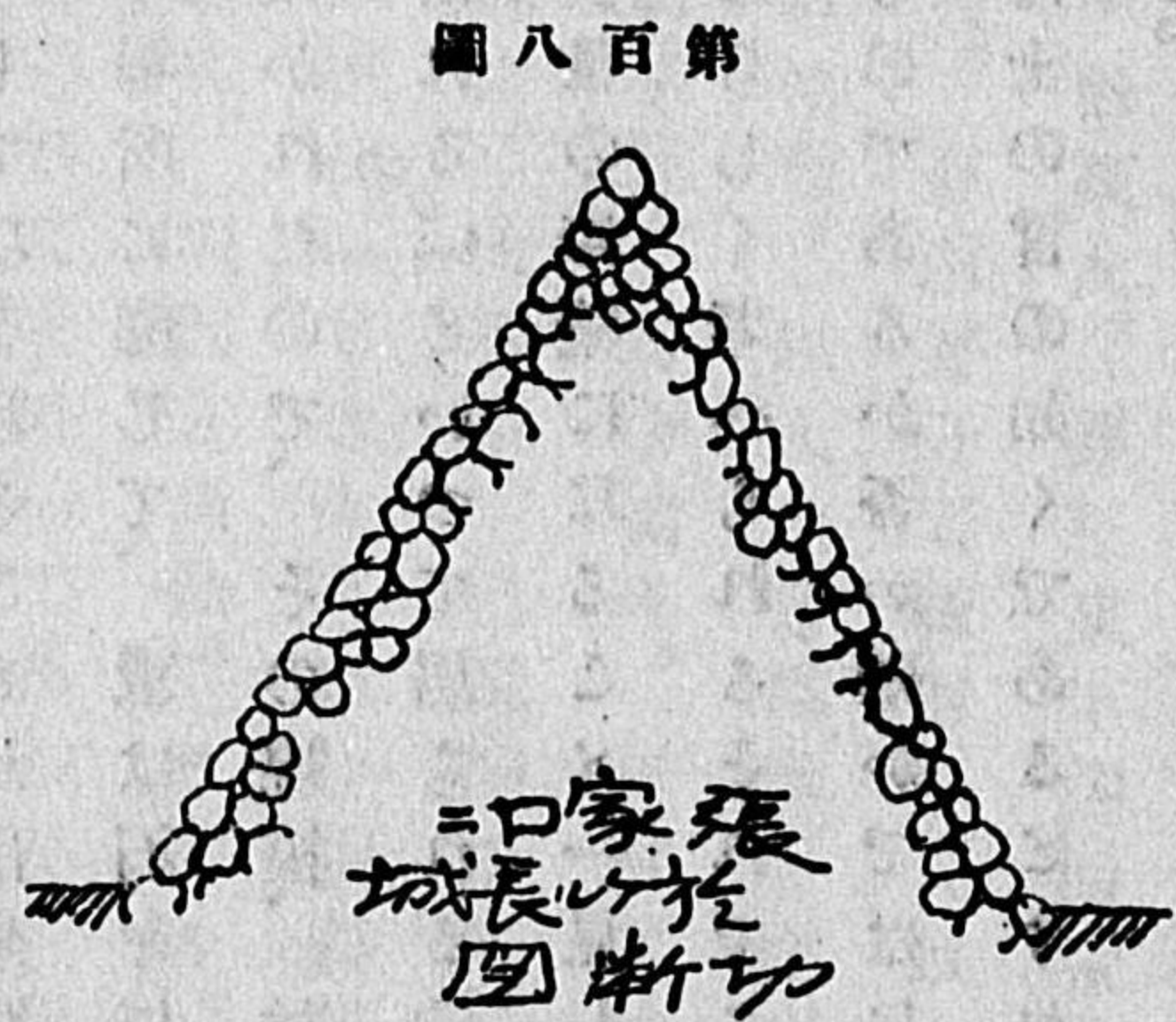
五五六  
らに敷衍して九室としたものであるが、周の五室の配置にさへ前述した様な矛盾があり、不合理があるのに、それを基礎とした秦の九室の圖は到底信ずることは出来ない。

次に此の時代の建築に一つの著しい特徴として挙げねばならない事は所謂苑圃なるものが、非常に發達したと思はれる點のあることである。尤も苑圃といふものが秦時代に於いて始めて出來たのではなく既に周代に存してゐたことは、詩經や孟子等にも明かであるが、單に禽獸がそこに放飼されて居つた位のものでそれが建築と融合して即ち庭園建築としてどれ程の發達をして居つたかといふことは疑問である。併し秦時代に入つてから、それが異狀な發達をしたものらしいことは前掲の史記の文や三輔黃圖等の文に依つても知られる。例へば三輔黃圖に依れば東西八百里、南北四百里の地域に營まれた苑圃は、渭水を引いて天の河に象どり、これに橋を架して牽牛星に法つてゐる。その橋は廣六丈で、長さが二百八十歩、橋脚が八百五十柱、橋梁が二百十二本あり、離宮別館がその間に散在し、これに樹木が配せられ立派な庭園をなして居つたものゝ様であるが、これが咸陽宮である。又史記に依ると阿房宮を造つた渭南の上林苑（陝西省西安府の西

三十四支里)は矢張り阿房宮の建築を中心とした立派な庭園であつた様であり、後に漢代に於いてこれは修復されてゐる。要するに的確なことは知り得ないけれども、此の秦時代に於いて庭園なるものが次第に發達して來たといふことは注意すべき建築史上の一事實である。

それから秦時代の建築的業績を考へるものゝ、誰もに直ちに思ひ浮ぶものは、彼の始皇帝が造つたと稱せられる萬里の長城であらう。併し乍ら此の萬里の長城なるものは、實はそれ以前も造られ、又それ以後にも造られてゐる。秦の始皇帝はその以前の春秋戰國時代に造られたものを修築補綴して、西は臨洮から東は遼東に亘るといはれる、鱗々萬里の城垣を造つたのであるが、橋本増吉氏の研究に依ると、これ等萬里の長城なるものは塞外諸民族の侵入に備へる爲めに築く以前に於いて、既に戰國列強の間に對內的に築かれてゐるといふことであつて、西紀前三七三年には齊が築いて居りこれが文献に表はれた長城の最古であつて、秦、趙等も續いて築いた

のたといふことである。伊東博士の實査された所によると直隸省の北境張家口に於ける長城の遺趾が最古であるが、これとても秦代のものであるが、



その以後のものであるか明瞭でないといつて居られる。尙同博士の文によると「城壁と云つても單純に略ぼ等邊三角形に小石を積み上げた石疊で、底幅及高さは各一丈乃至一丈五尺位に過ぎず、石は丘陵に露出する岩石を碎き取つたもので一塊の大きは一尺乃至二尺に出入して居る。即ち一人で一箇を取り扱ひ得る程度である。石はモルタルの如き膠着材料を用ひずして亂雑に積んだもので、之に攀ぢ登ることは餘り困難でない。又處々に望樓の遺趾と覺しき崩壊せる塔の如き殘趾がある。この石壁がどの位の延長であるか不明

であるが見渡した處數百間はある。斯の如き簡單なる城壁であれば築造も亦甚だ容易であり。數十百里の延長でも、多くの工夫を役すれば數年ならずして功を竣ることが出来たらうと思はれる。要するに古代の長城は、その場所に應じて、或は石を以て、或は土を以て、或は又恐らくは輓を以て築かれたので、その規模、材料、構造は必しも一定して居らなかつたと思はれる。<sup>(2)</sup>といつて居られる(第百八圖参照)即ち現在見得る所の大部分は、後世の修築になること一見して甚だ明かであるが、張家口附近の最古のものらしく考へられるそれでさへ、伊東博士も言はるゝ様に果して秦時代のものであるか否か確かではない。又假りに秦時代のものだとしても、伊東博士の言の如くであるとすれば、建築的に何等重要なものではないのである。

註

(1) 詩經大雅篇。孟子卷一。周禮地官園人。

(2) 東洋史講座伊東博士著支那建築史一一七頁。

秦時代の陵墓に就いては僅かに始皇帝のそれに就いて知るのみである。始皇陵は陝西省西安府の東約五十支里驪山の麓にある、史記、始皇本記第六に「九月。葬始皇鄠山。始皇初即位。穿治鄠山。及并天下。天下徒送詣七十餘萬人。穿三泉下銅而致享。宮觀百官奇器珍物。徙藏滿之。令匠作機弩矢。有所穿近者輒射之。以水銀爲百川江河大海。機相灌輸。上具天文。下具地理。以人魚膏爲燭。度不滅者久之。二世曰。先帝後宮。非有子者。出焉不宜。皆令徙死。死者甚衆。葬既已下。或言工匠爲機。藏皆知之。藏重即泄。大事畢。已藏閉中羨。下外羨門。盡閉工匠藏者。無復出者。樹草木以象山。」とあり又古今圖書集成方輿彙編坤輿典に皇覽を引いて「墳高五十餘丈。周廻五里餘」とある。即ち始皇陵は、その即位の最初から工事が始められてゐるのであつて、壽陵である。壽陵は次の前漢時代には一般的の規制であつた、又我邦にもその例があるのであつて、仁德帝陵がそれである。工事は七十餘萬の人を督して、地下を深く掘つて水層三重に達し、先

づ銅を埋めてその上に槨を造り、その構造は宮殿を模し、百官の席次を定め、奇器、珍恠がこゝに藏せられ、水銀を以つて百川大海を作つて、機械でこゝに水銀を灌ぎ、槨の上下を天地に象つて造り、人魚の油で燭を點じてゐる、若し盗まうとして近くものには弩矢を以つて射る様にしたといふのである。又始皇既に死してこゝに葬られた後は多くの人達がその槨内に閉ぢ込められて、上に封土を高くして樹木を植えた。その封土の高さが五十餘丈、周圍が五里餘である。だから後項羽が關中に入つて此の墓を發いで、内部の夥だしい副葬品を盗み出した時は、三十萬人が三十日を費して尙盡きなかつたときへ傳へられてゐる。傳ふる所甚だ誇大であるが、然し現今始皇陵はやゝ段状になつた方錐形の封土であつて、その一邊が伊東博士に従ふと約千尺、面積三萬八千坪。關野博士に従へば千百三十尺、面積三萬五千坪であり、墳の高さは伊東博士に従ふと百尺に足らないとのことであるが、支那古今を通じて最大のものであるし、史記の記することく始

皇生時の壽陵であつたとすれば、三十萬人が三十日を費すことはともかくとして最初は無數の財寶が藏せられてゐたらうと思はれる。

最後に秦の建築裝飾はどうであつたかに就いて考へたいのであるが、資料に乏しくてこれを知る由がない。單なる想像は、恐らくは建物の内外は極彩色で塗裝せられ又壁面には繪畫文様等が描かれたのではないか。羅振玉氏の秦漢瓦當文字の中には秦時代の瓦當も載せられてゐるが多く裝飾化された文字のみであつて、裝飾文様を窺ふに足るものがないが、その文字の裝飾化は甚だ巧みなものである。元來秦は始皇が出て天下を統一する以前その本國は他の諸侯に比して邊陲の地にあつたので、従つて文化發達の程度も遙かにおくれて居つたのである。だから前に引用した文にある様に、諸侯を破る毎にその宮室を寫してその文化の吸収につとめたもので、始皇に依つて天下を統一して始めて急激にその文化の發達を遂げたものである。併し短期間である上に資料も少ないもので今のところ私にはこれ以上の記



述をすることが出来ないのである。

#### 四 前漢時代の建築

秦の宦官趙高が二世皇帝を弑して、その従子、子嬰を擁立したが、子嬰は既に武關(陝西省商州商縣の東)を陥れて關中に迫つてゐる劉邦に、抗し難いのを知つて趙高を殺して、自ら霸王(陝西省西安府藍田縣東南)に於いて劉邦に降つたのが西紀前二〇七年であつて、秦が天下を統一して後から算へると、僅かに十五年である。だから秦は此年に滅んだものであるが、劉邦が實際に天下を統一して、諸侯諸將に推されて汜水の陽で帝位に即いたのは、西紀前二〇二年の二月であつて國號を漢として、洛陽に都し、その後張良の策に依つて、關中に移つて長安に都した。これが西紀前二〇〇

年二月である。然し乍ら私は、今便宜上秦の滅んだ翌年、即ち西紀前二〇六年を以つて前漢時代の始めとする。その後彼の王莽なるものが出て、國政を擅にし、二歳の幼帝を立て、自らは假皇帝と稱し(西紀六年三月)西紀八年十二月には、愈々天子の位に即いて、漢の國號を廢して、別に新といふ國號を立てた、かくして漢は一旦滅亡したのであるが、王莽の國、新は永くその天下を保つことが出來ず、後十五年にして即ち西紀二三年六月終ひに滅ばされて漢室は再興した。これを史家は後漢と稱してゐる。私は今便宜上劉邦が關中に入つて子嬰が霸王で降した時から、王莽の天下が滅んだ年まで、二百三十年間を前漢時代と稱する。

此の二百三十年間の前漢の文化は實に空前のものであつた。漢民族が地理的にも空前の發展をした時代である武帝は四圍の蕃族を平定して更らに朝鮮を下してその治下とし、西方遙かに、大月氏國と交通したのであるから、その發展はすばらしいものであつた。前漢書武帝紀第六元封三年の條

に朝鮮を下してこゝに樂浪郡、臨屯郡、玄菟郡、眞蕃郡の四郡治を置いたことが記されてゐるが、此の漢人種の朝鮮方面發展の事實は、甚だ有名なことであつて、漢代文化が朝鮮の地に及び、現今樂浪時代の遺跡は我邦の學者に依つて甚だ詳密に研究されてゐる。<sup>1)</sup>又武帝が、西域の民族と交通したことも史籍に明かであるけれども、交通そのものが直ちにその民族文化の上に大きな影響があつたとは必ずしも考へられないのであるが、併し果してそれに依つて當時幾何の西域文化の影響があつたか明かではない、少くとも建築の上に何等の影響もなかつたものではないか、併し勿論遺物の徴すべきものがないのであるから、それを想像することさへも許されない。恐らく武帝の時が最も地理的にも大發展をしたものであるが、その曾孫宣帝の時も其勢力は可成擴張されて國威が伸張した。彼の匈奴の侵入に會つて、それと好みを通ずる爲めに宮女の中から最も醜なる一人を選んで胡沙吹く蕃地へ送らうとされた時、毛延壽といふ畫家にその宮女の容姿を畫か

しめられた。宮女の總べてが賄賂を送つてその美容である様にと願つたのであるが、宮中一の美人であつた王昭君は、その美貌を自負して賄賂を贈らなかつたので、終ひに醜婦の姿に畫かれて無限の怨思を秘めて、遠く北方の天地へ向つて、思はぬ人の妻として幾年かを暮し、或夜の月明に戀々の情を遠く都の空に訴へて、毒杯を傾けて憐れな一生を終つたといふ、西京雜記に載せられた一片の哀話は此の時の事である。

### 都市建築

漢高祖は、西紀二〇〇年二月に張良の言に従つて、都を洛陽から長安に遷した。長安は秦の離宮のあつた所である。史記によると、高祖七年に長樂宮が出来上り、八年に未央宮の工事が始つて、九年に落成した。然し乍ら長安城は狭小であつたので、惠帝がその元年、三年に修築し五年に落成したのである。此の長安城の規模に關して三輔黃圖はやゝ詳はしい記載を

してゐる。同書の記事がどの程度迄信頼し得らるゝかは疑問である然し乍ら、此書の著者は傳はらないが、恐らくは六朝のもので、唐人に依つて修補されたものと考へられてゐるものであるから、その總べてを確實な資料とし得ないにしろ又以つて當時の都城の制を窺ふに足ると思ふ。今三輔黃圖卷一漢長安故城の條を引くと「漢之故都。高祖七年。方修長安宮城。自櫟陽徙居此城。本秦離宮也。初置長安城。本狹小。至惠帝更築之。按惠帝元年正月。初城長安城。三年春發長安六百里内男女十四萬六千人。三十日罷。城高三丈五尺。下濶一丈五尺。六月發徒隸二萬人。常役至五年復發十四萬五千人。三十日乃罷。九月城成高三丈五尺。下濶一丈五尺。上濶九尺。雉高三坂。周回六十五里。城南爲南斗形。北爲北斗形至今人呼漢京城爲斗城是也。漢舊儀曰。長安城中。經緯各長三十二里十八步。地九百七十二頃。八街九陌三官九府三廟十二門九市十六橋。地皆黑壤。今赤如火。堅如石父老傳云。盡鑿龍首山土爲城。水泉深二十餘丈。樹宜槐與榆松柏茂盛焉。城

下有池周繞廣三丈深二丈。石橋各六丈與街相直。」とある即ち高祖七年に長安城に都が定められ、惠帝の元年から工事が始まつて五年の九月に竣成したもので、その間の人夫などもこの文で知られる。城郭の周圍が六十五里、その高さは三丈五尺、上部の廣さ九尺、基部で一丈五尺その上の城垣(雉)が三坂即ち六尺である城郭の周圍には十二門が開き、濠が繞り、その廣さ三丈、深さ二丈、長さ六丈の石橋があつた。又城中には東西南北に道路があり、三宮、九府、三廟を始め、九つの市があつた。尙これ等の詳細を同書に就いて見ると、都城十二門の名稱は、東西南北の四面に各三門宛あつたのであつて、先づ東面南より數へて旁一門は、霸城門といふ。その色が青い爲めに、俗に青城門又は青門といはれたし、又青綺門ともいはれた。第二門は、清明門、又は籍田門、凱門、城東門等の稱があつた。第三門は、宣平門、又は東都門と稱する。門外十三里の所に外郭があつて、これを矢張り東都門といつた。南面して東から數へて第一門は、覆盎門、又は杜門

と稱する。門外には橋があり、工巧絶世といはれてゐる。又門内には、長樂宮があつた。第二門は、安門、又は鼎路門といひ第三門は、西安門又は便門、平門等と稱する。門外の橋を便橋と稱し、門内に未央宮があつた。西面して南より第一門は章城門或は章門、光華門、便門等と稱し、第二門は直城門、或は門上に銅龍が有る爲めに龍樓門といひ、又直門と稱する。第三門は雍門、又は西城門の稱がある。北面して東から第一門は洛城門、又は高門、鶴雀台門等と稱する。第二門は厨城門、第三門は横門といひ門外の橋を横橋と稱したのである。そうして此等の十二門には皆門衛があつたもので此れは候と稱した。此等の十二門の名稱は後王莽が纂立してその大部分が次の様に改稱された。

- 霸 城 門 —— 仁壽門無疆亭
- 清 明 門 —— 宣德門布恩亭
- 宜 平 門 —— 春王門正月亭

- 覆 盎 門 —— 永清門長茂亭
- 鼎 路 門 —— 光禮門顯樂亭
- 西 安 門 —— 信平門誠正亭
- 章 城 門 —— 萬秋門億年亭
- 直 城 門 —— 直道門端路亭
- 西 城 門 —— 章義門著義亭
- 厨 城 門 —— 建子門廣世亭

以上十二門を各々通じて經緯九條の道路があつた。三輔黃圖卷一都城十二門の條に三輔決錄の文を引いて「長安城面三門。四面十二門。皆通達九達。以相經緯。衢路平正。可竝列車軌。十二門三塗洞關。隱以金椎。周以林木。左右出入。爲往來之徑。行者升降。有上下之別。」とあるから、その平面は恰かも二項に於いて述べた周時代の都市を想起するものであつて、前出第九十圖の王城の平面は此の記事を最もよく説明してゐる。又これ等

十二門を聯絡する道路の他にも、大小の街衢があつたこと勿論であつて、所謂八街九陌と稱して三輔黃圖には「有香室街。夕陰街。尙冠前街。三輔舊事云。長安城中八街九陌。漢書劉屈氂妻臬首華陽街。京兆尹張敞走馬章臺街。陳湯斬郅五首縣蕪街。張衡西京賦云。參塗夷庭街衢。相經。廕里端直。薨宇齊平是也」とある。又閭里と稱して「長安閭里一百六十。室居櫛比。門巷修直。有宣明建陽昌陰尙冠修城黃棘北煥南平等里。漢書萬石君奮徙家長安咸里。宣帝在民間時常在尙冠里。劉向列女傳節女長安大昌里人也。」とあるが、閭に就いては周禮に「五家爲比。五比爲閭。」里に就いては「五家爲鄰。五鄰爲里」とある。漢時代の閭里と稱する所のものが、果して此の周禮の如き數的の規制に依つて居つたかどうかは分らないが、市街が互に直角に交叉して碁盤の目になつてゐた事は事實であろうから、その一つ一つを閭里と稱したものでないかとも思はれる。それは恰度我平城京や、平安京に於いての坊と同じ性質のものであつたのではないか。尙三輔黃圖卷

二には長安城中の九市なるものを述べてゐる。「嘲記云。長安市有九。各方二百六十六步。六市在道西。三市在道東。凡四里爲一市。致九州之人。在突門夾橫橋大道。市樓皆重屋。又曰旗亭。樓在杜門大道南。又有當市樓。有令署。以察商賈貨財買賣易之事。三輔都尉掌之。直市在富平津西南二十五里。即秦文公造。物無二價。故以直市爲名。張衡西京賦云。郭開九市。通關帶關。旗亭重立。俯察百隧是也。又案郡國志。長安大俠黃子夏居柳市。司馬季主卜於東市。晁錯朝服斬於東市。西市在醴泉坊。」即ち長安の城内には九市があつて、西方に六市、東方に三市あつたことも知られる。

以上の様な事柄がどの程度に信頼し得るか甚だ疑問ではあるが、二項に述べた周の都市のそれに比べると餘程實在性に富んでゐる。周の都市に就いてはあの際にも注意しておいた様に、恐らくは漢代頃のものを基礎として學者が推論記載したものであらうが、その點からしても、彼の考工記の文は今述べた三輔黃圖等にある都市の内容を、漢代の事實として裏書きす

るものであるともいはれないではない。

### 宮室宗廟其他

此時代の宮殿の建築は、恐らく異状の發達をしたものに違ひない。前時代に於いて、その建造された宮殿の多數に上つてゐること、及びそれ等の規模の雄大と結構の壯麗であつたらしいことを想像し得る資料として、史記所載の阿房宮の事を注意したが、その際一言した様に、果してどの程度迄此等の記載を信するかといふことは疑問であるけれども、少くもその建築の技術は恐らく想像以上に發達進歩して居つたものゝ様であるから、此の時代に次いだ漢代に於いても矢張り同じ程度の、又は更らに以上の發達をしたのではないかといふ様な想像は決して無理ではないと思ふ。當時の記録として残るもの、又はその後の著述になるものゝ中で、當時の状況を窺ひ知ることの出来るものが相當に存するのであるが、これ等が或は悉く

正確な資料たり得ないとしても、その發達せる技術のあつたこと、壯麗な裝飾の行はれてゐたこと等は充分に推知し得られ様と思ふ。前漢時代のものであるとの確に立證し得るものは、今の所遺物の上には先づないと言つて好いが、若しも論ぜられた様な瓦當が、果して秦漢時代のものとして間違ひがないならば、此の僅かな一資料から以上の様な想像は餘程確かなものとされ得るのである。(後の裝飾と文様の項参照)

前漢時代に於いても宮殿の建造は可成り盛んであつて、前述した様に記録に残るものゝ上から、これを推知し得るのであつて、今それ等のものを記録に就いて一通り考へてみると、先づ此の時代の宮殿として人の知るものは、長樂宮、未央宮、建章宮、桂宮、北宮、甘泉宮等がある。

長樂宮。史記に依ると、高祖五年九月に起工して七年二月に竣工したとあるが、高祖が新たに建營したのでなくして、三輔黃圖や三輔舊事等に依ると元は秦の始皇の興樂宮であつたものを、漢代になつて修飾したもので

あると傳へてゐる。三輔舊事には「周圍二十里。前殿東西四十九丈七尺。兩序中三十五丈。深十二丈。長樂宮有鴻宮。有臨華殿。有溫室殿。有信宮。長秋永壽永寧等四殿。高帝始居此宮。後太后常居之。孝惠至平帝皆居未央。王莽改長樂宮爲長樂室。在長安中近東直杜門<sup>(1)</sup>」とあるが、これに依つて觀ると長樂宮は前の都市建築の項に於いても述べた様に、長安城の南面の東の第一門である杜門即ち覆盎門内に在つて、その周回は二十里あり、前殿の東西四十九丈七尺、廂の間が東西三十五丈、南北十二丈とあるが、此の數字がどんな關係にあるかよく分らない。前殿といふのは正殿であつて、その大きさが東西四十九丈七尺とすると、その南北は何程であつたか、又兩序(序)とは東西の牆であるか、又は廂であるかよく解らないが、牆とすると前殿の東西四十九丈七尺より、小さいのは不合理であるから、廂であるとして解して此の東西兩廂の中、即ち我邦の言葉でいへば「身舎」に當る部分が東西三十五丈といふことにすると廂の幅は各七尺三寸五分となる。深十二

丈といふのを身舎の深さと解し南北にも序のあるものとすれば身舎の大きさは東西三十五丈、南北十二丈となり廂の幅を東西のそれと同じと考へて前殿の大きさは結局東西四十九丈七尺、南北二十六丈七尺となる。併し南北に序のないものとする、前殿の南北十二丈となつてその平面は甚だ細長いものとなるが、果して三輔舊事の文をかう解すべきものかどうか私には分らない。長樂宮には尙他に鴻臺、臨華殿、溫室殿、信宮(長信宮)、長秋殿、永壽殿、永寧殿等があつた。又他の記録に依つて、椒房、鍾室(玉海)<sup>(2)</sup>、宣德、通光、高明、長亭、建始、廣陽、中室、月室、神仙、大夏(長安志)<sup>(3)</sup>の諸殿のあつたことが知られるし、且つ王應麟の玉海には關中記を引いて「宮中有殿十四」と言つてゐるから、此の長樂宮には随分多數の建築物があつたに違ひない。右の中で鴻臺といふのは、一種の觀測臺の様なものであつたらうと思はれる(此事は後で述べる筈である)。臨華殿といふのは、玉海に林華殿と記してゐるものと同じであらうと思はれるが、三輔黃圖卷三に「臨華

殿。在長樂宮前殿後。武帝建』とあるから、これに依ると前に述べた前殿の後方に武帝が建造したものの様であるが、漢書に成帝の永始四年（西紀前一三）癸未に焼失したと載つてゐる。温室殿はその構造は詳かでないが、一種の温室であつて冬季は此處に住したものでらしい。三輔黃圖や玉海には「按漢宮殿疏在長樂宮。又漢宮閣記在未央宮」とある。恐らくは長樂宮にも未央宮にも共に温室殿の設備のあつたものと思はれる（尙温室殿の事は未央宮の條で詳述す）。信宮は三輔黃圖卷二にかく記されてゐる丈けであつて、卷三には長信宮とあるし、又注(1)にも注意しておいた様に、玉海にも長信宮とあるが恐らくは長信宮と稱するのが正しいのであらう。その理由は四殿として擧げられた名稱が、永壽、永寧、長秋に對して長信とあるのが、如何にも事實らしく思はれるからである。三輔黃圖は次の様に記してゐる「長信宮。漢太后常居之。按通鑑記。太后武帝母也。后宮在西。秋之象也。秋主信。故宮殿皆以長信長秋爲名。又永壽。永寧殿。皆后所處也」即ち此等長信宮以

下の四殿は后妃の處る所であることが知られる。椒房殿といふのも矢張り后妃の處る所であらう。康熙字典には漢宮儀の文を引いて「皇后以椒塗壁稱椒房取其温也」とある。（前記温室殿と共に未央宮の條で再び言及する）

鍾室に就いては、三輔黃圖卷之六に「鍾室在長樂宮。高祖縛韓信。置鍾室中」とあるが、鍾室の構造は勿論どんな性質の建築か想像が出来ない。其他の宣德殿、通光殿は未央宮にあると三輔黃圖等には書いてあるが、長樂宮にもあつたのか、未央宮に在つたといふのが正しいかよく分らない。高明、長亭、建始、廣陽、中室、月室、神仙、大夏等の諸殿に就いては、今の私には何等知る所がない。只大夏殿に就いて三輔舊事に秦の始皇が、その二十六年に天下の兵器を咸陽に集めて鐘鐻金人十二軀を造つて、これを阿房殿に置いたが漢になつてから長樂宮の大夏殿に移したといふことが記されてゐるのみである。以上の様な記録を以つて結局知り得る建築的事實は何もないのは甚だ遺憾であるが、宏大な宮殿建築のあつたらしいこと、



及びそれに伴ふ技術を想像し得るに止るのみである。後王莽が篡立して此の長樂宮は長樂室と改名されたことは、前に三輔舊事の文に依つて知り得た通りである。

註

(1) 周回二十里——玉海作二十餘里。

兩杼——玉海作兩序。長安志太平寰宇記作兩杼。

三十五丈——太平寰宇記作二十五丈。

信宮——玉海作長信宮。

(2) 玉海卷百五十五。『又曰長樂宮有椒房殿有鐘室』

(3) 長安志。『長樂有宣德通光高明長秋永壽永寧長亭林華温室建始廣陽中室月室神仙椒房大夏殿』

未央宮。史記高祖本紀第八。八年の條に「蕭丞相營作未央宮。立東闕北闕前殿武庫太倉。高祖還見宮闕壯甚。怒謂蕭何曰。天下匈々。苦戰數歲。成敗未可知。是何治宮室過度也。蕭何曰。天下方未定。故可因遂就宮室。

且夫天子以四海爲家。非壯麗無以重威。且無令後世有以加也。高祖乃說。又九年の條には「未央宮成。高祖大朝諸侯群臣。置酒未央前殿」とある。これに依ると未央宮は有名な蕭何の計畫したものであつて、八年から九年に互つて建造されたものである。漢の劉歆の西京雜記に「漢高帝七年。蕭相國。營未央宮。因龍首山。製前殿。連北闕。未央宮周廻二十二里九十五步五尺。街道周廻七十里。臺殿四十三。其三十二在外。其十一在後宮。池十三。山六。池一山一亦在後宮。門闕凡九十五」と記してゐるが、三輔黃圖では「周廻二十八里」といつてある。何れにしても長樂宮よりも更らに規模の大きかつたことは知られる。西京雜記に臺殿四十三とあるがそれ等の主なるものは、前殿、宣室殿、温室殿、清涼殿、宣明殿、廣明殿、昆德殿、玉堂殿、麒麟殿、金華殿、承明殿、掖庭宮、椒房殿、昭陽殿、飛翔殿、增成殿、合歡殿、蘭林殿、披香殿、鳳凰殿、鸞鴛殿、安處殿、常寧殿、灌若殿、椒風殿、發越殿、蕙草殿、高門殿、非常殿、織室、凌室、暴室(以上は三輔黃

圖の序目から) 或は年長殿、玉堂、増盤閣、宣室閣(以上漢宮閣記)、延年殿、四車殿(以上三輔決錄)、武臺殿、釣弋殿、壽成殿、萬歲殿、水延殿、壽安殿、平就殿、宣德殿、東明殿、飛兩殿、通光殿、曲臺殿、白虎殿(以上三輔黃圖)、天祿閣、桑鳥堂、畫堂、甲觀、釣眉署(以上漢宮殿疏)、神明殿(漢武故事)等であるが尙他にも多數にあつた。門闕九十五とあるが金馬門、青瑣門、元武闕、蒼龍闕、東闕、北闕等がそれ等の中に含まれるのであらう。他に武庫、太倉等のあつたことも漢書や黃圖の文に依つて知られる。此等多數の殿閣がどんな配置を取つて居たものであるかさへ想像出來ないのであるから、その一つ一つの形式等は到底知るべくもない。西京雜記には池十三、山六とあるが、此等のものが建物の間に配されて定めて立派な宮苑をなして居つたものであらう。

右多數の宮閣の中で前殿といふのは、三輔黃圖に「前殿。東西五十丈。深十五丈。高三十五丈。營未央宮。因龍首山。以制前殿。至孝武以木蘭爲禁楹。文杏爲梁柱。金鋪玉戶。華棖壁瑤。雕楹玉碣。重軒鏤檻。青瑣丹墀。

左碱右平。黃金爲壁帶。間以和氏珍玉。風至其聲玲瓏然也。」と記載されてゐる。結構壯麗を極ため大建築物であつたらうといふ想像以外には、何等信すべき根據もないが、ともかくも傳の如くであるとすれば、前殿の平面は東西五十丈、南北十五丈であるが、これは前に長樂宮の前殿の時にも述べたように甚だ細長い形になる。長樂宮の前殿は、その深十二丈であるが、その他に廂のあるものと考へれば、比較的格好は整つてくるが、此の未央宮の前殿からみて、矢張り長樂宮の方も深十二丈とあるのは、前殿の南北と解した方が妥當であるかも知れない。而して此二つの例から見ても、當時東西の廣に對して南北の修が著しく狭小であるのは、その建築技術の上に次の様な想像をさせるものではないか。即ちその構造上南北の修は梁行であるが、これが狭小であることは梁行の短かいことに解しなければならぬ。或は技術が當時これ以上の(即ち百五十尺以上)梁行を作り得なかつたのではないかといふことになるが、然し此處に一つ不可解の事は高三十五

丈とあることであつて、此の高さは例へ當時の尺度は小さいものであるとしても、三百五十尺の高さは建築として高すぎる観があるが、先づ此れを棟高さとして考へると、南北十五丈の梁行しかない平面の家屋が如何にしてその二倍以上もある三十五丈の棟を支へるか。今此の黄圖の數字に有利な解釋を行ふことゝして前殿の立面は重層造りであつたとしても、其側面の恰好は甚だ奇怪なもので、建築の實際を知るものゝ肯定し得られる形状ではない。且つ又十五丈以上の梁行を造り得なかつた技術を以つて、此の不安定に高い木造建築を、如何にして構架したかといふことになる。今三十五丈といふ高さを地上から、棟迄として十五丈の修に相應しい立面を想定するとすれば、此の前殿は少くとも十丈以上の基壇の上に建造しなければならぬことになる。高さの方には以上の様な結果から全然信を置き難いけれども、修廣の數字は今日の吾々からは餘り細長すぎる感があるが、技術的に幾分の信を置き得るのである。王應麟の玉海には「一作三丈五尺」

とあるが、これが恐らく事實の高さであらう。有名な武帝(西紀前一四)の時になつて、此の前殿は非常な裝飾が加へられたらしく、軒廻り椽等には木蘭を使用し、梁や柱には杏を用ひ金鋪玉戸といふのであるから、その扉等には金の環甲を用ひたものであらうし、華樓壁礎とあるのは椽には文様を畫き、その椽鼻には何等かの裝飾のあつたものと見られる。其他木柱、石柱等にも彫刻があり、色彩彫刻が各部に應用されてゐたものの様である。三輔黄圖の文がどの程度まで信じられるかは疑問であるが、此文中にある文字から見れば、その建築の細部も可成り發達してゐたといふことが出来るのである(尙此等の詳細は後の裝飾と文様の項で詳説する)。次ぎに温室殿に就いて少し記してみると、前の長樂宮の際にも一言した様に、一の温室である。西京雜記には「温室以椒塗壁。被之文綉。香桂爲柱。設火齊屏風。鴻羽帳。規地以鬮賓氈氈」とあり、三輔黄圖には温室殿。武帝建。冬處之温暖也」とある。併し乍ら王應麟の玉海には孝文帝(西紀前一五七)の時、既之れが有つたので武

帝の建てたのではないといつてゐるが、宮殿疏にある様に、長樂宮にもあつたものとすれば、高祖の時既に温室が存して居たものゝ様である。その構造はどんなものであるか全く知ることが出来ないけれども、壁に椒を塗つたもので、その目的は玉海に「取其温且芳也」とあるがこれは長樂宮、未央宮等の椒房殿と同じものであることになる。壁に椒を塗る事が科學的に見てどの程度に保温の効力があるか私は知らない。椒は所謂椒酒等と稱して屠蘇に加味する藥種として用ひられるが、それが芳香を有するからとか、又は爾雅釋草の注にある様な聚生成房の貌を取つて、これを皇后の宮壁に塗るといふならば、ともかく何等かの保温作用があるから壁に塗つて、これを温室とするといふことは、一寸信じ難い様に思はれる。勿論壁を塗るといふことは何れにしても一種の簡単な且つ比較的有効な保温法であるから、椒を用ひたとか何とかといふことに多く捉はれず、只他の建築よりも特に窓口等も少なく壁面を多くして壁を塗つたのだといふことに解すれ

ば、充分なのではないかと思はれる。支那に於いて専ら用ひられる所の炕、即ち温突なるものゝ起源といふ様な事は、充分に知られてゐないのであつて、何時頃から用ひられたか或は支那人の考案か、又は他民族より學んだものかといふ様な問題は、今後充分の政究を要すべきものであらうと思はれるのであつて、或は朝鮮滿洲地方から入つて來たのではないかといふ説<sup>(1)</sup>、又は西域方面から學んだのではないかといふ説<sup>(2)</sup>等も一つの考へ方ではあるが、未だ容易に信すべきではない。併し乍ら西京雜記、其他の文獻に載せる所が事實だとすれば、室に温暖を取る爲めに椒を塗つたといふことが知られるのみであつて、炕を用ひたといふ様な事は想像出來ない。若しも當時何等か炕に類するものがあつたならば、その的確な文字は見えなくともこれを想像し得る様な文字が、西京雜記其他に見えなければならぬのであつて、これの見えないのは當時には未だ炕は支那人間に使用されてゐなかつたといふ、消極的な證左となるものではないであらうかと思ふ。尙此

の温室殿の裝飾の立派であつたことは、西京雜記に記されてゐる所に依つても知られるのであつて、椒を塗つた壁には錦が懸けられ、桂の柱があり、珠玉の屏風、鴻の羽の帳、毛織の敷物が用ひてあつたといふのである。温室殿は冬の室であるが、夏の室としては清凉殿があつた。三輔黃圖には「清凉殿。夏居之則清凉也。亦曰延清室。漢書曰。清室則中夏含霜即此也。畫偃常臥延清之室。以畫石爲牀。文如錦紫。琉璃帳以紫玉爲盤如屈龍。皆用雜寶飾之。侍者於外扇偃。偃曰。玉石豈須扇而後凉邪。又以玉晶爲盤。貯氷於膝前。玉晶與氷相潔。侍者謂氷無盤必融濕席。乃拂玉盤墜。氷玉俱碎。玉晶千塗國所貢也。武帝以此賜偃」とある。此の清凉殿の構造も詳かではないが、夏の涼を取る室であるとするれば、窓が多く壁が少なく或は壁面がなく柱間に全部屏又は窓が設けられた様なものであつたかも知れない。その室内の状況は前掲の文に依つて、その一斑が知られる。氷を以つて室を涼しくしたとあるが、既に氷を貯藏する術を知り、又夏季に氷柱等を使

用するのは仲々進歩したものである。織室に就いては三輔黃圖に「織室。在未央宮。又有東西織室。織作文繡郊廟之服。有令史」とあるが、二の項の終りに周代に蠶室のあつたことを注意して置いたが、此の織室といふのは織物を作る室である構造等に特殊の點があつた譯ではなく、普通の形式のもので、その内部に織臺が備へられて居たに過ぎないものと思はれる。凌室といふのは氷庫の様のものであつたらしく、黃圖には「藏氷之所也」とあり又「周官凌人職掌藏氷。大祭祀餘食則供氷。」と記してゐる。冷蔵庫といふ程のものではなかつたらうが、清凉殿に夏季に氷を置いたといふ様な事が事實だとすれば、その氷を藏する爲めの凌室もあつたものと思はれる。周官の凌人の事は果して信すべきかどうか、疑問であるが、漢の凌室は事實であつたかも知れない。漢書には前記の織室、凌室が惠帝四年（西紀前一九一）に災上したことを記してゐる。其他畫堂、太倉、武庫、甲觀等の種類の建築があつたらしいが、その形状様式は勿論分らない。それか

ら前に未央宮中の諸殿の名を擧げた中で、椒房殿は皇后の宮である。他に後宮が十四あつた。黃圖には「武帝時。後宮八區。有昭陽、飛翔、增成、合歡、蘭林、披香、鳳凰、鸞鷲、等殿、後有增修安處、常寧、龍若、椒風、發、越、蕙草、等殿爲十四位。」とある。

註

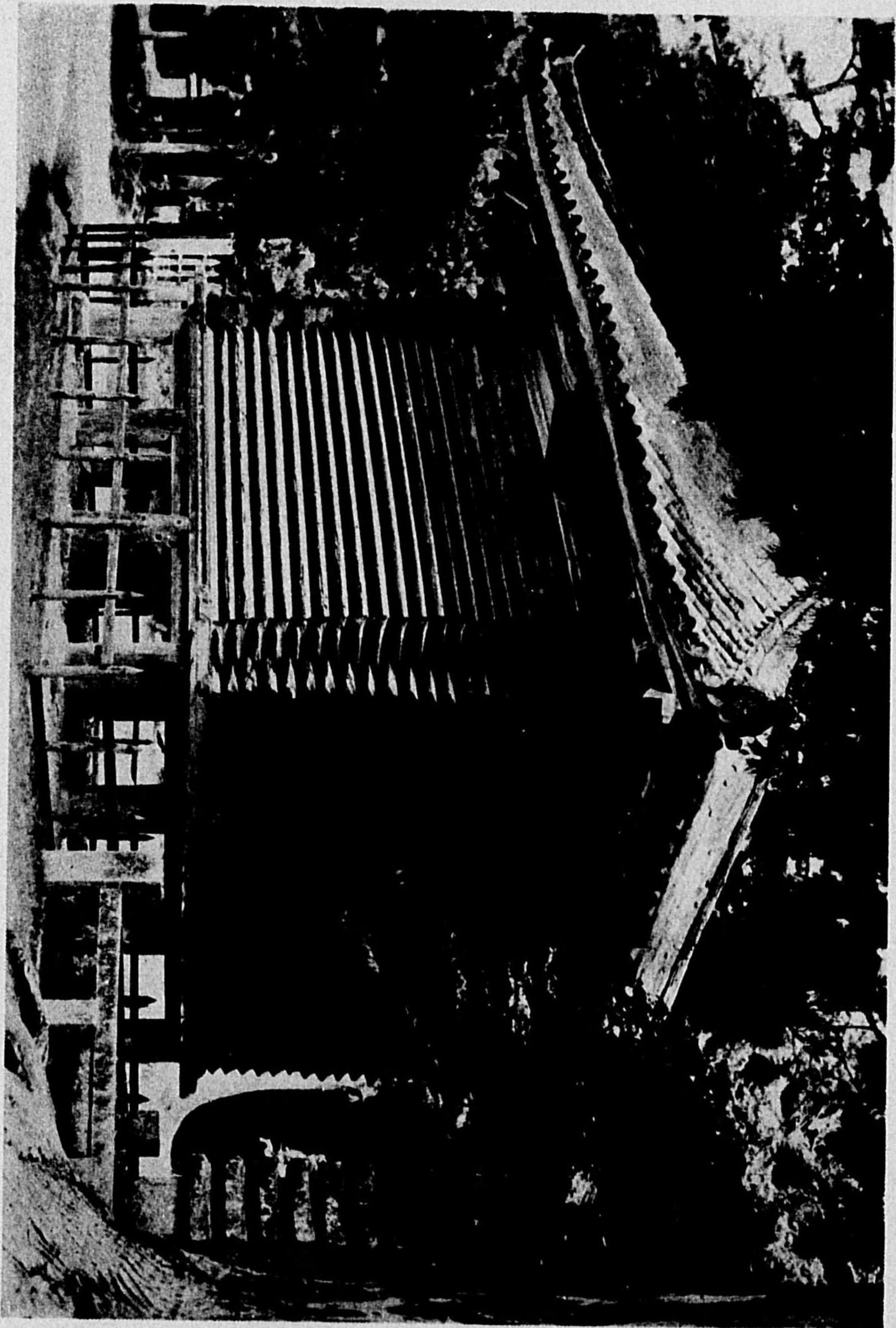
(1) 服部博士著支那研究第六一二頁參照。

(2) 北京黃子明氏の說。

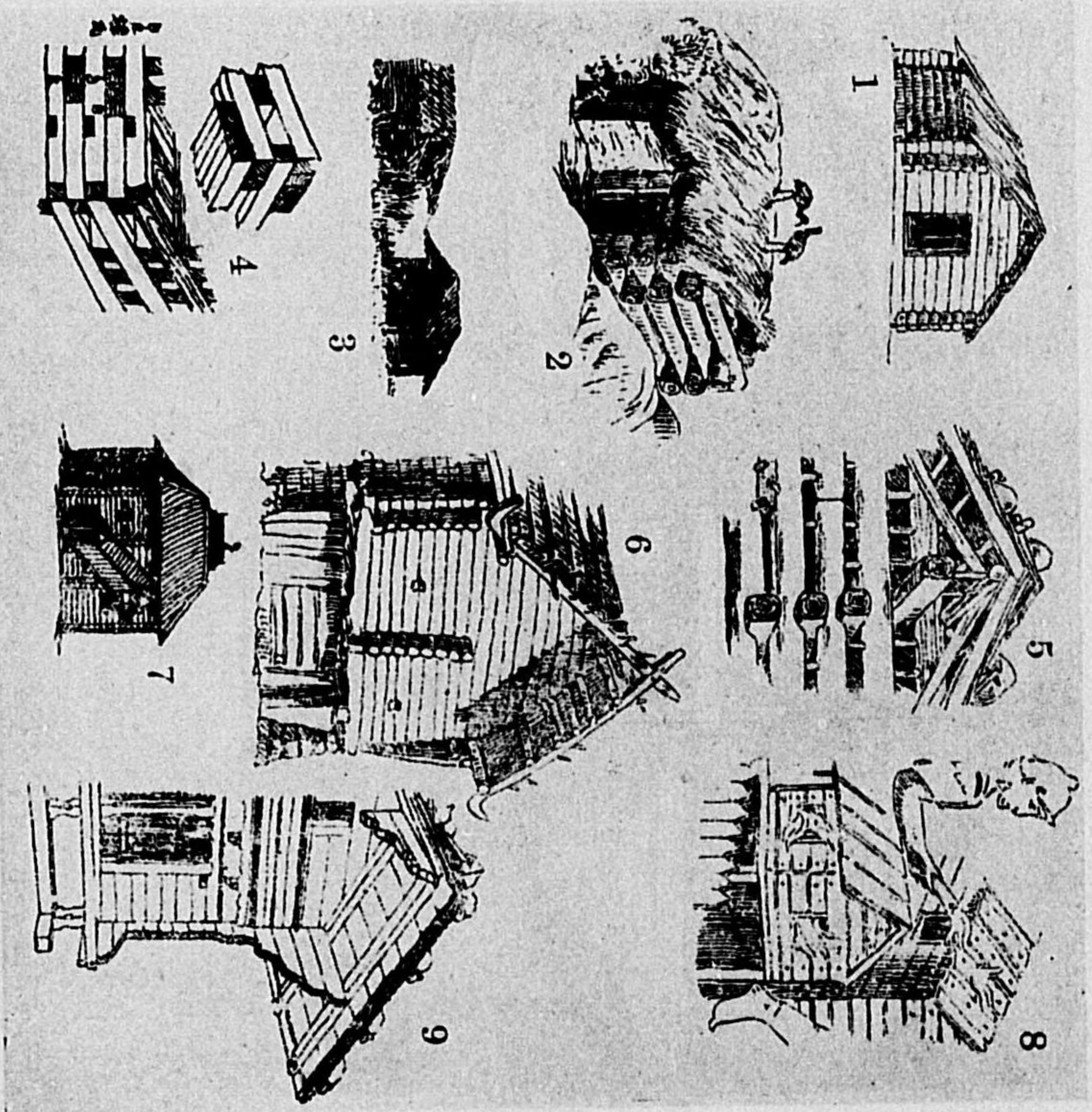
建章宮。此れは武帝がその太初二年(西紀前二〇三)に作つたものであつて、三輔舊事には周回三十里とあるから、長樂宮の周回二十里、未央宮の二十八里等に比して尙規模が大きい。史記に依ると柏梁殿といふのが焼けたので、これに對して公孫卿は昔、黃帝が青靈臺を造つた所が、十二日目に焼けたので又明庭を作つた、明庭は今の甘泉であるといひ、又他の者も甘泉には古來の帝王が多く都したことを述べたので、諸侯を甘泉に朝しその邸を作

つた。勇之が帝に「越俗有火菟。復起屋必以大。用勝服之」といつたので、建章宮が作られることになり、翌年正月に改元されて太初元年となつたのであるが、その建章宮の規模壯麗に就いて史記にも記されてゐるけれども、今三輔黃圖の文を引用すると「武帝太初元年柏梁殿災。粵巫勇之曰。粵俗有火災即復起大屋以厭勝之。帝於是作建章宮。度爲千門萬戶。宮在未央宮西長安城外。帝於未央宮營造日廣。以城中爲小。乃於宮西跨城池作飛閣。通建章宮。構輦道以上下。宮之正門曰闔闔。高二十五丈。亦曰壁門。左鳳闕高二十五丈右神明臺。門内北起鳳闕高五十丈。對峙并幹樓高五十丈。輦道相屬焉。連閣皆車罕置。前殿下視未央。其西則廣中殿受萬人。」尙諸書に見えてゐる所の建章宮内の諸殿の名稱の二三を擧げてみると、三輔舊事には「建章周回三十里。東起別風闕。高二十五丈。乘高以望遠。又於宮門北起圓闕。高二十五丈。上有銅鳳凰。」とあり廟記に「鳳凰闕。漢武帝造。高七十五丈五尺。鳳凰闕亦名別風闕」とあることを黃圖に載せてゐる。尙黃

圖に載せる所を引くと「建章宮南有玉堂。壁門三層臺高三十丈。玉堂內殿十二門。階陛皆玉爲之。鑄銅鳳高五尺。飾黃金棲屋。上下有轉樞。向風若翔。椽首薄以璧玉。因曰璧門。建章有駘蕩、馭娑、柝詣及天梁、奇華、鼓簧等宮。又有玉堂、神明堂、疏圃、鳴鑾、奇華、銅柱、函德二十六殿、太液池。唐中池。桂宮。漢武帝造。周回十餘里。」等とある。例に依つて規模の大きなことゝ裝飾の華麗といふこと丈けは知られる。右の中で駘蕩宮に就いては、三輔黃圖に「春時景物。駘蕩滿宮中也」とあり、馭娑宮に就いては「馭娑馬行疾貌。馬行迅疾。一日之間遍宮中。言宮之大也」とある。又「天梁宮。梁木至於天。言宮之高也」「柝詣宮。柝詣木名。宮中美木茂也」此等の例からみると、建章宮内の諸建築の名稱はそのものゝ形容辭から取つたものが多い様に思へる。又奇華殿に就いては「奇華殿。在建章宮旁。四海夷狄器服珍寶。火浣布。切玉力。巨象大雀師子宮馬。充塞其中」とあるが、ここには武帝の頃非常にその版圖が擴げられて夷狄西域地方の來貢



庫寶造會校寺大東良奈 圖九〇百第  
(照參頁三九五本)



(圖十博東伊安) 造倉校の方地各 圖十百第  
(照參頁四九五文本)

があつたのであるから、その朝貢の品や珍しい獸類等がこゝに飼育されて居たのであらう。珍獸類が飼養されてゐたことは上林苑にもその例がある様であるが、後に述べる事にする。又神明臺の事に就いても後節で説明するが、こゝに一つ注意すべき建築物のあるのは井幹樓であつて、その高さが五十丈と傳へられてゐる。漢書郊祀志にも井幹樓の名稱は見えて居るが、これに對する顏師古の注には「積木而高爲樓。若井幹之張也。井幹。井上木欄也」とある。又班固の西都賦に「攀井幹而未半。目胸轉而意迷。舍楹檻而卻倚。若顛墜而復稽。魂怳怳以失度。巡廻塗而下低。」とあるが、高五十丈であつたといふことは事實として信じ難いとしても相當の高さであつたらうことは想像出来る。班固の賦は充分に割引して見るとしても、普通の殿宇の様なものではなかつたらう。然らばその形式や構造はどんなものであつたか。石橋絢彦氏は工業字解建築之部の井幹の項の説明に、我邦の校倉（まがら）がそれであると述べて居られるが、私は賛意を表し難い。第百九



圖に示したものは、我邦奈良東大寺の校倉であるが、私は此種の構造が我日本以外に行はれてゐないといふものではないのであつて、各地にその實例は見られる。第一百十圖は建築雜誌第二百六十五號に掲載された伊東忠太博士の圖であるが、これに依つても此種構造が廣く行はれてゐることは知られるのであるが、然し此種の構造法を以つて相當の高さを有する建築を構築し得られないといふ實際上の問題に立脚して五十丈といふ様な數字はともかくとしても、班固の文から見ても可成りの高さであり、又當時の諸種の事情から見て相當の高い建築を造り得た技術の進歩から見て、先づ高層のものであつたと斷じて好い所の井幹樓の構造は校倉式のものではなかつたものと私は思ふ。然らばどんな形式のものであつたか。勿論今日之れを想像し得る資料は淺學な私には何物も與へられてゐないけれども、その構造は當時に一般に行はれて居つたと思はれる。普通の木造榭式建築ではなかつたらうか。そうしてその形式は今日に於いても見る様な三層樓の

樓閣などと似たものではなかつたらうか。尙一つの可能性ある想像は古代から西方文明諸國との交渉交通のあつたらしいことはともかく認められるし、且つ又武帝の頃に於いては、その特に著しく西域方面に勢力が擴張され、此の方面の知識が早く支那本土に輸入されたといふことこの事實は人々の既に知る所であるが、建築術に於いて特に煉瓦の構造法が學ばれ、建物の軸部が煉瓦で造られその上に、更らに木造の三層樓又は重層樓が造られるといふ様なことが行はれ、井幹樓等はその方法に依つたものではないかといふ想像が許されないでもない。別風闕も矢張り高五十丈であつて、井幹樓と對峙してゐたといふ様なことが、黃圖にも見えてゐるが、矢張り同じ様なものであつたに違ひない。

甘泉宮。史記秦始皇本紀第六、二十七年の條に「道通酈山。作甘泉前殿。藥甬道。自咸陽屬之」とあるが漢の甘泉宮は勿論此の秦の甘泉宮の規模を擴張したものと思はれる。漢書郊祀志に「建元三年（西紀前一三八）。武帝

因齊人少翁言。作甘泉宮」とあるが、これは秦の甘泉宮を擴張したことをいつたので、三輔黃圖には「林光宮。一曰甘泉宮。秦所造。在今池陽縣西。故甘泉山。宮以山名。宮周匝十餘里。漢武帝建元中增廣之。周十九里。去長安三百里。望見長安城。黃帝以來。四丘祭天處」とある。武帝の修造に依つて周圍十九里となつたけれども長樂宮、未央宮、建章宮等に比べると小規模の方である。併し乍らその内にある諸殿の数の多いこと、又それ等の結構善美であつたことは他と劣らないものゝ様である。今その詳細の形式手法等は他のものと同じ様に知ることが出来ないけれども、三輔黃圖に載せられてゐる諸宮室の名稱を擧げてみると、鈞弋宮、昭臺宮、長定宮、長門宮、永信宮、中安宮、儲元宮、犬臺宮、葡萄宮、步壽宮、梁山宮、黃山宮、回中宮、三良宮、集靈宮、集仙宮、存仙殿、存神殿、望仙臺、望仙觀、棠梨宮、竹宮、宜春宮、扶荔宮、五柞宮、宣曲宮、鼎湖宮、思子宮、萬歲宮、首山宮、明光宮、池陽宮、養德宮、日華宮、曜華宮等である。

以上に述べた長樂宮、未央宮、建章宮、甘泉宮等の大體に依つて漢代宮殿建築の規模は想像することが出来るであらうが、當時に造營されたものは以上のものゝみでなく尙幾多の宮殿の造られたことは、三輔黃圖、西京雜記等を始め玉海等に依つて知られるのである。

以上は天子の宮殿であるが、これに次いで相當に發達を遂げたらしいと思はれるのは、明堂以下諸官衙の建築であるが、それ等の事柄に就いても傳へられる所は甚だ断片的のものであつて、到底その様式規模等は分らない。只その名稱を知つて僅かにかくの如きものゝ存在が知られる程度のものである。先づ明堂に就いて述べると史記孝武本紀第十二、建元元年の條に「欲議古立明堂城南以朝諸侯」とあるし又元封四年の條に「四月中。至率高修封焉。初天子封泰山。泰山東北陲。古時有明堂處。處險不敞。上欲治明堂率高旁。未曉其制度。濟南人公玉帶上黃帝時明堂圖。明堂圖中有一殿。四面無壁。以茅蓋。通水園宮垣爲複道。上有樓。從西南入。命曰昆侖。」

天子從之。以拜祠上帝焉。於是上令奉高作明堂汶上如滯圖。及五年修封。則祠泰一五帝於明堂上座。令高帝祠坐對之。祠后土於下房。以二十太牢。天子從崑崙道入。始拜明堂如郊禮。禮畢燎堂下云々」とある。これに依つて見ると、漢の武帝の明堂は古制に依つて造られたものであることが知られるけれどもその黄帝の明堂の制度がどんなものであつたか。此の文だけでは甚だ要領を得ない。明堂の事に就いては前章に於ても述べたのであるが、恐らく漢代の學者が其當時の明堂を基礎として考へたもので傳へられる様な明堂が、周又はそれ以前に在つたとは信じ難い。黄帝の明堂に依て造つたといふ様な事は如何にも尤もらしく聞えるけれども、古法古制を尙ぶ支那の思想としては單に文字上に於いては黄帝明堂の圖に依つたと書いてゐるものゝ、實は單なる理想に過ぎないものと私は思ふ。滕固氏は中國美術小史に次の様な事を書いてゐる。「漢武建元元年。要議立明堂。語天下的儒人。擬建制方案。當時有一濟南儒人託詞據黃帝時的明堂。擬定一個方案說。

「明堂方百四十四尺。法坤之策也。方象地。屋圓楣徑二百一十六尺。法乾之策也。圓象天。室九宮。法九州。太室方六丈。法陰之變數。十二堂。法十二月。三十六戶。法極陰之變數。七十二闢。法五行所行日數。八達象八風。法八卦。通天臺徑九尺。法乾以九覆六。高八十一尺。法黃鐘九九之數。二十八柱。象二十八宿。堂高三尺。土階三等。法三統。堂四向五色。法四時五行。殿門去殿七十二步。法五行所行。門堂長四丈。取太室三之二。垣高無蔽目之照。闢七尺。其外倍之。殿垣方。在水內。法地陰也。水四周於外。象四海。法陽也。水濶二十四丈。象二十四氣也。……」、我們看了這個方案。漢制的明堂。其建築複雜。很可驚異的一回事。其事實漢時的明堂也。無可詳考。這個方案。祇可當做漢人理想中建築物。將一座殿堂。而象徵宇宙的萬象。那時候的藝術思想。我們應該驚服的」これは前掲史記の文よりも或點は詳細に知られるけれども、その明堂なるものゝ様式手法は依然分らない。滕固氏の言ふ様に單なる理想に出たものに過ぎないのであるが、

古代の建築物の様式手法を文献の上からのみ復原することは殆んど不可能であつて、それが技術家の手に依つて記載されたものでさへ甚だ困難なものであるが、まして存在してゐたのか否かさへも分らない様な架空の文字に等しいものから、その様式手法を復原することは出来ない。従つて漢代に於いて明堂の存して居つたことは信じ得るが、その様式等は到底分らない。周代の明堂等も甚だ疑はしいものであるが、あれ等は寧ろ漢代明堂の制度を基礎として書かれたものであつて、その中には幾分の漢の明堂の制度が窺はれるものではないかと思ふ。

其他に様式手法等は勿論大體の規模さへも想像は出来ないけれども、此種の建築物があつたといふ位の名稱は諸種の文献に依つて知ることが出来る。今それ等の主なる二三列記しておく。

朝堂 班固西都賦。「左右庭中朝堂百寮之位。蕭會魏碑謀謨乎其上」

太學 三輔黃圖。「漢太學在長安西北七里。董仲舒策曰。太學賢士之關。」

教化之本原也

御史大夫寺 漢官舊儀。「御史大夫寺。在司馬門內。門無塾。門署(玉海作

書)用梓板。不起郭邑。題曰御史大夫寺」

祕府 藝文志。「諸子傳說皆充祕府」

樂府 禮樂志。「武帝立樂府」

南北郊 三輔黃圖。「天郊在長安城南。地郊在長安城北。所屬掌治壇壝郊

宮。歲時供張以奉郊祀。武帝定郊祀之事。祠太乙於甘泉園丘。取

象天形。就陽位也。祀后土於汾陰澤中方丘。取象地形。就陰位也。

至成帝徒秦時后土于京師。始祀上帝於長安南郊。祀后土於長安北

郊」<sup>(1)</sup>

註

(1) 郊社は天地の神を祀る所であるがその形式構造は分らない。李堪の郊社考辨にもその事は説明してゐない。第二項に於いて周代の社稷の事を一言

しておいたが漢代のものも恐らくその程度のものであつたらうと思はれるのであつて建築的技術の上からは多く問題とする程のものではないと思ふ。三輔黃圖に『漢國丘在昆故渠。南有漢故國丘。今按高二丈周回百二十步』とある。

漢代の宗廟に就いては三輔黃圖に「宗尊也。廟貌也。所以髣髴先人尊貌也。漢立四廟祖。宗廟異處。不序昭穆。太上皇廟在長安西北。長安故城中。香室街南。鴻翔府北。」とあり、又「惠帝廟。在高帝廟後」「文帝廟。號願成廟」「景帝廟。號德陽宮」「武帝廟。號龍淵。今長安西茂陵東。有其處作銅飛龍。故以冠名」「昭帝廟。號徘徊」「宣帝廟。號樂遊」「元帝廟。號長壽」「成帝廟。號陽池」とあつて天子毎に宗廟があつたらしく思はれる。李焘の宗廟考辯には廟制圖考を引いて「至西漢而古禮盡亡。其失有十。立廟不于宮寢左。一也。群廟不列都宮內。二也。始立宗廟惟太上皇不祀四親。三也。別祭昭靈后不配太上皇。四也。立天子廟于郡國。五也。諸帝生前自立廟。六

也。既有宗廟復設原廟。七也。武哀(高祖兄)昭哀(高祖姉)置寢園與諸帝並。八也。衣冠月出遊。九也。祔廟不迭毀。十也」とあるが、周代頃の宗廟の制度とは大分違つて來たのであらう。周代では既に述べた様に宮殿の一區廓内に宗廟を建てたもので左を宗廟、右を社稷といふ様な風になつて居つたのが、漢代では宮殿の外に宗廟を造り又郡國に造らせ陵園の旁にも造つた。三輔黃圖に「元成之世。祖宗廟在郡國者六十八合百六十七所。京師自高祖至宣帝與太上皇悼皇考。各自居陵旁立廟竝爲百七十六。又園中各有寢便殿。」云々とある。園といふのは帝王の陵寢のことをいふのであつて、陵墓には寢殿、便殿があつた他に宗廟も造られたものであらう。陵墓の事は後に述べることとする。處がこれ等漢代の宗廟はどんな形式のものか少しも分らないけれども、三輔黃圖に依ると王莽が建章、承光、包陽、犬臺等の十餘の宮殿を壊はして、その材瓦を以つて黃帝、虞帝、陳胡王、齊敬王、濟北愍王、濟南悼王、元成孺王、陽平頃王、新都顯玉の九廟を長安城の南

に造つたことが記され、それ等九廟に就いて「殿皆重屋。太初祖廟。東西南北各四十丈。高十七丈。餘廟半之。爲銅構榑。飾以金銀瑠文。窮極百工之巧。帶高增下。功費數百鉅萬。卒徒死者數萬」と言つてゐる。數字が總べて大きすぎるけれども、只相當立派なものであつたらうといふ想像は出来る。

### 宮苑臺榭

宮苑が秦時代に於いて既に相當發達したらしい事は、前項に於いて述べた通りであるが、これが漢代に入つて一層進歩發達した様である。具體的事柄は知る由もないけれども、周代頃の宮殿は建築物のみが並び建てられたのであるが、秦漢の時代に於いてはそれ等が宮苑の中に建てられて林泉と建築との調和融合といふ様な事が、比較的によく視られる傾向を生じたものゝ様に思はれる。漢代宮苑の造られたものは可成りに多い、王應麟

の玉海に載せてゐるもののみを擧げてみても、思賢苑、兔園、上林苑、甘泉苑、長門園、博望苑、樂遊苑、宜春下苑、水衡禁園、御羞苑、等がある。此等の中で最も有名なものは、上林苑と甘泉苑であるが、上林苑は秦の上林苑の(西安府の西三十四支里)規模を修造したものである。三輔黃圖に「漢上林苑。即秦之舊苑也。漢書云。武帝建元三年(西紀前一三八)。開上林苑。東南至藍田宜春鼎湖御宿昂吾。旁南山而西至長楊五柞北繞黃山。瀕渭水。而東周袤三百里。離宮七十所皆容千乘萬騎」とあるが餘程大規模の宮苑であつたに違ひない。恐らくは秦の時代では阿房宮を中心とした建築本位としてのもので、席園といふよりは寧ろ比較的自然のままの苑園であつただらうと思はれるが漢代になつてからこれを一層庭園として改造され修飾されたものであらう。西京雜記卷一に「初修上林苑。群臣遠方各獻名果異樹。亦有製爲美名以標奇麗云々」と記して、其名果異樹なるものを多數に列擧してゐる。又班固の西都賦の中には「西郊則有上園禁苑。林麓藪澤陂池連平蜀漢。綠以

周墻四百餘里。離宮別館三十六所。神池靈沼往々而在。其中乃有九真之鱗。大苑之馬。黃支之犀。條支之鳥。踰崑崙。越巨海。殊方異類。至於三萬里。其宮室也。體象乎天池。經緯平陰陽。據坤靈之正位。倣太紫之圓方。樹中天之華闕。豐冠山之朱堂。因壤材而究奇。抗應龍之虹梁。列禁楹以布翼。椅棟桴而高躋。雕玉瑣以居楹。裁金璧以飾璫。發五色之渥彩。光爛朗以景彰。於是左城右平。重軒三階。闔房周通。門闥洞開。列鐘虛於中庭。立金人於端圍。仍增崖而衡闕。臨峻路而啓扉。」云々といふ様な文があるが、これに依ると更らに奇獸珍鳥が飼養されてゐた事も知られるし、建築物の美麗な裝飾も想像することが出来る。此等裝飾された建築物に就いて、三輔黃圖は「離宮七十所」と記し、西都賦には「離宮別館三十六所」とあることは今掲げた通りであるが、その数はともかくとして、それ等の中の主なるものに就いて、三輔黃圖には「上林苑。有昆明觀。武帝置。又有蒲觀。平樂觀。遠望觀。燕昇觀。觀象觀。便門觀。白鹿觀。三爵觀。陽祿觀。陰德

觀。鼎郊觀。樛木觀。椒唐觀。魚鳥觀。元華觀。走馬觀。拓觀。上蘭觀。卽池觀。當路觀。皆在上林苑」とある。又上林苑には池沼が可成り多い。主なるものは上林の十池といはれてゐるが、三輔黃圖にその名稱を載せてゐる。今その名稱を列擧すると初池、麋池、牛首池、蒲池、積艸池、東陂池、西陂池、當路池、犬臺池、郎池の十池である。上林苑は以上の様であつて漢の宮苑中最大の規模を有して居つた如くに思はれるが、之れに次いで人の知るものは甘泉苑である。黃圖を見ると「甘泉苑。武帝置。綠山谷行至雲陽三百八十一里。西入扶風。凡周回五百四十里。苑中起宮殿臺閣百餘所。有仙人觀。石闕觀。封禪觀。鳩鵲觀」とある。其他前に掲げた様に數箇所の花園があつたらしいけれども、何れも果して如何なる形式のものであつたか詳細の事は全然分らない。

次に臺榭の事に就いて一言すると、これも矢張り断片的な文献のみで、その様式手法等は無論想像すべきものがないが、一二のものに就いて述べ

ると神明臺といふのがある。これは前に記した様に建章宮にあつたもので、武帝の時に建造されたものである。玉海には漢宮閣疏を引いて「神明臺。高五十丈。上有九室。常置九天道七百人」とあるが高さ五十丈は前述した井幹樓と同じである。此の數字には到底信を置くことは出来ないし、又上に九室ありといふのも九天道に對して稱したもので事實とは思へぬ。黃圖に「祭仙人處。上有承露盤。有銅仙人舒掌捧銅盤玉杯。以承雲表之露。以露和玉屑。服之以求仙道」とある。此の建章宮は長安城の西方にあつたことは前に言つた通りであるが、黃圖に長安城北面の東の芳一門即ち鶴雀臺門の外に武帝の承露盤があることを記してゐる。<sup>(1)</sup> 方角が異つてゐるから同じものではないであらうが、當時仙術を求めることは甚だ盛んであつたのであるから、武帝も矢張りこんなものを諸所に造つたのかも知れない。王應麟は玉海に臺の事を説明して「四方而高曰臺。晉天文志曰。明堂西二百里曰靈臺。觀臺也。主觀雲物。察符瑞。候災變禮含文嘉曰。天子靈臺。以孝

觀天人之際。法陰陽之會」と言つてゐるが、若し臺といふものが王應麟の説く様なものであるならば、その建築は五十丈はなくとも普通のものよりも高いものであつたに違ひない。その形式は全然分らないけれども、烽火臺の様な單なる方臺であつたのではないか。併し乍ら長樂宮に在つた所の鴻臺が惠帝四年(西紀前一九一)三月に災上した事が漢書に見えてゐるから、その上には木造の建造物があつたものと見なければならぬ。鴻臺は秦の始皇二十七年(西紀前二二〇)に造られたものであつて、三輔黃圖に「鴻臺。秦始皇二十七年築。高四十丈。上起觀宇。帝嘗射飛鴻于臺上。故號鴻臺。」とあるが、矢張り高層のものであつたことは事實であらう。高さ四十丈、上に觀宇を起すとあるが、これに依つて想像すると臺なるものは磚造の方臺形に築造されたもので、その上に木造の建築が有つたのではないかといふ感じが特に強い。井幹樓の際にも一言注意しておいた事であるが、かくの如き構造は後代に於いて屢々見る所であり、明清時代のもの現存するものは多數で



あるが、私はこういう形式の構造法が當時に於いて西域等の進歩した煉瓦  
使用法を傳へて漸く發達進歩して來たものではないかと思ふ。臺なるもの  
が木造であつたといふことは、栢梁が香栢で作られて居つたといふことに  
依つても知られる。<sup>(註)</sup> 尙漢代の臺と稱するものは多數であつて、三輔黃圖に  
載せてあるものゝみでも二十程ある。

漢代の官室關係の建築物は随分多種多様であつた様に思はれるのであつ  
て、諸種の文献に依つてその名稱位のものには知られるけれども、それ以上  
の詳細は知ることが出來ないから總べて省略する。

註

- (1) 三輔黃圖卷一。都城十二門の項に「外(鶴雀門)有漢武承露盤在臺上」
- (2) 三輔記。「栢梁臺上有銅鳳名鳳闕栢梁臺高二十丈巨香栢爲梁香栢十里」云々  
三輔舊事。「栢梁臺高二十丈用香栢爲梁香栢十里」

### 墳墓

此の時代の墳墓は、一般にどんな構造形式を以つて居たかといふに、恐  
らくは特殊のものでなくして、大體に於いて、その前後のものと同様のも  
のであらうと思ふ。庶民階級のものとはどんな規模のものか分らないが、天  
子諸侯以下各々その規制を異にして居つた。今此の時代の墳墓の形式を知  
る爲めに、帝陵に就いて記述することにする。前漢代の帝陵の形式規模に  
關しては、既に足立喜六氏の詳細な記述が考古學雜誌第七卷第二號(大正  
五年十月)に發表されてゐるので私は同氏の文に負ふ所が多い。

前漢の帝陵は總べて十一陵であるがこれ等は古の漢の都長安城の附近に  
散在してゐるのであつて、それ等の名稱は次の様である。

高祖 長陵。渭水の北、漢の長安城の北方。

惠帝 安陵。渭水と涇水の合流點附近、長安城の東北方。

圖一十百第



漢代帝陵所在地圖  
(圖氏北尼依)

文帝 霸陵。壩水の上流、長安城の東南方。

景帝 陽陵。安陵の西約一支里。

武帝 茂陵。渭水の北、長安城の西北方。

昭帝 平陵。同

宣帝 杜陵。渭水の南、長安城の東南方。

元帝 渭陵。渭水の北、長安城の西北方。

成帝 延陵。渭陵の西南方。

哀帝 義陵。延陵の西方。

平帝 康陵。義陵の西、茂陵の東

八支里。

此等の配置は第百十一圖に示してある通りであつて、霸陵と杜陵が渭南にあるのみで、他の九陵は皆渭北の高原に在つて最東端の安陵から最西端の茂陵迄、約九十支里に亘つてゐるといふ。これ等の間には、皇后を始め、侍臣其他の陪塚や、周代の帝陵、一般庶民の墳墓等が散在起伏してゐる。

此等の帝陵には大體一定した所の規制があつたので天子即位の翌年から起工して多額の國庫を費し賦役を重くして大規模のものが造られた。即ち秦の帝陵と同様であつて壽陵である。漢舊儀や關中記等の文献に見えてゐる所に依ると、陵域は七頃、即ち七百畝の面積があつてその四方に門を設けてあつて此等の四門を連絡した周垣があつた。(原文は後に引用する所を参照せられたい) 足立氏の報告によると、景帝陽陵には四門趾、武帝茂陵には東、西北の三門趾、昭帝平陵には南、北、西の三方に周垣及び門趾、成帝延陵には四方に周垣及四門趾、哀帝義陵にも周垣及四門趾、平帝康陵にも僅

かながら四方の周垣及四門趾が今尙存してゐるといふ事である。以上七頃（七百畝）の陵域は正方形であつて、一邊の長さが約千三百尺程であるがその中央には方臺形の墳がある。その基底面は廣さ一頃即ち百畝であつて正方形であるがその一邊は五百尺餘である。墳の高さは八十尺ある。今足立氏の實測に依ると、

陵名	陵域の一邊	墳の基底面の一邊	墳の高
長陵	—	四五〇	八〇
安陵	一〇〇〇	四四〇	八〇
陽陵	一一七〇	四八〇	九〇
茂陵	一三八一	八〇三	二〇
平陵	一一八〇	五八〇	八八
杜陵	一五四〇	六〇〇	九〇
渭陵	—	七七四	九五
延陵	一六三六	六〇〇	八五

義陵	康陵	義陵	康陵
一一一九	一一二八	五三五	五三二
七〇	八〇(尺を單位とす)		

以上の様であつて大體に於いて文献にある古制と近似したものである。以上は陵域の大體の規模であるが、此の陵域には路寢便殿などがあつたことは文献に依つて明かであつて、例へば三輔黃圖卷五には「高園於陵上作之。既有正寢。以象平生。正殿路寢也。又立便殿於寢側。以象休息閑宴之處也」とある。又此等の他に廟をも建てたらしいことは、前に宗廟の事を述べる際には注意しておいたのであるが、その際に引用した三輔黃圖卷五の上略「又園中各有寢便殿」云々の直下に「日祭於寢。月祭於殿。時祭於便殿。寢日四上食。廟歲二十五祠。便殿四歲祠。又月一遊衣冠。四時祭宗廟用大牢。列侯皆獻酎金以助祭」と記してあるが、關中記には「日祭於寢。月祭於廟。時祭於便殿。寢日四上食。丞相次下次四時行園」とある。關中記は晉の潘岳の著であるが三輔黃圖の内容と少し違つてゐる。どちらを正しい

ものとするかは、今私の容易に決し難い問題であるけれども、陵墓に路寢、便殿、廟堂等のあつたことは事實であると思ふ。これ等の建物が、どんな配置を取り、又どんな様式を取つてをつたかといふ様なことは、勿論明かでないであつて、前にも述べた様に周垣や四門の趾が今尙残つてゐるものがあるのに比べて此等の建築物の遺趾の認められないことは、甚だ不思議であるが、足立氏の報告には帝陵の附近には多数の漢瓦が散亂してゐる。この事であるから或は詳細に調査すれば、建築物の存在して居つた何等かの證據が発見されないとはいはれない。又周垣にある四門も如何なる形式であるか之れも亦明かではないが後漢時代のものとして多数に存在する石闕の類ではなかつたに違ひない。何故となれば、後漢のものとして知られるものが多数に存つてゐるに拘はらず、前漢のものが今の所確かなものとしては殆んど發見されてゐないといふことは、石闕の類が前漢の頃には用ひられたとしても甚だ稀れであつたか、又は皆無であつたと見なければならぬ。

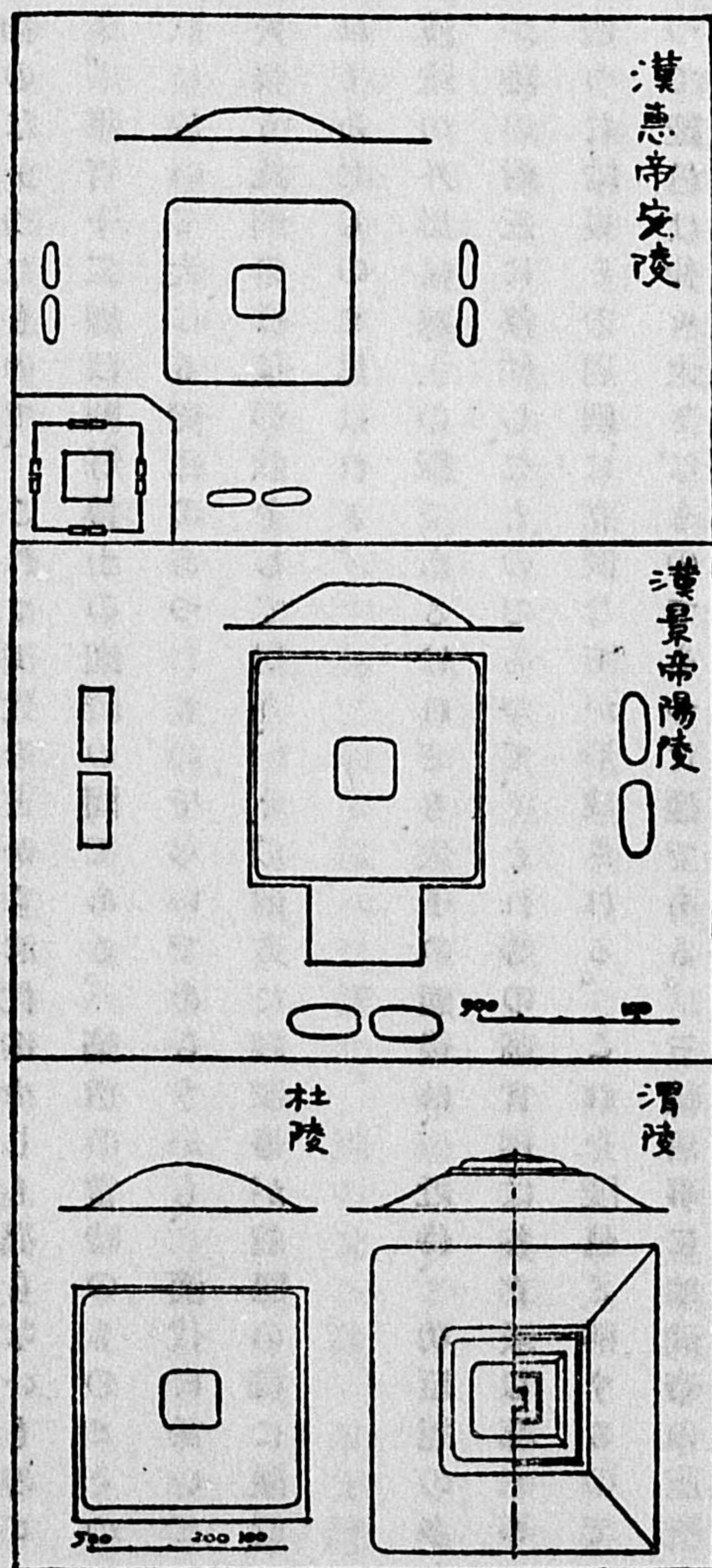
らないのであつて、門趾迄も存在してゐる前漢陵に石闕が用ひられたものならば多少のものは今日に残つてゐなければならぬと思はれるからである。石闕の事は後に割愛するつもりであるが、その殆んど總べてのものが木造のものを石に模したと考へるべき形式のものであるから、前漢のものも恐らく木造のものであつたらう。前記の諸建築物は、此の南門を入つた正面墳丘の前に路寢がありその左方即ち東に西面して宗廟、右方即ち西に東面して便殿が造られて居つたものでないかと想像される。足立氏は文献通考にある所の「陵上稱寢殿。起居衣服象生人。其名寢之意也」等を引いて、墳丘の上に寢殿が造られて居つたので、その墳が方臺形であつて上部の平坦になつて居るのはその爲であると言つて居られるけれども私は墳丘の上に寢殿の造られたものとは考へることが出来ない。足立氏は、墳丘上の平坦の地上に瓦片の散布してゐることを報じて居られるが、私は不幸にして未だその實際を調査したことがないので果してどの程度のものである

か、確實なことは知らないけれども、單に瓦の散布のみで建築物のあつたことを斷言することは出来ないし、文献通考にある陵上といふことを、必ずしも墳上と解するの要はないと私は思ふ。私が墳丘上に建てられたのはなからうと思惟する理由は、墳丘の外形が截頭方錐形をしてゐることは、必ずしも漢陵のみではなくして第二項で述べた様に、周の文王陵、成王陵なども矢張り此の形状であるし、外國では埃及にもその例があるのであつて、建築物を造つたが爲めにその頂部が平坦になつてゐるのだと解する事は出来ない。又漢陵の墳高は足立氏に従ふと七八十尺乃至九十尺であるが、その上に寢殿が造られたものとする、祭祀の爲めにこれに上下する何等かの道路(階段)が設けられなければならないのであつて、而かもこれには工作上相當大なる石材を多數に使用するか、又は埴類を用ひなければならぬであらうが、それ等の形跡が足立氏の文には窺はれない。又漢舊儀補遺には「天子即位。明年將作大匠營陵地。用地七頃。方中用地一頃。深十

三丈。堂壇高三丈。墳高十二丈」云々とある此れに依ると堂壇の高さと墳の高さとは別に記載してゐるのであつて、私は此の行文から考へて、高三丈の堂壇が墳高十二丈の更らに上にあつたとは、到底考へられない。此等大體三つの理由から墳丘は矢張り土を盛つたのみでその上には、何等の構造物のなかつたもので、これは周代の古から清代迄少しも異らないものと思ふ。第一百十二圖は關野博士の漢陵の圖である。築造の當時のものどその形状に於いて大なる變化のあつたものでないであらうから、漢代に於いても矢張り此圖の様な形状をして居り、その前方に寢殿等が前記の様に配置されてゐたものと思はれる。

漢陵の外形は以上の様であるけれども天子の崩後は、近侍、功臣達の多數が陵の附近に移住したものであつて、それ等の高官達は各立派な邸宅等を造つた結果その周圍に立派な町が形成される。これを陵邑と稱するのであつて陵邑は仲々大きなものであつた様である。三輔舊事には武帝の茂陵

圖二十百第



口の邑には一萬六千戸とあり、關中記には「漢諸陵（中略）徒民置縣者凡七。長陵茂陵各萬戸。餘五陵五千戸」とある。又附近の土地を下賜されて、皇后は勿論内侍、近臣、功臣達の陪塚が造られたものであつた。併し乍ら此の弊害は可成り大きなものであつたと見えて、元帝の謂陵の時に改めら

★二〇

れてゐる。元帝の謂陵は、漢陵中最大のものであつて（文帝の霸陵は白鹿原の鳳凰嘴と稱する自然の丘陵に造られてゐるので、前には霸水の流れがあり最も宏大であるが、他の陵の様に高原に築造されたものでない爲めに、正確な規模が分らない）第一百十二圖に依つて見ても、その外形は仲々立派である。然し元帝は天下に詔して、陵邑の制を廢されたのであつて、文献通考には「元帝永光四年（西紀前四〇）即位後九年）分諸陵屬三輔。以渭城壽陵亭部原上爲初陵。詔曰安土重遷秦民之性。骨肉相附人情所願也。頃者有司緣臣子之義。奏徒郡國民以奉園陵。令百姓遺棄先祖墳墓破棄失產親戚別離人懷思慕之心。家有不自安之意。見以東垂被虛耗之害。關中有無聊之民。非久長之策也。詩不云虜民亦勞上迄可小康惠。此中國以綏四方。令所爲初陵者勿置縣邑。使天下咸安土樂業亡有動搖之心。布告天下令明知之」と記されてゐる。

以上は總べて漢陵の外観規模であるが、その内部の構造はどうであつた

★二一

か、漢陵の發掘されたものがないからそれ等のものが、如何なる構造を以つてゐるか分らないけれども、他のものからこれを想像し得る資料はある。即ち漢の衛宏の漢舊儀補遺卷下に「天子即位。明年將作大匠營陵地。用地七頃。方中用地一頃。深十三丈。堂壇高三丈。墳高十二丈。武帝墳高二十丈。明中高一丈七尺。四周二丈。內梓棺柏黃腸題湊。以次百官藏畢。其設四通美門。容大車六馬。皆藏之內。方外涉車石外方立。先閉劔戶。戶設夜龍莫邪劔伏弩。設伏火。已營陵。餘地爲西園后陵。餘地爲婕妤。以下次賜親功臣」とある（此前半は既に引用したものである。）又禮記檀弓下第四、「公室視豐碑」の句の疏は「案春秋。天子有隧。以美道下棺。所以用碑者。凡天子之葬。掘地以爲方壙。漢書謂之方中。又方中之內。先累椁於其方中。南畔爲羨道。以屏車載柩至壙。說而載以龍輜。從羨道而八至方中。乃屬紼於棺之絨。從上而下。棺入於椁之中。於此之時。用碑綽也」とある。墳墓の構造が玄室があつてこれに棺を入れたこと及びそれ等に關する名稱に就

いて種々の議論のあつたことは既に周代の墳墓を述べる際に注意し又諸家の論文を列擧しておいたが私は喜田博士の説に従ふものであるから棺槨壙の區別や名稱は同博士の考證に依つてゆくとして今以上に引用した文の方中とあるのは壙のことであつて、足立氏の文では方中といふのが墳丘の様であり少くとも墳丘の基底である様にとれるがこれは方壙のことであつて、明中が槨のことであらうと私は思ふ。漢舊儀に依ると壙の廣さが一頃即ち百畝であつてその深さ（即ち床から天井迄の高さ）が十三丈であり此の中に、明中即ち槨がある。これが高さ一丈七尺であつて四周が二丈あり、此の中に棺が納められる。

以上に引用する様な文に依つて大體その帝陵の構造は想像されるし、武帝の時に置かれた朝鮮の樂浪郡の遺跡が我關野博士其他の學者に依つて詳細に調査研究されて既に發表されてゐる。<sup>(1)</sup>これ等は寧ろ後漢時代に相當するものだといはれてゐるけれども以つて此時代の墳墓の一般的の形式は推

知られる。又陸心源の千甍亭古博圖錄十卷には當時代の墓室に使用された博を多數に掲載し又千甍亭博錄四卷に依つてそれ等の構造の大體を知ることが出来るが、今はこれ以上詳述することは避ける。

註

- (1) 朝鮮總督府古蹟調査特別報告第四冊、樂浪郡時代の遺蹟

### 裝飾及文様

建築そのものゝ發達進歩は前述した諸項に依つて畧之れを想像することが出来るが、これに伴つて當然起つてくるものはその意匠裝飾の技術である。漢代に於けるそれ等の技術がどの程度のものであつたかに就いて文献の上から少しく考察してみることとする。

先づ屋根の形状や、その裝飾から言ふと、私の考では當時に行はれた屋根の形状には、大凡三種類あると思ふ。その第一は四注造即ち寄棟造りで

あり、第二は方桁造(寶形造)であり、第三は切妻造りである。遺物に徴するものがない爲めに確實なことを斷定することは勿論不可能であるけれども、文献に依つて推定し得る範圍に於いて私は以上の三種類以外の形状の存在を認めることは出来ない。處が石橋絢彦博士は、漢代宮殿の屋根に入母屋造りの存して居つたことを認めて居られるのであつて、その理由とせられる所は、文選の西都賦、甘泉賦等に見えてゐる「榮」又は「屋翼」の文字を入母屋造りの妻の方の流れと解して居られる所にある様である。<sup>(1)</sup> 文選に收められた所の漢魏頃の文章には成る程「榮」「翼」等の字が屢々散見する。例へば、前にも引用した所の班固の西都賦にも「列芬猋以布翼」といふ句があつて、注には「翼屋榮也」とある。又少し後のものには左大沖の魏都賦の中に「華屏齊榮」の句があるが、この「榮」に對して鄭玄の禮記の注を引いて「榮屋翼也」とある。これは禮記の喪大記に「皆升自東榮云々降自西北榮云々」とあるのに對する注であるが、説文には「屋相之兩頭起者爲榮」とあ



る。私は此等の字句から、入母屋造りの屋根を想起することは到底不可能の事と思ふ。石橋博士は「榮」の字の解釋に當つて、和漢の文献を博く引用して居られるが、其中に我が文安御即位調度圖の文から「大極殿ノ南榮上、十一間歇形ノ繡帽額ヲ懸ケ耳ス」云々の句を引いて居られるが、大極殿の大きさは十一間四面、即ち東西の長さが十一間で南北のそれが四間であつて南北のそれが四間であつて南榮に十一間の帽額を懸けるとあるのは、大極殿の正面に懸けることであつて、東西の妻に懸けることではない。此の場合の「榮」の字の用法は支那の正しい用法ではないと言ふならば、それ迄の事であるが當時我邦に於いて「榮」といふ字を決して入母屋の妻の流れに對して用ひてゐなかつたといふ證據には充分になるであらう。「榮」といふ字が如何なるものゝ名稱であるか、今日に於いてこれに技術的の解釋を與へることは、不可能の事だと私は思ふのであるが、單に簷、即ち軒といふ様な漠然とした部分の名稱であつて、適確に此の位置のこれといふものを

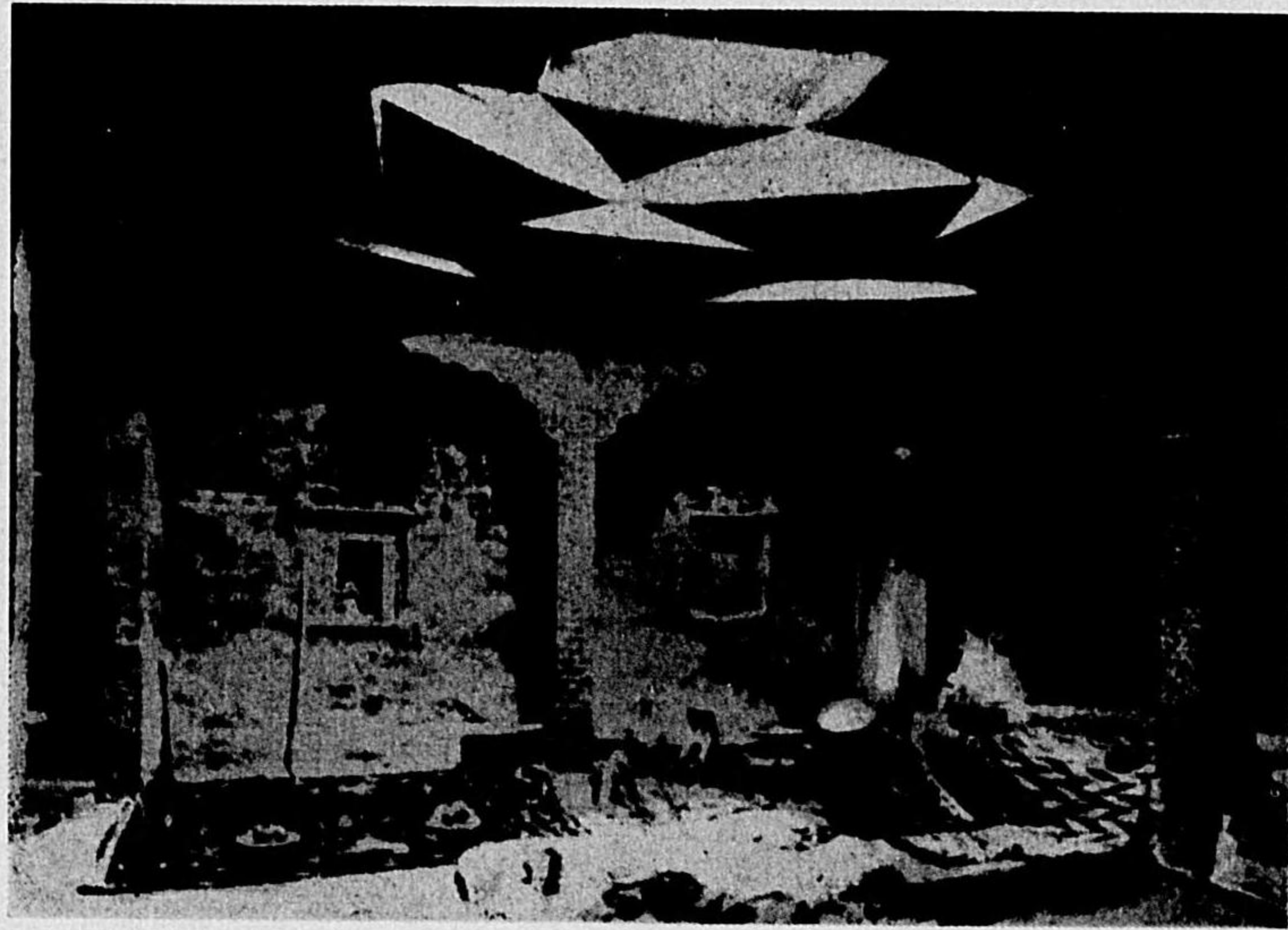
指したものでないのではないか。「翼」又は「屋翼」といふ字も同様であつて的確に此名稱といふ事を示し得ないけれども、要するに何れにしても軒先に與へられた名稱であつてこれが入母屋又は四注の何れにも偏してゐないといふ文けのことは、私は斷言し得るのである。

私は、以上に略説する様な理由から、此の時代に入母屋造の屋蓋の形状の存在を認めることは出来ないけれども、寄棟造の形状の存在は、これを認めても好いと思ふ。何故となれば既に第一項の推論時代の建築を述べる際にも注意した様に考工記には「四阿重屋」といふ句が見えて居るのであつて果して殷代の建築に四阿即ち寄棟造りの屋根の行はれて居つたかどうかといふことは遽かに斷じ難いことを述べておいたが、殷代に於けるそれはともかくとして考工記の内容は漢代頃の制度が多分に入つてゐる様に思はれるのであつて、考工記中に四阿といふ形式の存在が認められる以上、漢代に於いてその形状の存して居つたことを認めることは決して無理な想像

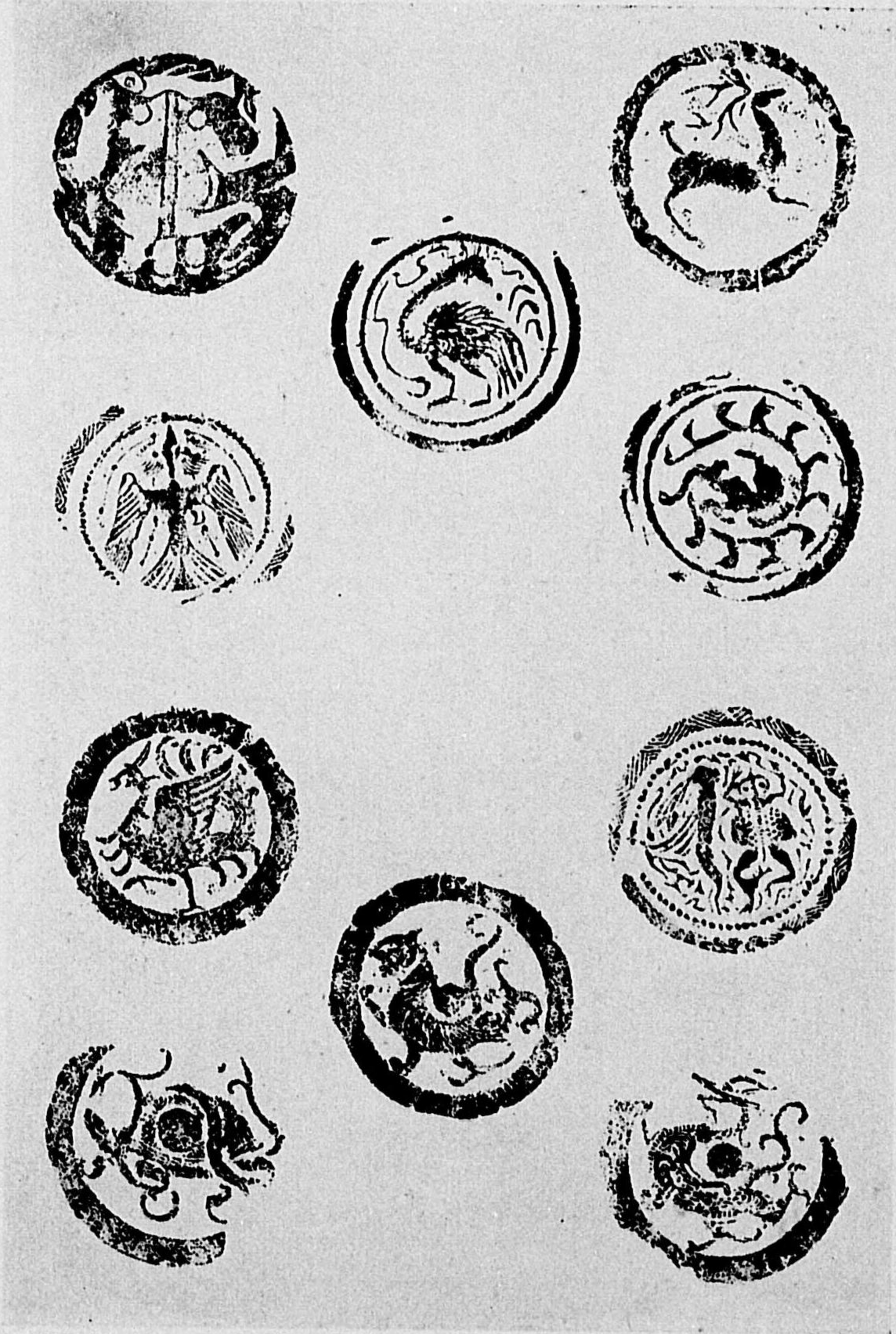
ではないと思ふ。且つ又、後漢時代と認められる建築的遺物の殆んど總べてが、寄棟造りの屋蓋であつて、入母屋造りのものが、一つもないといふことは、必ずしも偶然の結果のみとは私は言へないだらうと思ふ。それから、方桁造りの形状があつたらうといふことは、寄棟造りの存在を認め、そして正方形の平面を認めるならば、技術的に直ちにその存在を想像し得るのである。然らば前漢時代の建築に方形の平面を有するものがあつたかどうかといふに、これに就いても遺憾ながら的確な證據を擧げることが目下の私には出来ないのであるが、只一つその存在の想像をなし得るものは彼の前述した建章宮の井幹樓である。井幹といふことを我邦の校倉と解することは、私は賛成出来ないことを既に言つたのであるが、然らば、此の井幹といふ字は何を意味したものであるかといふと、私は恐らくその小屋組の形状から來たものではないかと思ふ。即ちその小屋組の形状が所謂井幹をなしてゐるものであつて、従つてその平面は正方形でなければなら

ない。今私は私の論理上、此處に一つの正方形の平面を有する建築物の存在を認めるところから出發しよう。正方形の平面の建物に屋根をかける場合には、勿論切妻形のものもかけ得ることは明かであるが、今方桁造の屋根をかけるものとしてその構造は如何にするか。現今行はれてゐるもの又は現に残つてゐる建築物の實際から言ふと支那のものと、日本のものとは根本的にその構造法が異つてゐる。支那のものは千篇一律的に只一つの構造法が行はれてゐる。私は恐らく此の構造法が前漢時代にも行はれてゐたものであつて井幹といふのはこれの形状から來たものだと思ふものである。今、その特殊の構造法を述べると、正方形の四隅にある柱から柱へ、先づ梁を架け渡すのであつて、各の梁に依つて正方形が出来る、此の梁は、即ち軒桁に相當するのであるが、此の正方形をなす梁即ち各一邊の中央部を支點として更に四本の梁を架け渡すと、恰度最初の梁が作る正方形と四十五度廻轉した第二の、更に小さな正方形が出来るのであつて、第一の

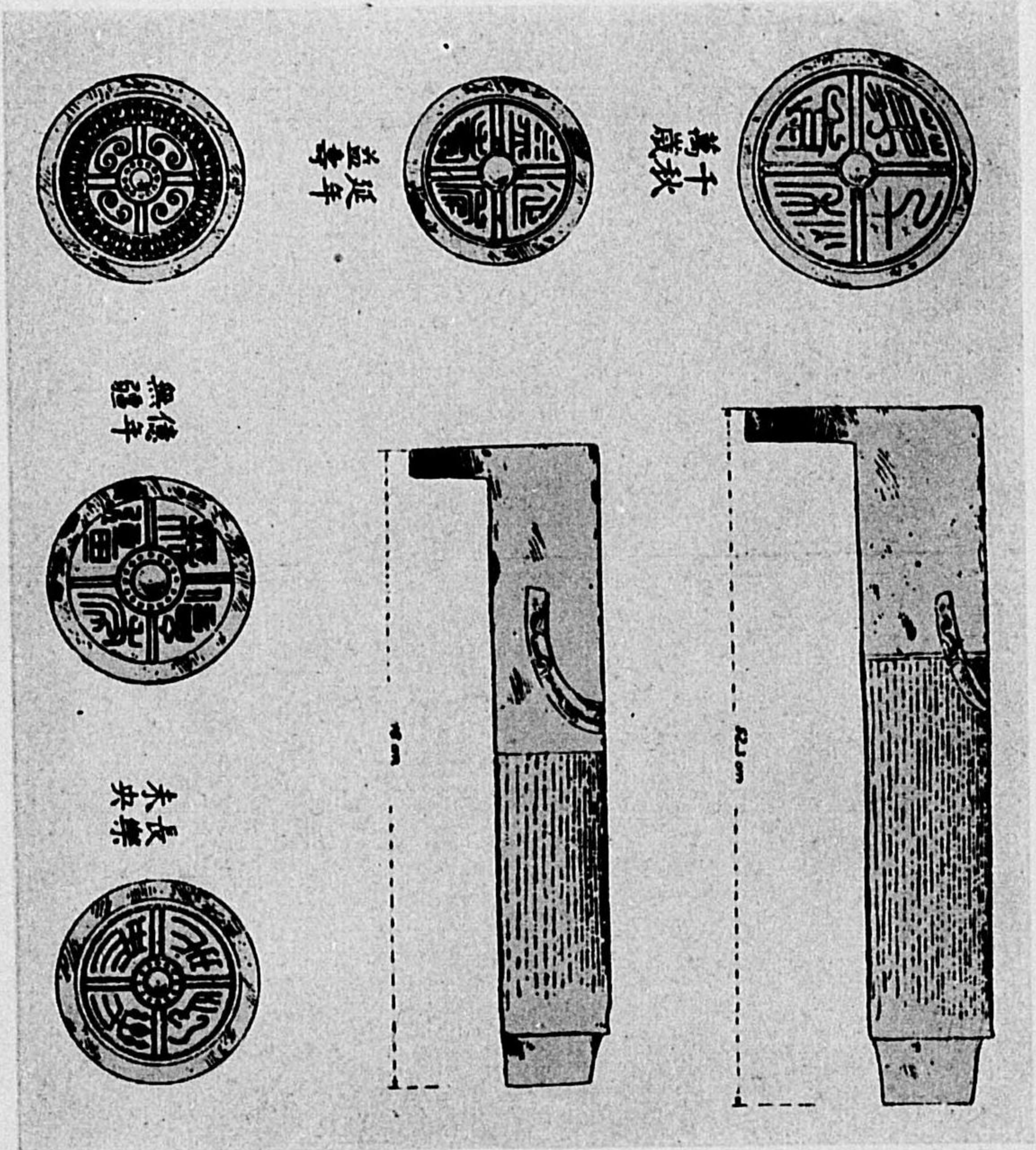
正方形の一辺の長さを「2」とすると、第二の正方形の一辺の長さは「 $\sqrt{2}$ 」となる。それから、又更らに此の第二の正方形の一辺の中央を支点として、その點に梁を架け渡して、第三の正方形を造る。此の第三の正方形は、第二のものと同四十五度傾いた位置になるから、第一のものと同じ方向の位置にあつてその長さは「1」即ち第一の正方形の一辺の二分の一である。前にも述べた様に現在の支那に於ける遺物の中正方形の平面をもつものは全部此の構造法を取つてゐるのであつて、第六十九圖にあるものは、その一例である。此の構造法は、甚だ原始的な、而かも巧妙なものであつて先づ一般に考へ附くべき方法である。だから、此の構造法が、行はれてゐるのは支那のみではない。石材の構築に於いて、各地に行はれてゐるのであつて、印度に於いて此の構造のあることは早く既にフレッチャー氏 (Banister Fletcher) に依つて紹介されてゐるし又スタイン氏 (M. Aurel Stein) は中央アジア方面に此種の構法のあることを注意してゐる。(第百十三圖参照) 朝鮮の高句



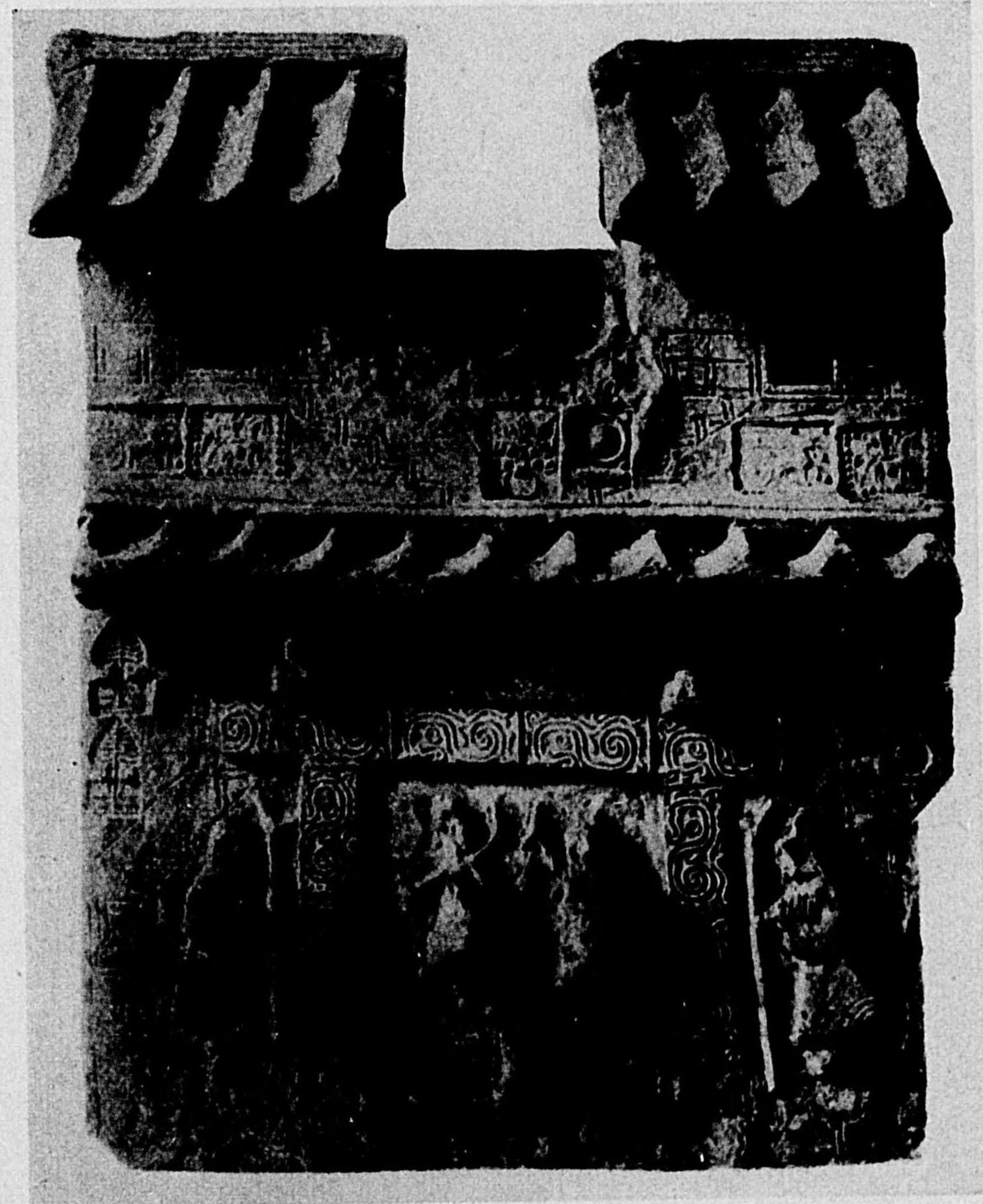
部内の家民一のヤジア中央 圖三十百第  
(照參頁〇三六文本)



（圖之士博野關依）文當瓦漢 圖五十百第  
（照參頁五三六文木）



（依三國ノ氏ツマユルニ邊屬）圖面側及文當瓦漢 圖四十百第  
（照參頁五三六文木）



（英 國 博 物 館 藏） 漢 代 明 器 第 百 六 十 圖  
（本 文 四 六 〇 參 照）

麗時代の古墳の玄室が此の構造であることは、人の知るところであつて、例へば平安南道龍岡郡大代面の梅山里四神塚、同じく新寧面の龜神塚、同じく池雲面の雙楹塚等を始め、奉天省輯安縣の三室塚散らし蓮華塚等も總べて此の種の構架法である。此等各地方に行はれてゐる構架法が、相互の間に一脈の連絡を有するものか否かは、簡単に論ぜられるべきものではないのであつて、朝鮮のものが支那のそれと關係があるだらうといふことは誰しも想像し得るところであるし、又これを認めても好い様に思はれるけれども、印度西域方面のものが支那へ入つてきたものかどうかは、今後充分の調査研究が積まれなければ決し難い問題である。然し石材の様な、比較的長い材を取り難いもの、又はその材質上、應張力(Tensile Stress)の少ないものにあつては自然此の方法が便宜であり、又一般に比較的容易に考へ附くものであるから、必ずしも支那のものは外國から學んだものだと解すべきではない。これ等は、總べて石材構架の例であるが、私は此種の原則

に依つて出来た木造構架の法(第六十九圖参照)が前漢時代に於いて行はれてゐたものであると想像する。又此の構架法は石材構架の爲めに案出されたものであるか、木造構架の法として案出されたものかといふ様な事も或は考へられぬではないが、私は各々別に独立的に考案されるべき性質のあることを認める。只此處に印度其他の石材構架の實例を挙げたのは、方形の平面に對する屋蓋構架の法に、かくの如きものが可成り廣い範圍に渡つて行はれてゐること、及びこれは比較的原始的構架法として、一般に、案出され易い性質のものであるといふことを、注意したいつもりであつて、石材構架の法を、木造に模倣したといふことを意味する爲めではない。ここで、私は私の論旨の最初に歸つて、正方形の平面を有する建築物の屋蓋には此種の構架法を採用することが最も便利であるが、朝鮮の高句麗時代に既に此の種の石材構架が行はれて居つたことが明かであるから、高句麗の初期は支那の後漢初期に當るので前漢時代に此種の構造が知られて居つ

たといふことは想像し得られないではない。今先づ此の構造法が前漢時代に行はれてゐたことを認めるとして此の小屋組を下から仰視した形を井幹と稱し従つて此種の小屋組を有する樓を井幹樓と稱したのではないか。私此の想像にして、假りに正しいものとする、その井幹樓といふ名稱の存在から推して正方形の平面の存在を認めなければならぬ。以上の様な理由で私は正方形の平面の行はれて居つたことを認めるものであるが、尙亭榭といふ様なものが存して居つたことは文献上明かであるがこれ等の平面も普通の解釋としては、正方形の平面であつたと見なければならぬ。然しそれを證すべき確實な資料はない。既に正方形の平面が認められるならばその屋蓋の形状は竇形造りであつたことを當然認めなければならぬ。勿論正方形の平面に對して架け得る屋蓋の形状は技術上からいつて必ずしも竇形造りが唯一のものではないのであつて入母屋、四注、切妻等も構架し得られるけれども入母屋の形状が當時に未だ行はれてゐなかつたといふ

私の考へは既に述べた通りであるし、又四註の屋根にしようとするには、四方の流れの中で、東西の流れと南北の流れと、その勾配を變じなければならぬのであつた、我邦でいふ所の振。隅。と稱する下り棟になる。私は此種の技術を、そんなに困難を伴ふもの又は進歩した技術として前漢時代に行はれ得なかつたといふのではないが併し振。隅。を造り得る技術があれば實形の屋根を造り得ないといふことは言はれないのであつて、好んで格好の悪い四注を(正方形の平面に對して)用ひなくても格好の美くしい實形を用ひたらうと思はれる。四注の屋根の存在が、既に認められる以上は、正方形の平面に對して而かも比較的壯麗なものに切妻を造つたものとは考へられぬ。

註

- (1) 石橋勲彦氏著工業字解建築之部、『入り雨下』の項及び『榮』、『屋製』の項参照。

- (2) Banister Fletcher ; A History of Architecture on the Comparative Method. Part II. Non-historic Architecture, Indian architecture, P. 789. 1921. London
- (3) M. Aurel Stein : Ruins of Desert Cathay. Vol. P. 48.

前漢時代の屋蓋の形狀に四注造、實形造、切妻造の三種の存して居つたことは以上に説く所に依つて明かであるが、次に、その屋蓋の被覆は如何なる形式であつたか。屋蓋の被覆材料として瓦の使用されて居つたことは發見されてゐる多數の漢代瓦當に依つて知られるのであつて、これ等の瓦當は羅振玉の秦漢瓦當文字を始めとして比較的多く世に紹介されてゐる。(第百十四圖百十五圖参照)處が此等のものは總べて我邦にいふ所の巴瓦の類のみであつて、唐草瓦に當るものが一つもない。然し後漢以後の諸種の遺物からみても所謂本瓦葺きが行はれて居つたらしいのであつて、平瓦と丸瓦とが交互に並べられて居たことは明かであるが、當時のものは丸瓦のみがその軒先に於いて所謂瓦當文を飾つて居つたもので唐草瓦は用ひられ

てゐなかつたらしいことは後漢時代の遺物から想像がつくのである。本瓦葺であつたとすればその棟や下棟の裝飾はどんなものであつたかといふに、これを想像すべき資料は、勿論目下の所ではその文献も私には見當らない。棟の兩端に何等かの棟瓦が使用されてゐたらしいことは後漢時代の遺物から想像されるし、又寶形造の頂點にも何かの裝飾瓦が使用されなければならぬことは、考へられるが、その如何なるものであるかは、勿論知るべくもない。只一つ前にも引用した様に上に銅鳳のあつたことが文献に見えてゐるが、これが果して屋根の上と解すべきものかといふことも實は明かではないが先づ屋上だとして如何なる位置にあつたか。寶形の屋根とすればその頂部にのせられてゐたものであらうが四注等の場合には棟の兩端にあつたのか又は中央にあつたものか。これも後漢の石闕や明器等に棟の中央に何等か裝飾的の形ののせられてゐるものがあるから、棟の中央に裝飾的のものをのせることは前漢時代に於いても行はれてゐたものと考へて、

差し支へはないであらう。

軒廻りの裝飾に就いて考へてみると、構造上軒は椽に依つて支へられてゐたことは明かであるが、その椽は後世のもの様の、二重椽であるかどうか、又はその切斷面が圓形であるか方形であるか、といふ様なことは分らない。けれども、後漢の石闕等にあるもの或は、もつと後の六朝頃の遺物に表はれてゐるものが、圓形の椽であるのから考へて此の時代のものも恐らくは、圓形のものであつたのではないか。又、さきに未央宮の前殿のことを述べる際に注意しておいた様に、椽の木口には裝飾が施こされてゐたものであらう。その際にも引用した様に三輔黃圖の文には「華椽壁璫」といふ字が見えてゐるし、班固の西都賦の中には「裁金壁以飾璫」とあり、韋昭の注に「裁金爲壁以當椽頭」とある。司馬長郷の上林賦にも「華椽壁璫」の字が見えてゐるし、張衡の西京賦にも「飾華椽與壁璫」とあるが李善の注に「華椽畫其椽也」とある。爾雅釋宮に「桷謂之椽」として郭僕の注に



「屋椽」とある。試みに説文を見ると、椽の字に對して「秦名爲屋椽。周謂之椽。齊魯謂之桷」とあるし、桷の字に對しては「椽也。椽方曰桷」とある。即ち説文に従ふと、總べて椽のことであつて、桷はその切断面が方形である。華椽といふのは李善の注の様に椽に文様の描いてあるものといふものであらう。又璫といふのは韋昭の注の様に椽の木口であつて璫璫といふのは金を裁つて璫として、その木口に取り附けたものであらう。璫といふのは椽の木口の金具の圓形を暗示したもので、前に言つた様に當時の椽は圓形のものであつたといふ私の想像は、これに因つたのである。次ぎに軒先に就いて考へねばならないことは、この時代に於いて斗、即ち組物が用ひられてゐたか否かといふことであるが、後漢時代の遺物からみても、前漢の頃に、その存在を認めても好いと思はれるのであつて後漢に入つてから始めて出来たものではないと思ふ。併し乍ら、これを證すべき的確な資料は遺憾ながら今の所發見されないが、その想像を幾分有力ならし

むる程度の資料はないではない。周代の裝飾及び文様を説く際に禮記の禮器第十や、又は論語公冶長第五に見えてゐる所の山節藻梲といふ句に附いて注意しておいたが、これを朱注の様に解して、柱に斗形トウのあつたことを信ずるのは、私は躊躇するけれども、張衡の西京賦にある「繡栴雲栴」といふ句に注意したいと思ふ。李善の注に依ると、「栴。斗也。栴。梁也。皆雲氣畫如繡也」とある。爾雅釋宮には「栴謂之藻」とあつて郭璞は「即栴也」といつてゐる。説文には栴は「栴上標也」栴は「柱上栴也」とある。即ち斗形のことである。僅かにこれ丈の根據で前漢時代に斗形のあつたことを斷ずるのは、妄斷の嫌ひがあるけれども、今のところこれ以上の資料を發見することは出来ないし、後漢の遺物からみて少くとも前漢に於いて斗形の使用されてゐなければならぬことを思つて、暫く此の西京賦の字句に注意しておきたい。

柱は恐らく圓柱であつたらうと思はれるが、文献に散見してゐる字句か

ら考へると、柱にも仲々裝飾が施こされ又その脚部には柱礎があつたことが知られる。三輔黃圖や西京賦には「雕楹玉碣」とあり、西都賦には「雕玉瑱以居楹」とある。楹は柱の事であるし、碣、又は瑱は、柱下の石、即ち礎石である。但し礎石には後世のものゝ様に、その表面に彫刻があつたか否かは分らない。扉はどんな形状であるか。想像するに、恐らくは今日の所謂板戸の様なもので、矢張り開閉する様にしたものではないかと思はれる。黃圖には「金鋪玉戸」といふ字があり、漢書哀帝紀や楊雄傳にも金鋪又は鋪首といふ字が見えてゐるが、<sup>(1)</sup>此の鋪といふ字に對して、説文には「著門鋪首也」とある。右の中で哀帝紀には、銅の龜蛇の鋪首とあるし、康熙字典には「所以銜環者作龜蛇之形以銅爲之故曰金鋪」とあるのを見ると、今日一般に用ひられてゐる怪物が、環を啣へてゐる金具即ち獸環と似たものが、既に漢代に於いてあつたと考へられる。第百十六圖に示したものは、大英國博物館案内書の中に載せられた漢代明器の一種であつて、恐らくは

後漢時代のものかと思はれるのであるが、此の樓上中央の一段低くなつた屋根の下、即ち裳屋根の直ぐ上の所に所謂獸環の形が表はされてゐる。此れが、扉の金具としては、少し變な位置であつて、果して扉の金具とみるべきであるかどうかは疑はしいが、既に此の頃には扉に此種の裝飾があつたので、こゝに漠然と表はしたものではなからうか。そうして假りに此の明器を、後漢時代のものとしても、此から推して前漢時代に、所謂金鋪なるものがあつたとしても、別に不合理ではない。尙扉の裝飾を窺ふに足る文字としては、西京賦に「青瑣丹墀」といふ句が見えるが、三輔黃圖にも漢書元后傳にも矢張り同様の句がある。青瑣と稱するのは、西京賦の注に「以青畫戶邊鏤中」とあり、漢書の孟康、如淳、師古の注も總べて同じ様なことを言つてゐるが要するに天子の門に用ひられる青色塗裝の裝飾であるらしい。けれどもその形式は具體的に勿論分らない。又丹墀とあるのは殿上の床面に墀を敷いてこれを赤く塗つた事であつて漢宮典職に「丹漆地故稱

丹墀」とある。西都賦には玄墀とあるがその注に依ると髹漆を塗るので玄といふとあるが、漢の制度では天子は丹墀、後宮は玄墀であつたのである。

註

(1) 前漢書卷十一、哀帝紀、元壽元年秋九月の下に「孝元廟殿門銅龜蛇鋪首鳴」とあり、如淳の註に曰く「門鋪作龜蛇之形而鳴呼也」とあり顏師古の註には「門之鋪首所以衛環者也」とある。

同書楊雄傳上、第五十七には「排玉戸而屬金鋪兮發蘭蕙與穹窮」とあつて李奇は「鋪門首也」と言ひ顏師古は「首風之所至又排門楊鋪擊動便鈕回施入宮發奮衆芳」と注してゐる。

尙以上の他に裝飾の上に於いてどんな程度のものであつたかを文献に散見するものに就いて一二考へてみると、西都賦に「重軒三階」西京賦に「三階重軒鏤檻文棧」とあり又黃圖には「重軒鏤檻」とあるが、これ等の字句に依ると、建物は基壇の上に建てられたこと、この基壇には階段の設けられてゐた事、勾欄が使用されてゐたこと等が知られる。又西京雜記卷一の中

には「趙飛燕女弟居昭陽殿。中庭彤朱。而殿上丹漆。砌皆銅沓黃金塗。白玉階壁帶。往々爲黃金釭。合藍田璧明珠翠羽飾之。上設九金龍。皆銜九子金鈴五色流蘇。帶以綠文紫綬金銀花鐺。每好風日。幡旄光影。照耀一殿。鈴鐺之聲。驚動左右。中設木畫屏風。文如蜘蛛絲縷。玉几玉牀白象牙簾綠熊席。席毛長二尺餘。人眠而擁毛自蔽。望之不能見。坐則沒膝。其中雜薰諸香。一坐此席。餘香百日不歇。有四玉鎖。皆達照無瑕缺。窻扉多是綠琉璃。亦皆達照毛髮。不得藏焉。椽桶皆刷作龍蛇。榮繞其間。鱗甲分明。見者莫不兢慄。匠人丁緩李菊。巧爲天下第一。締構既成。向其姉子樊延年說之。而外人稀知。莫能傳者」とあるが、これに依つて當時の室内の事情も想像されるのであつて、その生活の様式は今日と大體に於いて同様のものであつたと思へる。

以上に述べた處に依つて、前漢時代の建築裝飾なるものが仲々莊麗なものであつたこと、及びそれ等の細部も、殆んど今日の支那建築の一般的特

質と考へるべきものを、備へてゐたといふ様な事が、大體に於いて想像されるのであるが、然らばその建築に於いて、所謂壁畫なるものが行はれてゐたかどうかといふに、私の考へる所では既にこれが使用されてゐたものと思ふ。何故となれば畫家としてその名の傳へられてゐるのは可成りに古いのであつて、史皇、畫嫫等は支那畫の始祖として知られ周以前の人のであり、周代では明堂に壁畫が行はれてゐたと言ひ専門の畫家の名も相當に傳へられてゐるのであつて漢代に於いても毛延壽などの畫家の居たことは既に王昭君のローマンスと共に記した如くであるが、専門の畫家が居たことが認められ、又後漢の遺物には有名な武梁祠などを始め、壁畫の存在を具體的に物語る資料は、多數に存するのであるから、私は前漢の時代に於ても、勿論建築物に壁畫のあつたことは認め得ると思ふのである。西京雜記卷四に「哀帝爲董賢起大第於北闕下。重五殿。洞六門。柱壁皆畫雲氣華卉。山靈水怪。或衣以綈錦。或飾以金玉」云々とあるが、これは壁畫の存在を

立證するものではないか壁畫の存在をかくの如くして認めるとして、その主題は何であつたか。周の明堂には堯舜等の容姿が畫かれた様で、要するに人物畫であつたらしく、又王門には虎を畫いて天子の威を示したと傳へられるから、動物畫もあつたらしい。後漢のものは人物、動物等を主とする一種の物語畫であるが、前漢の壁畫は何であつたか。前記西京雜記の文で考へると花草山水等が主題となつてゐる様であるが、矢張その他には物語畫、神話畫等があつたのではないかと思はれる。高句麗の古墳の内部には青龍白虎朱雀玄武の四神の畫かれてゐるものがあり、又樂浪時代の磚などにもこれが表はれてゐるとの事であるが、<sup>(1)</sup>四神の思想は可成り古く禮記にはその名稱が見えてゐる。<sup>(2)</sup>扉の金具に龜蛇の形のあつたことを既に述べたが、龜蛇といふのは玄武とその形が同じではないか。既にその名稱が禮記にも見え、形に表はれたものとしては樂浪時代の磚があり、而して又龜蛇といふもの形が例へ玄武と解すべきものではないにしても龜蛇の類を裝

飾にしたことは大體に於いて認め得られるのであるから、前漢の頃に四神が裝飾として既に繪畫の上に、寧ろ壁畫の一主題として行はれて居つたことを、私は認めたいのである。

註

- (1) 民族第一卷第四號所載、原田叔人氏論文樂浪の畫像埜。  
 (2) 禮記曲禮上第一、行前朱鳥而後玄武左青龍而右白虎。尙青、白、赤、玄の四色を以つて東西南北の方位を表はすことは既に述べた通りである。

最後に、私は天井の事に就いて一言しておきたいのであるが、石橋博士の工業字解や、其他伊東博士の説には、我邦の格天井の事を支那では藻井と稱してゐるとあるが、此の藻井なるものを格天井と解すならば、張衡の西京賦には「帶倒茄於藻井披紅葩之狎獵」といふ様な句もあるから前漢の宮殿に格天井のあつたことを證し得ることとなるが、私は實は藻井といふものゝ解釋を、果して格天井と解するものであるかどうか頗ぶる迷つてゐる。

その理由は、李誠の營造法式卷第八、小木作制度三の中に關八藻井といふものを掲げて「其名有三。一曰藻井。二曰圓泉。三曰方井。今謂之關八藻井」とあるが李誠の謂ふ通りであるとすると、藻井なるものは宋代には關八藻井と呼んで居つたものであらう。處が營造法式に載せる所の關八藻井なるものの記事は私にはどうしても格天井として解すことは出来ないのである。私は今此の考證に深入りすることを避けて他日一層の考究を遂げた後、先輩の叱正を乞ふこととして、今はしばらく藻井なるものに多大の疑ひを存しておく。

## 支那の建築終

支那の建築

支那の建築は、その歴史の悠久と、その文化の豊かさを、その建築の雄偉さと、その装飾の華麗さから、よく知られる。その建築の特色は、その柱の太さと、その屋根の曲線、そしてその彫刻の精巧さに、よく現れている。その建築の歴史は、その文化の歴史と、その政治の歴史と、その宗教の歴史と、よく結びついている。その建築の特色は、その柱の太さと、その屋根の曲線、そしてその彫刻の精巧さに、よく現れている。その建築の歴史は、その文化の歴史と、その政治の歴史と、その宗教の歴史と、よく結びついている。

昭和四年十月十五日印刷  
昭和四年十月十八日發行

不許複製

著作權  
所有

支那の建築  
定價四圓五拾錢

著者 伊藤清造

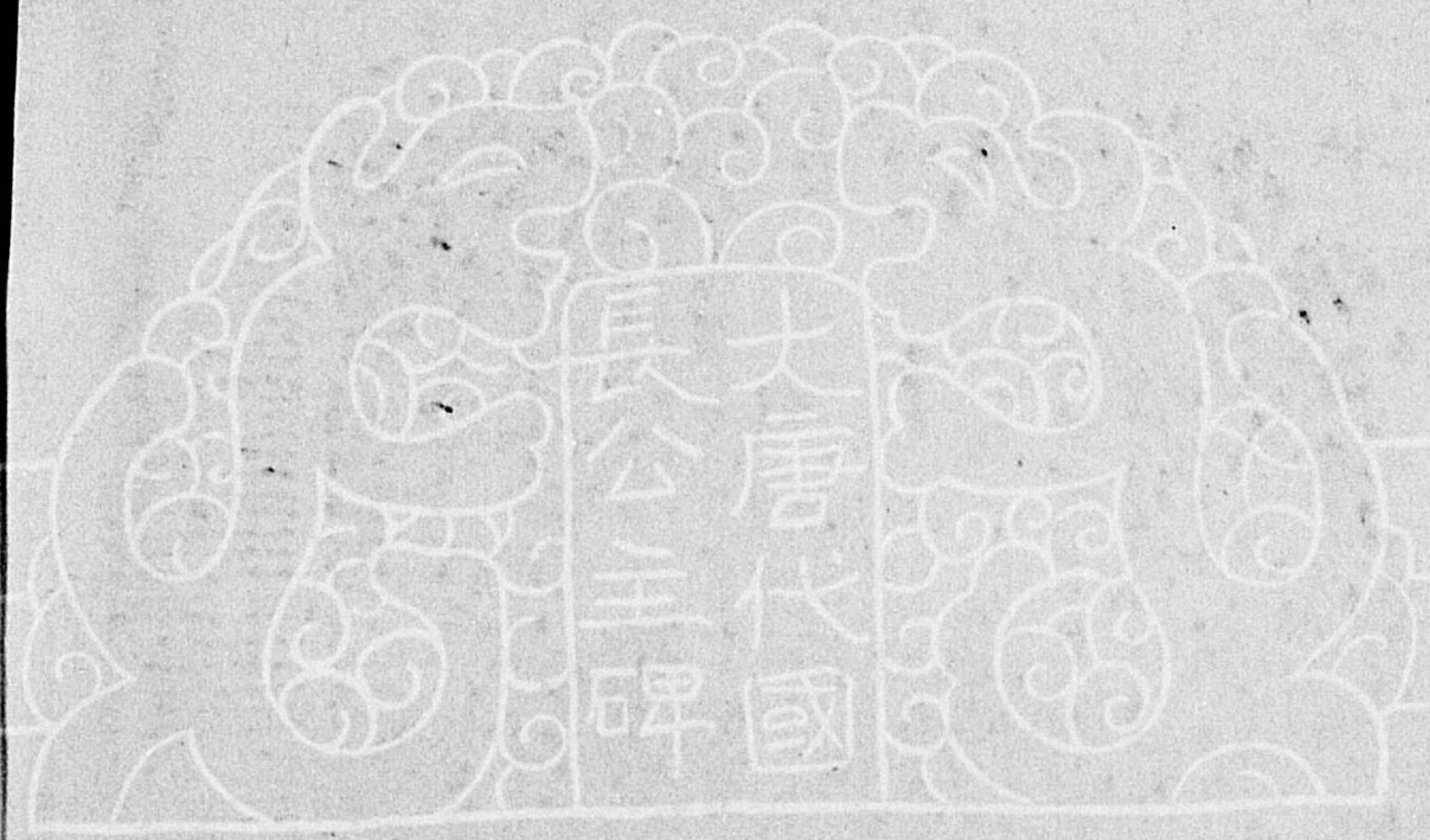
發行者 東京市日本橋區吳服二丁目五番地  
濱井松之助

印刷者 東京市神田區表神樂町二番地  
山崎一男

發兌

東京市日本橋區吳服二丁目  
大 阪 屋 號 書 店  
電話東京 四三三一  
日本橋 (34) 五六七三  
三三三七  
五九七五  
番番番番

上田恭輔著	支那陶磁の時代的研究	送金 料參 金円 十五 八拾 錢
鹽田力藏著	近代の陶磁器と窯業	送金 料參 金円 十五 八拾 錢
上田恭輔著	趣味の支那磁器	送金 料貳 金円 十五 八拾 錢
後藤朝太郎著	支那趣味の話	送金 料參 金 十 八 錢
鳥居龍藏著	西比利亞から滿蒙へ	送金 料參 金円 十五 八拾 錢
後藤朝太郎著	お隣の支那	送金 料壹 金円 十八 八拾 錢





終